

**第3次北九州市男女共同参画基本計画  
平成30年度実施状況報告書**

北九州市

## はじめに

北九州市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」を平成14年3月に制定し、この条例を具体化するため、平成16年より「北九州市男女共同参画基本計画（第1次～第3次）」を策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための様々な施策を積極的に進めてきました。

平成29年の「北九州市男女共同参画社会に関する調査」では、性別による固定的役割分担意識に否定的な人が約7割となり、男性も初めて否定的な人の割合が半数を超えました。また、平成29年度には市の審議会等における女性委員の参画率が政令指定都市で初めて50%を超えるなど、本市の男女共同参画社会は着実に進展しております。しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、市民の意識、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

本書は、「第3次北九州市男女共同参画基本計画」の最終年度となる平成30年度の実施状況についてとりまとめるとともに、平成26年度から平成29年度までの取組も併せて掲載したものです。

令和元年6月に、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しましたが、第3次基本計画の取組状況や課題等を踏まえ、5つの「柱」と14の「施策の方向性」に基づいた具体的施策を進めていきます。また、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぐとともに、本計画の推進を通して「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。本書を、男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開するための一助として活用するとともに、市民や事業者の皆様にとって、男女共同参画社会の形成の推進についてご理解を深めていただく資料となれば幸いです。

今後とも皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北九州市

# 目次

## 1 基本計画の概要

- 第3次北九州市男女共同参画基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第3次北九州市男女共同参画基本計画の施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 2 数値目標等の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 3 基本計画に掲げる施策の実施状況（平成26～30年度）

### 柱Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透

- 施策の方向 1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・ 14
- 施策の方向 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 施策の方向 3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 施策の方向 5 男女共同参画の視点に立ったあらゆる市の施策の展開・・・・・・・・ 32
- 施策の方向 6 女性の人材育成とチャレンジ支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

### 柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

- 施策の方向 1 女性の雇用の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 施策の方向 2 女性の就業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 施策の方向 3 女性の活躍による経済の成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

### 柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現・・・・・・・・・・・・ 54
- 施策の方向 2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

### 柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

- 施策の方向 1 男性にとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
- 施策の方向 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・ 84

### 柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

- 施策の方向 1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防・・・・・・・・・・・・ 114
- 施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

## 《資料》

- 参考データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・ 141

# 基本計画の概要



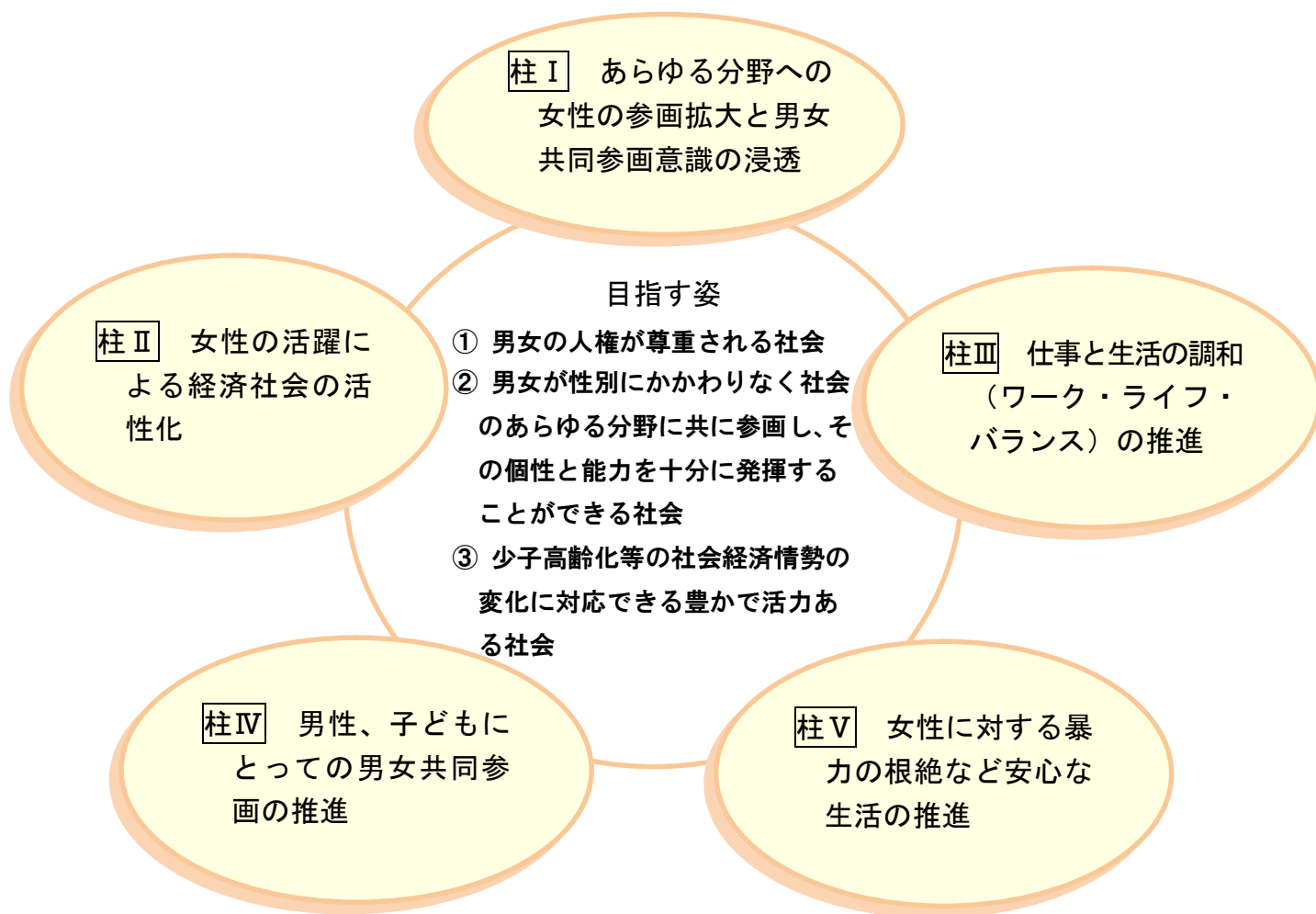
## 第3次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

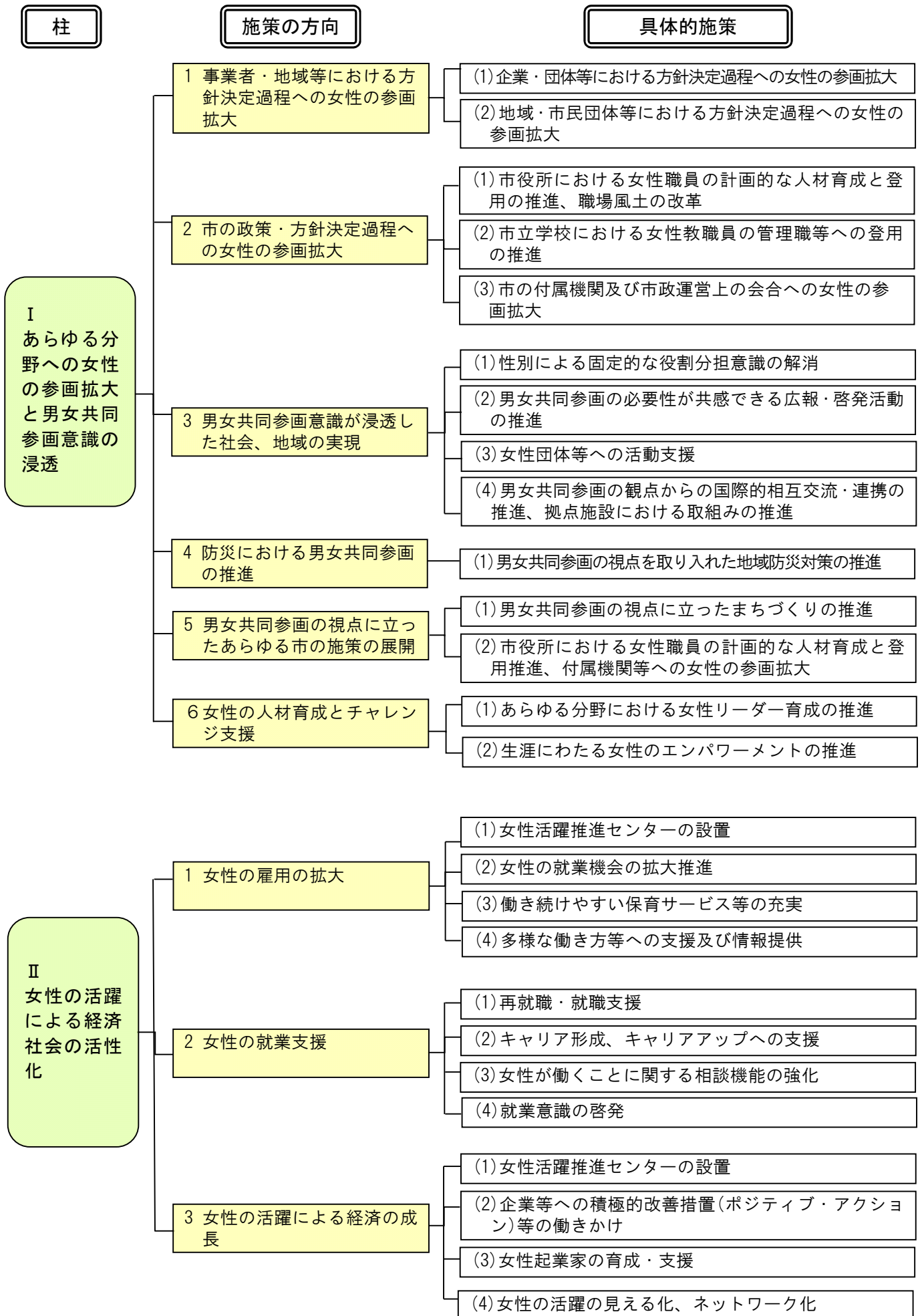
市民や、市民団体、企業等の事業者などさまざまな皆さまの理解を深め、連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいくため、現在、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「第3次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しています。

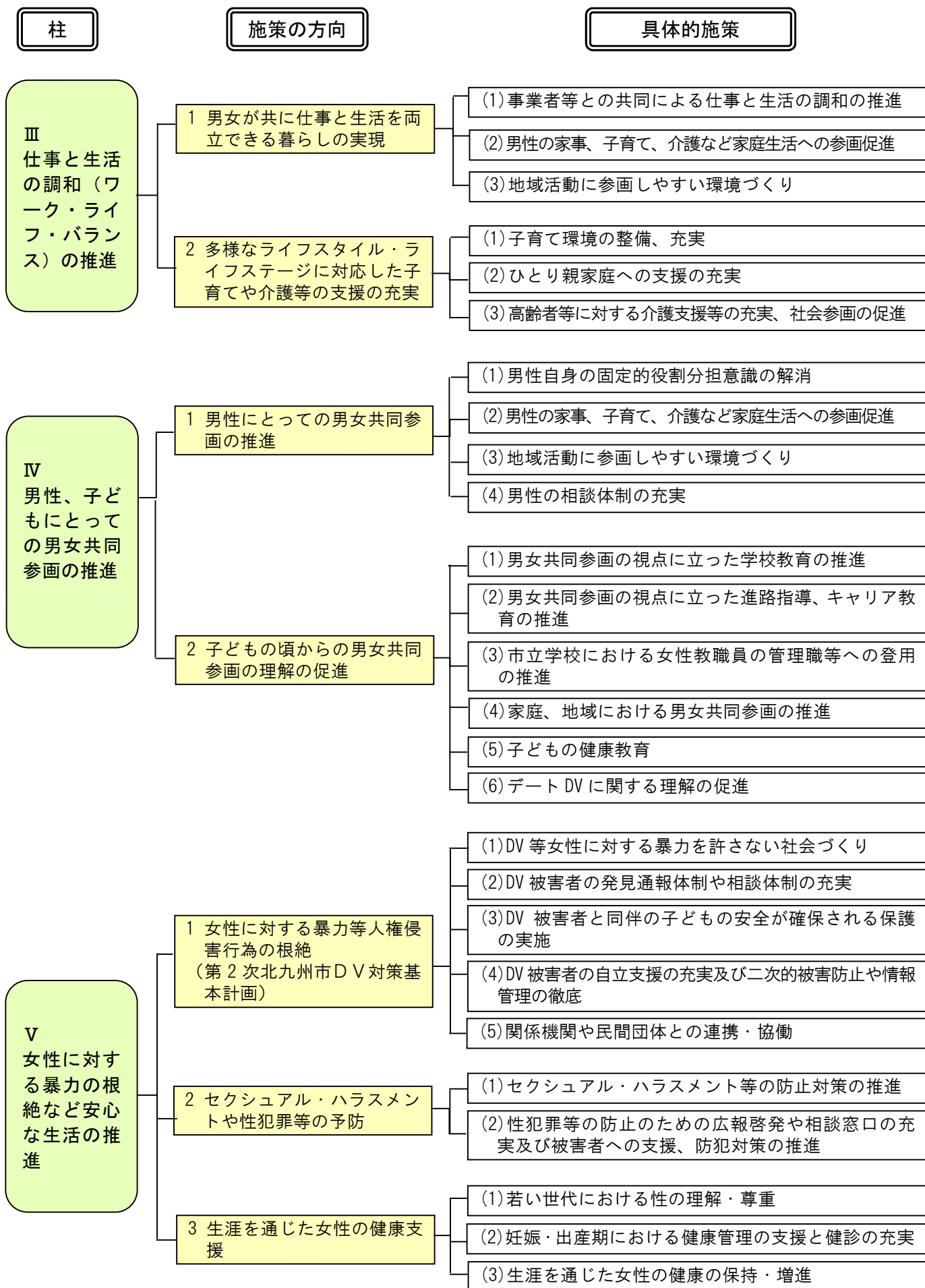
第3次北九州市男女共同参画基本計画では、計画の推進により目指す姿と、施策を総合的かつ計画的に推進するため取り組む5つの柱を定めるとともに、それぞれの柱に数値目標等を定めています。

### 【計画の柱と目指す姿】



# 第3次北九州市男女共同参画基本計画の施策の体系









# 数値目標等の進捗状況



## 数値目標等の進捗状況[平成 30 年度]

基本計画に掲げる具体的施策については、数値目標及び男女共同参画社会の進み具合を表わすモニタリング指標を設定し、定期的に調査・把握することとしています。

### 柱Ⅰ あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透

#### 1 数値目標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 30 年度)
Ⅰ	市役所における役職者(係長以上)に占める女性の比率	15.6% (平成 25 年 4 月)	18.6% (平成 30 年 4 月)	20%
	市役所における女性管理職比率 ※課長級以上、全職	12.0% (平成 25 年 4 月)	14.8% (平成 30 年 4 月)	15%
	市立学校等における管理職に占める女性の比率 ①校長 ②教頭	① 14.7% ② 18.6% (25 年 4 月)	① 15.2% ② 25.4% (平成 30 年 4 月)	① 18.4% ② 23.3%
	市付属機関等における女性の比率 ※市付属機関等には市政運営上の 会合を含む	41.9% (平成 25 年 7 月)	53.0% (平成 30 年 7 月)	50% (平成 29 年度)
	男女共同参画社会という言葉の認知度	68.9% (平成 23 年度)	69.7% (平成 29 年度)	80%

#### 2 モニタリング指標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)
Ⅰ	自治会における女性の比率 ①区自治総連合会長 ②自治区会長 ③町内会長	① 0% ② 3.9% ③ 15.7% (平成 25 年度)	① 14.3% ② 4.9% ③ 16.6% (平成 30 年度)
	校区まちづくり協議会会長における女性比率	5.1% (平成 25 年度)	2.9% (平成 30 年度)
	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	10.0% (平成 25 年度)	15.0% (平成 30 年度)
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての肯定・否定の割合	(肯定) 38.7% (否定) 53.8% (平成 23 年度)	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成 29 年度)
	女性が職業を持つことについての考え方についての割合 (注1) ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたなら中断した方がよい ③子どもができたなら退職した方がよい	① 28.4% ② 59.8% ③ 6.5% (平成 23 年度)	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成 29 年度)
	社会全体における男女平等達成感	13.0% (平成 23 年度)	10.6% (平成 29 年度)

## 柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

### 1 数値目標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 30 年度)
Ⅱ	30 歳代女性の労働力率	64.6% (平成 22 年)	67.0% (平成 27 年)	67.6%

### 2 モニタリング指標

柱	項目	当初	現状
Ⅱ	男女それぞれの雇用者に占める管理的職業従事者(役員含む)の比率	(女性)0.89% (男性)3.96% (平成 22 年)	(女性)1.08% (男性)3.80% (平成 27 年)
	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	(女性)①48.0% ②51.6% (男性)①77.9% ②20.2% (平成 25 年 1 月)	(女性)①49.4% ②50.4% (男性)①74.0% ②24.9% (平成 31 年 1 月)
	職場での男女平等達成感	16.1% (平成 23 年度)	17.8% (平成 29 年度)

## 柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 1 数値目標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 30 年度)
Ⅲ	市役所における時間外勤務削減率 (※平成 19 年度対比)	12.2% (平成 24 年度)	29.3% (平成 29 年度)	30%
	市役所における男性職員の育児休業、部分 休業及び育児短時間勤務制度取得率	7.9% (平成 25 年 3 月)	22.9% (平成 31 年 3 月)	20% (平成 31 年度)
	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	①148 箇所 ② 7 箇所 ③ 9 箇所 (平成 25 年度)	①154 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成 30 年度)	①162 箇所 ② 7 箇所 ③ 14 箇所 (平成 31 年度)

### 2 モニタリング指標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)
Ⅲ	市役所における時間外勤務者(年間のべ人数) ①100 時間/月以上の人数 ②2 ヶ月平均で 80 時間/月以上の人数	① 390 人 ② 76 人 (平成 24 年度)	① 244 人 ② 47 人 (平成 28 年度)
	市内企業等における職員の育児休業取得率	—	—
	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の 雇用者の割合(年間就業日数 200 日以上の雇用者)	11.4% (平成 24 年度)	—
	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	—	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成 29 年度)
	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	①17,513 人 ② 519 人 ③ 1,522 人 ④ 6,184 人 (平成 24 年度)	① 16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成 30 年度)
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれてい ると思う人の割合	47.9% (平成 23 年)	52.0% (平成 29 年)

柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

2 モニタリング指標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)
Ⅳ	小中学校における男女共同参画副読本の活用率	100% (平成 24 年度)	100% (平成 30 年度)
	学校教育の場での男女平等達成感	53.5% (平成 23 年)	54.4% (平成 29 年)

柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

1 数値目標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 30 年度)
Ⅴ	夫婦間における「①平手で打つ」「②なぐるふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 55.2% ② 57.9% (平成 23 年度)	① 71.1% ② 68.3% (平成 29 年度)	① 70% ② 70%
	子宮頸がん・乳がん検診の受診率 ①子宮頸がん ②乳がん	① 22.3% ② 13.7% (平成 24 年度)	① 18.2% ② 13.2% (平成 30 年度)	① 33.0% ② 22.0% (平成 29 年度)

2 モニタリング指標

柱	項目	当初	現状 (平成 30 年度)
Ⅴ	市の相談先・援助機関(①DVセンター②区子ども・家庭相談コーナー③ムーブ相談室)の認知度	① 10.0% ② 30.4% ③ 15.7% (平成 23 年)	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成 29 年)
	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性)①19.9% ②32.8% ③12.6% ④ 4.5% (男性)①10.9% ②19.6% ③ 2.2% ④ 1.4% (平成 23 年度)	(女性)①22.2% ②39.1% ③12.2% ④ 6.0% (男性)①11.4% ②20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成 29 年度)
	10代の人工妊娠中絶率(15~19 歳の女性人口千人対)	13.2‰ (平成 22 年度)	11.4‰ (平成 29 年度)
	生活習慣病予防のための特定健診受診	32.6% (平成 24 年度)	36.1% (平成 29 年度)

# 基本計画に掲げている 施策の実施状況

## ■実施状況表について

柱I あらゆる分野への女性の参画拡大と男女共同参画意識の浸透												
施策の方向 1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大												
具体的政策 (企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大)												
内容	項目	NO.	事業・取組概要	実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	備考	再掲
				項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度				
企業・団体等に対し、女性管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の備えかけ	〔新〕企業等の事業者に対し、女性の管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の備えかけ	101										
	女性の参用を推進する企業等を「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において表彰	102										
	〔新〕企業等への出前セミナーの実施	103										

1 ページ

↑

男女共同参画基本計画の具体的施策の内容を記載している

↑

基本計画の内容に対する事業・取組の概要を記載している

↑

基本計画の内容に対する事業の実施内容及び、H26～30年度の実施状況について記載している

↑

今後の取組や、取組にあたっての課題等について記載している

↑

他の具体的施策に再掲がある事業・取組に○をつけている

H26～30年度の進捗状況について記載している

A: 予定通り実施した

B: 概ね予定通り実施した

C: 実施したが、見直し検討が必要

D: 準備中、検討中



## 施策の方向 1 事業者・地域等における方針決定過程への女性の参画拡大

## 具体的政策 (1) 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大

内容	細目	NO.	事業・取組概要
企業・団体等に対し、女性管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)など、女性の活躍についての働きかけに取り組みます。	(新)企業等の事業者に対し、女性の管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の働きかけ	101	企業向けシンポジウムの開催や、これから女性活躍に取り組む企業を対象としたセミナーやコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活(育児、介護等)の両立できる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍、ワーク・ライフ・バランスへ取組を進める事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。
	女性の登用を推進する企業等を「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」において表彰	102	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。
	(新)企業等への出前セミナーの実施	103	No.101の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
企業向け出前セミナー等、講師等派遣	27回	36回	33回	35回	36回	A	平成28年4月に完全施行(令和元年5月一部改正)となった女性活躍推進法を踏まえ、多様な働き方が実現できる職場環境づくり等、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の取組にさらに働きかけていく。 企業の取組は、経営者・管理職の意識改革が必要であることから、さらなるイクボス普及など、企業への直接的な働きかけを行う。	総務局	○
北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数	累計50社	累計54社	累計60社	累計64社	累計68社	A	子育て、介護等と仕事の両立を支援するとともに、従業員の継続的なキャリア形成を支援する風土醸成に向けた取組を進める。また、募集企業・個人の拡大を図るとともに、受賞後のインセンティブや広報啓発の充実を検討する。	総務局	○
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○

## 具体的政策 (2) 地域・市民団体等における方針決定過程への女性の参画拡大

内容	細目	NO.	事業・取組概要
<p>様々な団体の会長等だけではなく、副会長等の参画状況の把握にも取り組み、その状況も踏まえながら、自治会やPTAなど地域団体・市民団体において、方針決定過程への女性の参画を進めるための広報・啓発活動を行います。また啓発活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援等を行います。</p>	自治会やPTA における会長や副会長等役員への女性の参画率についての定期的な把握・公表	104	自治会や校区まちづくり協議会の会長・副会長等、PTA会長・副会長、市民センター館長、社会福祉協議会会長、民生委員・児童委員などの女性比率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表
	地域団体・市民団体への女性の参画拡大のための広報・啓発	105	①女性の参画拡大を啓発するため、区自治総連合会等への参加 ②男女共同参画フォーラムin北九州の開催支援(補助金の交付)
	(新)地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報発信	106	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、北九州市表彰に「男女共同参画功劳」部門を新設

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
① 区自治総連合会会長 ② 自治総連合会(自治区・地区・校区会長) ③ 自治連合会(町内会長) ④ 校区まちづくり協議会 会長 ⑤ PTA会長 ⑥ 市民センター館長	①0.0% ②4.4% ③15.7% ④3.7% ⑤— ⑥58.1%	①0.0% ②4.4% ③16.1% ④2.2% ⑤7.5% ⑥62.0%	①0.0% ②3.9% ③17.5% ④2.2% ⑤9.5% ⑥66.7%	①0.0% ②3.9% ③17.5% ④2.2% ⑤12.4% ⑥70.0%	①14.3% ②4.9% ③16.6% ④2.9% ⑤15.0% ⑥70%	A	今後も自治会長等の女性の参画率について把握し、公表していく。	総務局	
①実施回数  ②実施回数 参加者数	各区1回  37回 3,404人	各区1回  37回 3,295人	各区1回  37回 3,116人	各区1回  37回 3,147人	各区1回  37回 2,939人	A	地域において女性の参画は進んでいるが、方針決定過程への参画拡大は進んでいないため、引き続き広報・啓発活動を継続していく。	総務局	
北九州市表彰に「男女共同参画功劳」部門を新設	—	—	検討	新設 6名	継続 7名	A	地域で活躍するロールモデルとなる女性の表彰を継続していく。	総務局	

## 施策の方向 2 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

## 具体的政策 (1) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革

内容	細目	NO.	事業・取組概要
平成20年8月に策定した「女性活躍推進アクションプラン」第二期計画期間(平成26～30年度)において、計画的な人材育成や登用等、女性職員の活躍推進に向けた取組を更に進めます。	女性管理職等の比率向上	107	「女性活躍推進アクションプラン第二期計画」(平成26～30年度)に基づき、職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、管理監督者の指導・育成力向上等を目的とした研修を実施した。 また、第三期特定事業主行動計画「北九州市職員ダイバーシティ推進プログラム」(計画期間:H27～31年度)に基づき、管理職を対象としたイクボス養成研修を実施したほか、部下からイクボス実践ができている管理職を推薦してもらう「市職員イクボス表彰」により、一層のイクボス実践を促し、“多様な人材を活かし、組織と人の成長につなげる”風土の更なる醸成を図った。

## 具体的政策 (2) 市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市立学校の管理職(校長・教頭)における女性の登用を推進します。	将来の管理職にもつながる、学校経営上重要な教務、学年主任など各種主任職への女性教職員の登用を進めるため、校長会への働きかけや教職員の意識改革のための研修の実施	108	平成30年度(平成29年度実施)公立学校管理職等候補者選考においては、校長会を通じて、管理職からの受験勧奨等の声かけを徹底。
	市立学校等における管理職に占める女性比率の向上	109	業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進。
	女性教職員の管理職受験率向上	110	平成30年度(平成29年度実施)公立学校管理職等候補者選考においては、有資格者全員へ試験実施要綱および志願書の配布を行い、性別にとらわれない能力主義による選考を実施。

## 具体的政策 (3) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の参画の拡大を推進します。	付属機関や市政運営上の会合における女性委員の参画率の向上	111	市の政策・方針決定の場である市の付属機関等への女性参画向上に向けて下記の取組を実施。 ・市の付属機関等における女性委員の参画状況調査 ・女性登用に際して、女性人材の紹介やアドバイスの実施

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①女性職員キャリア研修の実施及びサポート ②新任課長向けイクボス研修の実施 ③市職員イクボス表彰を実施	①13回 ②ー ③ー	①8回 ②全課長 に対して 実施 ③10人	①4回 ②1回 ③13人	①4回 ②1回 ③12人	①6回 ②1回 ③9人	A	「係長としての資質や能力への不安」 「仕事と家庭の両立不安」等の理由 により、女性職員が昇任試験の受験 をためらう傾向にあることから、それ らの不安払拭に向け、今後も引続 き、組織的かつ総合的な取組を実施 する。 また、「北九州市職員女性活躍・ ワークライフバランス推進プログラ ム」に基づく取組(イクボス養成、柔 軟な勤務形態・職場環境整備の検 討)も併せて着実に実施する。	総務局	○

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
女性の校長・教頭・指導主事候補受験者数	62人	61人	62人	62人	59人	A	今後も校長会等への働きかけを継続 的に実施する。	教育委 員会	○
市立学校等における管理職に 占める女性比率	校長職 15.2% 教頭職等 19.2%	校長職 12.1% 教頭職等 21.5%	校長職 13.8% 教頭職等 23.2%	校長職 14.5% 教頭職等 24.9%	校長職 15.2% 教頭職等 25.4%	A	性別にとらわれない能力主義による 管理職への積極的登用を行う。	教育委 員会	○
女性教職員の管理職受験率	校長職 75.0% 教頭職等 2.9%	校長職 79.3% 教頭職等 2.9%	校長職 86.2% 教頭職等 3.0%	校長職 91.2% 教頭職等 1.8%	校長職 89.7% 教頭職等 1.5%	A	受験率のさらなる向上に向け、有資 格者全員へ受験勧奨を働きかける。	教育委 員会	○

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
女性委員参画状況(各年度7月 1日時点)	43.8%	44.9%	47.8%	53.2%	53.0%	A	目標どおり平成29年度に女性参画率 50%を達成したことから、引き続き50% の維持に努めるとともに、すべての 付属機関等の女性参画率が50%とな ることを目指す。	総務局	○

## 施策の方向 3 男女共同参画意識が浸透した社会、地域の実現

## 具体的政策 (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消

内容	細目	NO.	事業・取組概要
働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、地域、企業、女性団体等と協働しながら広報・啓発を推進します。	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の地域と協働した広報・啓発の実施	112	男女共同参画フォーラム in 北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」と連携し、地域と協働した広報・啓発を実施する。
	(新)企業等への出前セミナーの実施	113	No101の再掲
	男女共同参画センター・ムーブ等における男女共同参画講座の開催	114	働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進する。
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に係る広報・啓発や、様々な事業の実施	115	「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、11月をワーク・ライフ・バランス推進月間と定め、街頭啓発や、市民参加型のイベント等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する集中的な広報・啓発を図る。 また、過去の「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」の受賞企業のPR用パネルを作成し、イベント等の際に展示し、積極的に取り組む企業のPRを行う。
	女性団体等を行う啓発活動への事業支援	116	No.112の再掲
	市民センター等における生涯学習市民講座の開催	117	市民センターでは、地域課題や現代的課題等の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりをめざす講座、地域全体で子どもの健全育成に取り組む機運を醸成する講座等、市民の学びのニーズに合った幅広い内容の講座を実施する。
	「家庭教育学級」の開催	118	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもとの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中で勉強するもの。 子どもの健全な成長、人格の形成にとって家庭教育は重要な意義を持っており、家庭教育の振興の一環として学級を開設。 市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施。直営保育所は各保育所で実施。 私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
男女共同参画フォーラム 実施回数 参加者数	37回 3,404人	37回 3,295人	37回 3,116人	37回 3,147人	37回 2,939人	A	引き続き、北九州市女性団体連絡会議等と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
No101の再掲						A	No101の再掲	総務局	○
男女共同参画講座実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ(男女共同参画講座・おとこのライフ・キャリア形成) ②レディスもじ(男女共同参画講演会・映画祭) ③レディスやはた(ジェンダークシヨップ・映画祭)	①3回、 666人 ②3回、 149人 ③4回、 150人	①3回、 670人 ②3回、 158人 ③3回、 206人	①12回、 1,976人 ②2回、 108人 ③2回、 191人	①12回、 2,502人 ②1回、 68人 ③2回、 169人	①11回、 2,123人 ②1回 104人 ③0回 0人	A	受講生のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。	総務局	
ワーク・ライフ・バランス推進 キャンペーンの実施	1回	1回	1回	1回	0回	B	企業や市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進が図れる、より効果的な広報・啓発を検討する。	総務局	
No.112の再掲						A	No.112の再掲	総務局	○
①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	104,700人 1,107講座	96,182人 1,095講座	85,864人 1,013講座	84,107人 806講座	130,619人 990講座	A	住民主体の地域づくりを促進するため、生涯学習市民講座などにおいて地域課題解決の講座、学んだ成果を活かす講座、地域交流を目指す講座を充実させていく。 そうした地域活動をリードする人材の発掘、育成、活動を図るため、体系的に支援する仕組みをつくる。	市民文化スポーツ局	○
家庭教育学級開設数	327箇所	344箇所	333箇所	329箇所	321箇所	B	近年、核家族世帯や共働き世帯の増加等、子どもや家族を取り巻く環境が大きく変化したことにより、家庭教育支援プロジェクトを立ち上げ、家庭教育学級の運営方法等を見直した。今後、家庭教育学級の実施・運営方法等について、関係者へアンケートを実施するなど見直し効果を検討する。	市民文化スポーツ局	○



## 具体的政策 (2) 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
多様な媒体を使った市民が共感できる広報・啓発活動に取り組みます。	広報誌や漫画などの紙媒体をはじめ、ラジオやテレビ・DVDなど音声・映像媒体の活用	119	広報誌に加え、新聞、フリーペーパー、ラジオやテレビなど、多様な媒体を活用した広報・啓発を行う。
	(新)ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した効果的な広報	120	ホームページやフェイスブック、ムーブメールで施設情報や講座、事業等の最新情報をより迅速かつ広範囲に配信する。
	人権講演会、ラジオ、映画、冊子などでの女性の人権問題の啓発の推進	121	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」を制作・放送
	国や県が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度等の活用	122	国や県が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度等の広報・推薦など
	女性の人権問題をテーマとした、市民センターにおける人権市民講座、家庭教育学級等の開催	123	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うなかで、女性の人権問題を取り上げるもの。 (なお、講座で取り扱う人権課題は、それぞれの地域が抱える、暮らしの中の身近な問題を扱うなど、各センターの自主性を重んじているため、「女性の人権問題」に限定はできない。)

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
女性に対する暴力をなくす運動にあわせた広報 ①新聞 ②フリーペーパー	①2件 ②1件	①3件 ②1件	①4件 ②1件	①4件 ②1件	①4件 ②1件	A	引き続き新聞等による広報を実施する。	総務局	
①ホームページアクセス数(件) ②フェイスブックリーチ数(件) ③ホームページ登録者数(人)	①237,222件 ②－ ③329人	①249,106件 ②31,581件 ③245人	①237,893件 ②26,054件 ③350人	①271,050件 ②26,973件 ③350人	①268,326件 ②19,063件 ③362人	A	引き続き迅速かつ広範囲に情報を提供し、アクセス数などを増加させる。	総務局	
①放送期間 ②放送局 ③「女性の人権」を取り上げたシナリオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シナリオ集・CD、紙芝居DVDの政策と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸し出し等 ⑥youtubeに公開	①平成26年10月13日から平成27年3月8日 ②cross fm ③2本のシナリオを各2回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	①平成27年10月19日から平成28年3月6日 ②cross fm、KBCラジオ、RKBラジオ ③1本のシナリオを全4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	①平成28年10月17日から平成29年3月5日 ②cross fm、KBCラジオ、RKBラジオ ③1本のシナリオを全4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	①平成29年度10月16日から平成30年3月4日 ②cross fm、KBCラジオ、RKBラジオ ③1本のシナリオを全4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	①平成30年10月15日から平成31年3月3日 ②cross fmラジオ、KBCラジオ、RKBラジオ ③1本のシナリオを全4回放送 ④実施 ⑤実施 ⑥実施	B	■人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送 番組ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたシナリオはYouTubeでの視聴も可能にすることにより、視聴者層の拡大を図る。また「女性の人権」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。  ■人権週間記念講演会の開催、啓発資料の作成・提供 講演会や啓発資料等で、引き続き、「男女共同参画」及び「女性の人権」について取扱い、啓発を促進していく。	保健福祉局	○
①福岡県男女共同参画表彰への推薦件数	2件	4件	1件	2件	1件	A	引き続き、国や県の表彰について、庁内に推薦者を呼びかけ、推薦を行う。	総務局	
①人権市民講座 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数 ②家庭教育学級 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数 ③PTA自主講座 実施回数 (うち女性の人権を取り上げた回数) 参加者数	①302回(65回) 15,291人 ②500回(82回) 15,438人 ③11回(0回) 490人 ※ 数値は全て延べ数	①334回(79回) 16,819人 ②487回(86回) 11,858人 ③13回(0回) 497人 ※ 数値は全て延べ数	①306回(80回) 14,849人 ②477回(86回) 11,830人 ③10回(3回) 368人 ※ 数値は全て延べ数	①338回(64回) 14,230人 ②521回(62回) 10,860人 ③7回(1回) 303人 ※ 数値は全て延べ数	①310回(88回) 15,312人 ②484回(115回) 11,005人 ③7回(3回) 232人 ※ 数値は全て延べ数	B	今後も「女性」のみならず、「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」など、様々な人権問題の中から、地域課題に即したテーマを取り上げ、人権講座を実施していく。	教育委員会	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
(公財)アジア女性交流・研究フォーラム等と協働しながら、本市における男女共同参画の様々な課題等についてのデータを把握・分析し、広く情報発信を行います。	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	124	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
	企業等における女性の参画状況や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関するデータの把握	125	平成26年度に発行した『北九州市の男女共同参画統計データ集2014』の追加として、北九州市及び全国の男女共同参画等について新規項目のデータをホームページに掲載する。
		126	平成30年度は、データの把握の調査は実施していない。
環境未来都市及び世界の環境首都を目指す本市において、男女共同参画等人権尊重の考え方が根本となる持続可能なまちづくりを進めるため、国連など世界規模で取り組んでいる「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進します。		127	持続可能な社会の構築を図るため、国連などの世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育(ESD)」を北九州ESD協議会を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進する。

### 具体的政策 (3) 女性団体等への活動支援

内容	細目	NO.	事業・取組概要
様々な女性団体、NPO等と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。	地域における啓発活動の中核である「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働の強化及び活動への支援	128	男女共同参画フォーラム in 北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援
	NPO等との協働による地域における啓発活動の実施	129	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	—	—	検討	実施	—	A	5年に1度の実施予定(次は令和4年度)。	総務局	
データ件数	—	13件	11件	19件	11件	A	今後も、北九州市の男女共同参画の状況を最新の統計データとしてホームページに掲載する。北九州市のジェンダー統計として、事業や講演等で活用していただく。	総務局	
平成30年度は、データの把握の調査は実施していない。	—	—	—	—	—	—	市内企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進の状況など、関係機関と調整しながら、必要に応じ適切な時期に調査を実施していきたい。	総務局	
①「ESDの10年」最終年に開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」への参加、九州ESDの提言を発信【H26】 ②北九州ESDアクションプランの策定【H27】 ③新活動体制の整備【H28～】 ④市民センター館長等研修【H24～】 受講者数 ⑤まなびとESDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組 ⑥地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施【H28～】 実施回数 ⑦企業向けESD研修の実施【H27～】 実施回数(参加人数) ⑧九州・四国・中国地方の高校生を対象とした「マイプロジェクト」の開催【H27～】	①実施 ②— ③— ④11人 ⑤実施 ⑥— ⑦— ⑧—	①— ②策定 ③— ④129人 ⑤実施 ⑥— ⑦1回(26人) ⑧開催	①— ②— ③ワーキンググループ設置、H29からの実施に向け検討 ④129人 ⑤実施 ⑥5回 ⑦1回(165人) ⑧開催	①— ②— ③全体コーディネーターを1名配置し、新体制始動 ④130人 ⑤実施 ⑥5回 ⑦1回(54人) ⑧開催	①— ②— ③— ④115人 ⑤実施 ⑥5回 ⑦9回(92人) ⑧開催	B	今後も、北九州ESD協議会を中心に、SDGs実現に向けた更なるESDの普及に取組む。既存の市民活動に「ESDの視点で考える」という意識醸成や実践を促し、活動の質の向上を図る。企業への更なる普及推進、新たなステークホルダーの参画に向けた取組を実施する。「北九州ESDアクションプラン」の期間満了に伴い、新アクションプラン策定に向けた検討を行う。	環境局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
男女共同参画フォーラム 実施回数 参加者数	37回 3,404人	37回 3,295人	37回 3,116人	37回 3,147人	37回 2,939人	A	引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
地域における広報啓発事業 実施回数 参加者数	26回 1,719人	26回 1,028人	28回 1,330人	31回 1,392人	25回 1,456人	A	地域で活動する団体と協力し、引き続き広報啓発事業を行う。更に幅広い層の市民の参加を促すために、効果的な事業広報を行う。	総務局	○

## 具体的政策（４） 男女共同参画の観点からの国際的相互交流・連携の推進、拠点施設における取組の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
(公財)アジア女性交流・研究フォーラムについては、国際的な視点からの男女共同参画推進に加え、市の政策課題である第3次基本計画の重点取組に直結した業務を展開し、市民・地域にその成果を明確に見える形で還元していきます。	男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力を進めるため、(公財)アジア女性交流・研究フォーラムに対して支援を行い、相互交流・連携を推進	130	<p>【調査・研究事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究報告会の開催</li> <li>・KFAWアジア研究者ネットワークセミナーの開催</li> <li>・研究誌『アジア女性研究』の発行</li> <li>・KFAW調査研究報告書の発行</li> </ul> <p>【交流・研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア女性会議ー北九州の実施</li> <li>・国際セミナーの実施</li> <li>・スタディツアーの実施</li> </ul> <p>【情報収集・発信事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『Asian Breeze』の発行</li> <li>・ホームページ・フェイスブックでの情報発信</li> </ul> <p>【国際研修事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」実施</li> </ul>
	国際的な視野を持つ次世代の人材育成及び人材のネットワーク化	131	No.130の再掲
	第3次基本計画の重点取組に直結した業務の展開	132	No.130の再掲
男女共同参画センター・ムーブ等の拠点施設は、第3次基本計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組み、充実を図ります。	既存事業を精査見直し、第3次基本計画の具体的施策を具現化するための事業を集中的に展開	133	No.114の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①研究報告会の実施回数、参加者数 ②ネットワークセミナーの実施回数、参加者数 ③アジア女性研究の発行部数 ④調査研究報告書の発行部数  ⑤アジア女性会議の実施回数、参加者数 ⑥国際セミナーの実施回数、参加者数 ⑦スタディツアーの実施回数、参加者数  ⑧『Asian Breeze』の発行部数 ⑨アクセス数  ⑩JICAの研修回数、参加者数	①1回 28人 ②1回 43人 ③500部 ④2誌 200部  ⑤1回 110人 ⑥5回 37人 ⑦1回 7人  ⑧3回 12,000部 英語9,000部 ⑨61,924 件(HPのみ)  ⑩1回 8人	①2回 87人 ②3回 92人 ③500部 ④3誌 300部  ⑤1回 159人 ⑥4回 280人 ⑦1回 16人  ⑧3回 12,000部 英語9,000部 ⑨64,766 件(HPのみ)  ⑩1回 7人	①1回 29人 ②5回 71人 ③500部 ④—  ⑤1回 173人 ⑥4回 268人 ⑦1回 15人  ⑧3回 12,000部 英語7,200部 ⑨260,433 件  ⑩2回 18人	①1回 38人 ②3回 106人 ③500部 ④2誌 200部  ⑤1回 129人 ⑥5回 671人 ⑦1回 18人  ⑧3回 11,000部 英語6,400部 ⑨275,130 件  ⑩2回 16人	①1回 30人 ②2回 56人 ③500部 ④3誌 300部  ⑤1回 97人 ⑥4回 229人 ⑦1回 9人  ⑧3回 7,500部 英語2,500部 ⑨320,094 件  ⑩2回 14人	A	<p>【調査・研究事業】 KFAW客員研究員による調査研究を行うとともに、KFAWアジアジェンダー研究者ネットワーク活動を充実させる。 また、第4次北九州市男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った調査・研究や事業を実施し、成果を市民に還元する。</p> <p>【交流・研修事業】 【情報収集・発信事業】 第4次北九州市男女共同参画基本計画の5つの柱とその施策の方向に沿った国際的かつタイムリーなシンポジウム、セミナーの開催や情報発信、及び国際研修を実施する。また、幅広い層の市民の参加を促すために効果的な広報を行う。</p>	総務局	○
No.130の再掲						A	No.130の再掲	総務局	○
No.130の再掲						A	No.130の再掲	総務局	○
No.114の再掲						A	No.114の再掲	総務局	○

内容	細目	NO.	事業・取組概要
外国人市民の悩み事や国籍手続き等の問題についての相談体制の充実を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けて国際交流を促進する事業を行います。		134	(公財)北九州国際交流協会との連携により、以下のとおり実施 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理解促進

実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度					H30年度
① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催(県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催(県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦ 外国人家庭、支援者、先生のための「子どもの教育なんでも相談会&交流会」の開催 ⑧ 国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑨ 国際理解教育講座 外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センターに派遣 ⑩ 仁川市との青少年交流 ⑪ 市内各地でのイベントにおいて多文化共生啓発事業を実施	① 32件 ② 18件 ③ 2件 ④ 845件 ⑤ 108件 ⑥ 2回 ⑦ — ⑧ 8件 ⑨ 25人 ⑩ 実施 ⑪ 実施	① 39件 ② 9件 ③ 0件 ④ 800件 ⑤ 74件 ⑥ 2回 ⑦ — ⑧ 9件 ⑨ 25人 ⑩ 実施 ⑪ 実施	① 30件 ② 9件 ③ 2件 ④ 1,148件 ⑤ 122件 ⑥ 2回 ⑦ — ⑧ 15件 ⑨ 41人 ⑩ 実施 ⑪ 実施	① 39件 ② 19件 ③ 8件 ④ 1,059件 ⑤ 153件 ⑥ 2回 ⑦ 開催 ⑧ 17件 ⑨ 38人 ⑩ 実施 ⑪ 実施	① 60件 ② 15件 ③ 0件 ④ 1,193件 ⑤ 129件 ⑥ 2回 ⑦ — ⑧ 15回 ⑨ 76人 ⑩ — ⑪ 実施	A	<p>相談内容が複雑化し、さまざまな機関との連携が必要になっている。近年のベトナム人市民の増加に対応するために、ベトナム語相談員を配置するなど、より外国人市民の現状にあった相談体制づくりに努めており、引き続き取り組んでいきたい。相談や通訳派遣などの日常の業務の中での各機関との協力体制に加え、関係機関の連絡会議を通じて、男女共同参画の観点からの多文化共生社会の実現に向けて連携体制を強化していきたい。</p>	企画調整局	



## 施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進

## 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
女性を主体的な担い手として位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	防災会議における女性委員の参画拡大 女性委員割合 28.3% (平成25年6月現在)→ 40.0%	135	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。
	消防団員や災害救援ボランティアコーディネーターなど防災人材への女性の参画の促進	136	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図る。
	自主防災組織の構成員に複数の女性を配置	137	福岡県女性防火クラブ連絡協議会が開催する各種研修会等への参加
行政、市民、地域団体、民間企業等との協働により、男女共同参画の視点からの防災対応を進めます。	防災分野での男女共同参画啓発講座、各種団体による合同研修やワークショップなどの開催	138	防災対策の推進にあたり、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。
	消防団員と民生委員との協働による「いきいき安心訪問」の実施	139	No.136の再掲
	自主防災組織へ女性が参画しやすい環境づくり	140	No.137の再掲
避難所運営や被災者支援等においては、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した取組を推進します。	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営	141	①熊本地震における避難所の状況や課題を精査し、「女性の視点」等も重視した「避難所運営マニュアル」の改訂 ②女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ③避難所運営に関する出前講演(HUG含む)
	男女共同参画センター・ムーブでの女性相談窓口の設置	142	平成28年に被害に遭った熊本市男女共同参画センター”はあもにい”を福岡県男女共同参画センターあすばると共に訪問し、情報収集を行った。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
女性委員の割合	34.8%	34.8%	44.6%	44.6%	41.1%	B	引き続き、各機関・団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。	危機管理室	
消防団員が2人1組で、年間32世帯を訪問する。	2,516世帯	2,408世帯	2,250世帯	2,396世帯	2,265世帯	B	引き続き、「いきいき安心訪問」を行うことにより、高齢者の安全・安心の向上を図る。	消防局	○
福岡県女性防火クラブ連絡協議会研修会等へ参加し、男女共同参画の視点を取り入れた火災予防普及啓発に取り組む	研修会等へ参加	研修会等へ参加	研修会等へ参加	研修会等へ参加	研修会等へ参加	B	今後も適宜開催される各種研修会等へ多くの方の参加を促していく	消防局	○
出前講演の実施	24回	25回	67回	59回	65回	A	引き続き、出前講演等を通じて、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
No.136の再掲						B	No.136の再掲	消防局	○
No.137の再掲						B	No.137の再掲	消防局	○
①「避難所運営マニュアル」の改訂 ②ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしりふき、生理用品、パーテーションの購入 ③出前講演の実施	① — ② — ③ 5回	① — ② — ③ 3回	① 改訂 ② — ③ 4回	① — ② 3分の1程度購入 ③ 41回	① — ② 備蓄完了 ③ 18回	A	引き続き、備蓄物資の充実強化等を通じ、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。	危機管理室	
災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をする。	—	—	実施	—	—	B	「北九州市地域防災計画」に基づいて、災害時には、ムーブに女性相談窓口を設置する。災害発生時に備え、関係機関と連携を取りながら、相談員等を研修に派遣してスキルアップ等に努める。	総務局	

## 施策の方向 5 男女共同参画の視点に立ったあらゆる市の施策の展開

## 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
女性関連に特化した施策だけでなく、各部署の企画立案、予算、各種事業、調査や統計等あらゆる事務事業において、男女共同参画の視点を踏まえた施策の推進を図ります。	市のすべての部署が連携を図りながら男女共同参画施策を推進するため、「北九州市男女共同参画推進本部会議」や「ワーク・ライフ・バランス推進庁内連絡会議」を開催	143	庁内の関連部門が連携して、本市における女性活躍、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、平成30年2月に開催した「女性活躍推進！本部」会議において、当課が行う女性活躍やワーク・ライフ・バランス、イクボス養成にかかる取組を発表するとともに、各局の取組状況について発表してもらい、情報共有を行うとともに、意識向上を図った。
	市職員が男女共同参画の視点に立って諸施策を展開していくため、「北九州市職員リーダー研修」の実施	144	No.107の再掲  市職員が男女共同参画の視点に立って諸政策を展開していくため、職員を対象に、男女共同参画や女性活躍についての理解促進を図るための講演会を行う。
	第3次基本計画に掲げる施策の実施状況について、報告書を作成、毎年度公表	145	第3次基本計画に掲げる施策の実施状況について、関係各課に調査を行い、報告書を作成し、公表する。
平成20年8月に策定した「女性活躍推進アクションプラン」第二期計画期間(平成26～30年度)において、計画的な人材育成や登用等、女性職員の活躍推進に向けた取組を更に進めます。		146	No.107の再掲
市立学校の管理職(校長・教頭)における女性の登用を推進します。《再掲》		147	No.109の再掲

## 具体的政策 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用推進、付属機関等への女性の参画拡大

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の参画の拡大を推進します。《再掲》		148	No.111の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
「女性活躍推進!本部」会議の実施	1回	1回	1回	1回	1回	A	男女共同参画社会の形成と北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進プログラムの策定及びその実施を同時に推進するため、会議名を「女性の輝く社会推進!本部」へ変更を行い、今後も継続して開催する。	総務局	
No.107の再掲						A	No.107の再掲	総務局	○
講座の対象者 講座の参加人数	局・部・課長 499人	—	—	—	—	B	平成27年度～30年度は管理職を対象としてイクボス研修を実施したため、本事業は実施していない。今後は本事業とイクボス研修のバランスを取りながら実施する。	総務局	
実施状況報告書の作成、公表	実施	実施	実施	実施	実施	A	実施状況の調査及び報告書の作成、公表を引き続き実施する。	総務局	
No.107の再掲						A	No.107の再掲	総務局	○
No.109の再掲						A	No.109の再掲	教育委員会	○

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.111の再掲						A	No.111の再掲	総務局	○

## 施策の方向 6 女性の人材育成とチャレンジ支援

## 具体的政策 (1) あらゆる分野における女性リーダー育成の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
企業等と連携した働く女性のキャリアアップなどの様々な講座や研修を通して、働く場や地域などにおいて組織をリードしていく女性の人材育成を進めます。	(新)働く女性のキャリアアップや次世代女性リーダーを養成する人材育成プログラムの実施	149	働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのキャリアアップ講座を開催する。
	生涯学習総合センター等における地域リーダーの育成を目的とする研修等の実施	150	北九州市民カレッジ「地域力アップセミナー」などの修了者を対象に、公募・選考を経て決定した研修生を国立女性教育会館や先進他都市へ派遣し、生涯学習活動に必要な専門的知識や技能の取得及び今後の地域活動におけるリーダーとしての資質向上を図る。
	「北九州市女性団体連絡会議」や「北九州市婦人団体協議会」等女性団体への活動支援	151	男女共同参画フォーラム in 北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援
		152	市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣など)を実施 女性学習グループ ・北九州市婦人団体協議会 ・北九州市婦人会連絡協議会 ・北九州婦人教育研究会 ・北九州市婦人教育推進会

## 具体的政策 (2) 生涯にわたる女性のエンパワーメントの推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
若い頃からのキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、各々のライフステージに応じた広報・啓発、情報提供を行います。	市内全中学校における「職場体験」学習などによる職業意識醸成のための教育の推進	153	若い頃からのキャリア形成や経済的自立など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、各々のライフステージに応じた広報・啓発、情報提供を行う。
	男女共同参画センター・ムーブ等での女性のエンパワーメントに関する講座等の開催	154	No.114の再掲
	広報誌やホームページによる女性のエンパワーメントに関する広報・啓発、情報提供	155	ムーブの主要事業やイベント等の情報発信及び、市民からジェンダー研究者までを対象としたジェンダー問題解決に向けての最新の情報を発信するために情報誌等を発行する。また、ホームページについても、最新の情報を提供する。さらに、市民、ジェンダーを学ぶ学生や研究者、行政の関係者等へ最新情報を提供するムーブ叢書を発行する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
キャリアアップ支援講座 ①講座数 ②参加延べ人数 (本講座、フォローアップセミナー、ムーブカフェ)	①3講座 ②164人	①3講座 ②153人	①4講座 ②170人	①5講座 ②174人	①5講座 ②170人	A	キャリアアップ講座の修了生は、1～8期生までで200名を超え、企業を超えたネットワーク形成に効果を上げている。 今後は参加者の裾野を広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直しながらかつ引き続き実施する。	総務局	
①応募者数 ②研修生数 ③研修日数(事前研修・派遣研修・事後研修・報告会の合計日数) ④報告会参加者数	①7人 ②7人 ③14日 ④約100人	①10人 ②7人 ③14日 ④約100人	①8人 ②7人 ③14日 ④約100人	①10人 ②7人 ③14日 ④約80人	①11人 ②7人 ③14日 ④約100人	A	今後も、女性のエンパワーメントのため、地域の中核となる女性リーダーの育成を図ることを目的に本事業を継続する。	市民文化スポーツ局	
男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,404人	①37回 ②3,295人	①37回 ②3,116人	①37回 ②3,147人	①37回 ②2,939人	A	引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
①機関紙発行回数/部数 ②研修会回数/参加者数	①年4回 /62,000部 ②年4回 /625人	①年4回 /62,000部 ②年4回 /664人	①年4回 /51,000部 ②年4回 /463人	①年4回 /51,000部 ②年4回 /523人	①年3回 /21,000部 ②年3回 /269人	B	地域や団体のリーダーを発掘し、育成できるよう、広報活動を充実させ、その時々の実情にあったテーマ選びや研修等を充実していく必要がある。	市民文化スポーツ局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
実施状況(市内62校) ①職場体験学習 ②農業宿泊体験学習 ③実施率	①27校 ②54校 ③100%	①27校 ②54校 ③100%	①27校 ②54校 ③100%	①27校 ②54校 ③100%	①61校 ②60校 ③98.4%	A	本年度と同様に市内全ての中学校での実施を推進するとともに、生徒が女性のチャレンジを推進しているなどの多様な職種を体験することができるよう体験する事業所の拡大を進めていく必要がある。	教育委員会	○
No.114の再掲						A	No.114の再掲	総務局	○
情報誌『ムービング』と書誌情報誌『カティング・エッジ』を6月、10月、2月にそれぞれ年間3回発行した。 ・情報誌『ムービング』の発行 年3回 6,500部/回 ・書誌情報誌『カティング・エッジ』 年3回 3,000部/回 ・ムーブ叢書 各年度3月発行	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も情報誌『ムービング』と書誌情報誌『カティング・エッジ』を年間3回発行する。 ホームページについては、最新の情報を迅速かつ広範囲に提供する。 ムーブ叢書の発行に併せて、今後も積極的な啓発を実施していく。	総務局	

## 施策の方向 1 女性の雇用の拡大

## 具体的政策 (1) 女性活躍推進センターの設置

内容	細目	NO.	事業・取組概要
関係部局や関係機関と連携しながら、就業、キャリアアップに関する情報等をワンストップで提供し、女性の就業・キャリアアップをトータルでサポートする女性活躍推進センターを設置します。	(新)女性活躍推進センターの新設	201	女性の就業・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」の開設・運営などを行う。
	(新)女性就業推進のための関係機関とのネットワーク構築	202	

## 具体的政策 (2) 女性の就業機会の拡大推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
(新)「北九州市新成長戦略」に基づき、女性が活躍する産業都市づくりを推進し、多様な就業機会の創出を図ります。	女性が地元で就職し、活躍できるよう様々な就業機会の創出を推進	203	「北九州市新成長戦略」に基づき、女性が活躍する産業都市づくりを推進する。
	戦略的な企業誘致により、新たな成長産業の集積を促進	204	本市への企業立地をさらに促進するため、素材・部材産業や情報通信産業の重点誘致産業を中心に誘致活動の強化を図る。
北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会を中心に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、女性の就業機会の拡大につながる環境づくりに取り組みます。		205	No101の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
・平成28年5月「ウーマンワーク カフェ北九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、 子育て女性就職支援センター (県)、保育士・保育所支援セン ター、母子自立支援、保育サー ビスコンシェルジュ、創業サ ポート、総合受付(以上市)が緊 密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	—	—	①16,325人	①16,585人	①15,259人	A	様々な利用者に対しきめ細かい支援 を行うため、フォロー体制や支援機関 の連携を一層強化し、就労支援等 の充実を図る。併せて、商業施設な での周知広報により、新規利用者の 掘り起こしを図る。	総務局	○
			②3,447人	②3,276人	②3,295人	A		総務局	○
			③846人	③951人	③864人				

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
女性の就業機会の創出を推進	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、女性の就業機会の創出を 推進する。	産業経 済局	
誘致件数 新規雇用	33件 862人	42件 457人	39件 728人	54件 638人	59件 1,029人	A	情報通信産業など重点誘致産業の 本市への立地(拡張・増設を含む)を 促進することで、雇用の創出拡大を 目指して、市外企業の新規立地に向 けた誘致活動及び市内企業の増設 や事業拡張に向けた支援を積極的 に進めていく。	産業経 済局	
No101の再掲						A	No101の再掲	総務局	○



## 具体的政策（3）働き続けやすい保育サービス等の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
就学前の子どもの保護者の保育ニーズの把握に努めるとともに、就学前児童数や保育所入所児童数の推移など地域の状況を踏まえながら、保育サービスを充実します。	保育所の適正配置	206	保育所入所児童数や地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育所が不足する地域の民間保育所の新設及び老朽改築にあわせた定員増を行う。
	子どもの育ちの視点にも配慮した病児・病後児保育、延長保育等を含めた保育サービスの充実	207	<p>①特別保育事業 保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や保護者のパート就労や冠婚葬祭等の理由により、一時的な保育所での保育、休日に子どもを預かる保育などを実施する。</p> <p>②病児保育 病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットの配布やモノレール各駅へのポスター掲示等の広報を行い利用促進を図る。</p> <p>③家庭的保育事業 保育を必要とする生後57日目から満3歳未満の子どもを預かり子どもの発達段階に応じたきめ細かな保育を行う事業。該当施設に対して第三者評価を行い、保育サービスの充実を図る。</p>
児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援等のため、放課後児童クラブの施設整備や運営体制の充実を図ります。		208	市民ニーズに応えられる放課後児童クラブの運営内容を確保するため、運営団体に対する研修会の実施、開設時間の標準化や延長の推進等により、運営体制の充実を図る。また、児童への対応を充実させるため、適切な指導員数を配置するとともに、研修の充実、指導員相互の交流や情報交換、障害のある児童などの対応を支援するための臨床心理士等の巡回派遣を行い、指導員の資質向上を図る。
地域で子育ての支援を行いたい、子育ての援助を受けたい人を相互に援助できるように組織化し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援します。	ほっと子育てふれあい事業の実施	209	仕事の都合や子どもの軽い病気の時に、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図る。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①入所定員の拡大 ②既存保育所の増改築等 ③新規保育所の開設	①350名 ②7箇所 ③2箇所	①75名 ②5箇所 ③0箇所	①90名 ②4箇所 ③1箇所	①160名 ②2箇所 ③1箇所	①79名 ②5箇所 ③0箇所	A	一部地区では、年度途中から待機児童が生じており、更なる入所定員の拡大に向けて、「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に基づき、保育所の整備を実施する。	子ども家庭局	○
①特別保育等利用児童数 ・延長保育 ・一時保育 ・休日保育 ・家庭的保育 ②病児保育施設数 ③第三者評価実施対象施設数	①特別保育 ・18,407 人/年 ・23,242 人/年 ・1,430 人/年 ・903 人/年 ②病児保育 11施設 ③第三者 156施設	①特別保育 ・17,745 人/年 ・23,656 人/年 ・1,834 人/年 ・950 人/年 ②病児保育 11施設 ③第三者 158施設	①特別保育 ・17,553 人/年 ・22,993 人/年 ・2,013 人/年 ・927 人/年 ②病児保育 11施設 ③第三者 161施設	①特別保育 ・16,344 人/年 ・22,141 人/年 ・1,807 人/年 ・875 人/年 ②病児保育 12施設 ③第三者 162施設	①特別保育 ・16,119 人/年 ・19,864 人/年 ・1,872 人/年 ・885 人/年 ②病児保育 12施設 ③第三者 163施設	A	①特別保育事業、家庭的保育事業利用者の動向を踏まえながら事業を継続する。 ②病児保育 平成31年度末までに2施設の新規開設を行い、計14施設での事業拡大を目指す。 ③第三者評価事業 事業の一層の普及と「北九州市児童福祉施設等第三者評価基準(保育所編)」の活用について理解を促進する。	子ども家庭局	○
①クラブ登録児童数 ②新築クラブ数 ③クラブアドバイザー派遣回数	①9,962人 ②2クラブ ③119回	①10,551人 ②5クラブ ③119回	①11,124人 ②4クラブ ③115回	①11,489人 ②4クラブ ③153回	①12,347人 ②8クラブ ③234回	B	放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実など、運営基盤の強化を図る。 放課後児童支援員等の資質向上など放課後児童クラブの運営体制の充実を図るとともに、クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、魅力あるクラブの運営を促進する。	子ども家庭局	○
1会員数 ①提供会員人数 ②両方会員人数 ③依頼会員人数 ④合計人数 2活動件数	1会員数 ①733人 ②206人 ③1,900人 ④2,839人 2活動件数 14,404件	1会員数 ①751人 ②216人 ③1,931人 ④2,898人 2活動件数 11,658件	1会員数 ①698人 ②225人 ③2,061人 ④2,984人 2活動件数 13,437件	1会員数 ①573人 ②240人 ③2,205人 ④3,018人 2活動件数 13,913件	1会員数 ①558人 ②252人 ③2,390人 ④3,200人 2活動件数 7,520件	A	身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行う環境づくりを進める。	子ども家庭局	○

## 具体的政策（４） 多様な働き方等への支援及び情報提供

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市民活動サポートセンターを中心に、NPO・ボランティア活動に関する相談受付、情報提供、研修・啓発や団体間のネットワークづくりなど各種支援策を実施します。		210	NPO・市民活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくり
起業など多様な働き方について広報啓発を行うとともに、経験者からの情報提供や交流を促進します。	男女共同参画センター・ムーブ等における女性起業家支援等の講座、働く女性のための体験交流会等の開催	211	女性の経済的自立に向け、就業の機会を拓くため起業に関する講座を開催する。
			創業前から創業間もない時期にある女性を対象にセミナーや先輩企業家等との交流会を開催する。
農林水産業の分野における女性の経営参画の促進に向けた取組を行います。	家族経営協定の締結促進	212	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農業参加の機会を確保し、共同経営者となることを促すため、家族経営協定の締結促進を促すもの。

実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度					H30年度
①NPO市民講演会参加者数 ②NPO入門セミナー参加者数 ③NPO活動発表会開催回数 ④税務相談開催回数 ⑤入門説明会開催回数	①51人 ②17人 ③11回 ④18回 ⑤9回	①161人 ②19人 ③11回 ④20回 ⑤9回	①102人 ②4人 ③11回 ④20回 ⑤9回	①192人 ②13人 ③11回 ④20回 ⑤14回	①72人 ②25人 ③11回 ④20回 ⑤14回	B	市民活動を促進する講座の実施や情報提供の充実を図っていく。	市民文化スポーツ局	○
起業支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①2講座、104人 ②1講座、62人 ③3講座、341人	①2講座、98人 ②2講座、62人 ③6講座、647人	①2講座、99人 ②3講座、213人 ③6講座、662人	①開催なし (ウーマンワークカフェに事業移管) ②5講座、189人 ③6講座、652人	①開催なし (ウーマンワークカフェに事業移管) ②2講座、28人 ③5講座、557人	A	女性の経済的自立に向けたチャレンジを支援するため、引き続きレディスにおいて起業に関する講座を開催する。	総務局	○
女性創業サポート事業 延べ参加者数 ※内容は年度ごとに異なる	—	—	363人	435人	536人	A	引き続き女性が創業しやすい環境づくりを行うとともに、女性创业者の増加を図るため、創業への意識啓発を含め支援を継続する。	総務局	
家族経営協定の件数	74件	74件	75件	77件	77件	B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、担い手の確保へつなげていく。	産業経済局	

## 施策の方向 2 女性の就業支援

## 具体的政策 (1) 再就職・就職支援

内容	細目	NO.	事業・取組概要
育児や介護等を理由に離職した女性の再就職を支援します。	男女共同参画センター・ムーブ等における就業支援や資格取得講座の実施	213	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を拓げるため再就職及び資格取得講座を開催する。
	女性のための再スタート応援セミナーの開催	214	再就職希望の女性求職者を支援する講座のほか、あらたに、求職者に人気の高い事務職について応用的知識を学び、即戦力になる人材を育成する「事務系スペシャリスト養成講座」を実施する。 また、女性のための再就職支援講座では座学の講義のみではなく、企業見学や就労体験を行う。対象層への働きかけとして、講座の受講を動機付ける啓発イベントも講座前に実施する。
再就職を目指す女性のため、インターンシップ等(職場実習・見学、研修)に取り組みます。	(新)再就職のためのインターンシップ等の実施	215	女性の就業支援や経済的自立に向けたチャレンジを促し、就業の機会を拓げるため就職支援の講座を開催する。
		216	No.214の再掲
	保育士資格活用研修の実施	217	①保育士就職支援事業(保育士の資格もしくは看護師等の免許を持っていて、現在、保育士の職に就いていない人(潜在保育士)を対象とし保育施設への再就職に繋げるための研修会を実施) ②幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格取得するため養成校に通っており、資格を取得した場合は修学にかかる費用の1/2を補助している。
	保育士就職支援説明会の開催	218	保育士就職支援事業(保育士資格取得見込の学生等を対象とした就職説明会)を開催し、待機児童の解消を図るため、保育士等の人材確保に取り組む。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
再就職支援講座・資格取得講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(就職応援・医療・介護) ②レディスもじ(再就職支援・資格取得) ③レディスやはた(再就職支援・資格取得)	①3講座、 999人 ②16講座、 2,068人 ③15講座、 2,656人	①3講座、 948人 ②12講座、 1,277人 ③14講座、 1,966人	①3講座、 775人 ②10講座、 1,287人 ③11講座、 1,822人	①3講座、 602人 ②8講座、 666人 ③7講座、 1,722人	①3講座、 496人 ②6講座、 904人 ③7講座、 1,422人	A	受講者のニーズを踏まえ、より就労支援アップにつながるような充実した事業の実施に務める。	総務局	○
①事務系スペシャリスト養成講座の実施 ②女性のための再就職支援講座の実施	①1回 ②1回	—	—	—	—	A	求職者を対象としたスキルアップ事業は「再就職トータルサポート事業」に再編、女性の就職支援については、平成27年度に新設された女性活躍推進課に業務を移管した。	産業経済局	○
女性のための就職応援講座参加延べ人数	—	—	23人	10人	12人	A	女性のための就職応援講座は平成30年度をもって終了する。	総務局	
No.214の再掲							No.214の再掲	産業経済局	
①保育士就職支援説明会 ②幼稚園教諭免許状を有する者の修学費用支援	①2回 ②-	①5回 ②-	①4回 ②幼稚園教諭免許状を有する者は保育士資格取得のため養成校に現在通学中である。	①5回 ②0	①4回 ②-	A	研修内容を充実させると共に受講者の拡大を図るためさらにPR活動を行い、保育士確保に取り組む。今後も幼稚園教諭免許状を有する者に保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努める。	子ども家庭局	○
保育士就職支援説明会	4回	4回	4回	4回	4回	A	引き続き、就職支援説明会などに取り組むとともに、潜在保育士の就職支援貸付の周知にも力を入れていく。	子ども家庭局	○

内容	細目	NO.	事業・取組概要
再就職を目指す女性のためのキャリア形成から就職まで総合的な支援を行います。	「再就職トータルサポート事業」の実施	219	市内の求職者等を対象に、適性診断や進路アドバイス等を行うカウンセリング、再就職のために必要な能力開発講座、さらに民間職業紹介所等の職業紹介機能を活用した就業支援を総合的に行う。

#### 具体的政策（2） キャリア形成、キャリアアップへの支援

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男女共同参画センター・ムーブ等において就業中の女性に対するキャリアアップのための講座等を開催します。	女性の就業継続・キャリアアップに役立つ講座の開催	220	働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのキャリアアップ講座を開催するほか、キャリアアップ講座の修了生対象のフォローアップ講座を開催し、修了生のネットワークづくりや身近なロールモデルの発信等に取り組む。
			企業の女性管理職のスキルアップやネットワーク形成を支援し、市内における更なる女性活躍の推進を図るため、管理職または相当する女性社員を対象の講座を開催する。
	就業支援や資格取得講座の実施	221	No.213の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①カウンセリング延利用者数	①434人 (男性:261人 女性:173人)	①359人 (男性:222人 女性:137人)	①345人 (男性:224人 女性:121人)	①346人 (男性:192人 女性:154人)	①367人 (男性:196人 女性:171人)	A	より多くの求職者を就職に結びつけることが必要であり、今後も引き続き取り組みを進めていくことが求められる。  ※平成29年度より、「中高年齢者雇用環境づくり事業」に統合	産業経済局	
②就職決定者数	②175人 (男性:87人 女性:88人)	②147人 (男性:86人 女性:61人)	②141人 (男性:88人 女性:53人)	②141人 (男性:66人 女性:75人)	②132人 (男性:69人 女性:63人)				

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲				
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度								
就業継続支援・キャリアアップ支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(キャリアアップ、お役立ち) ②レディスもじ(キャリアアップ(PC除)) ③レディスやはた(キャリアアップ(PC除))	①13講座、 451人 ②11講座、 935人 ③9講座、 900人	①14講座、 438人 ②11講座、 1,126人 ③3講座、 764人	①10講座、 380人 ②5講座、 674人 ③3講座、 767人	①11講座、 375人 ②5講座、 674人 ③3講座、 767人	①11講座、 315人 ②5講座、 313人 ③3講座、 280人	A	キャリアアップ講座の修了生は、1～8期生までで200名を超え、企業を超えたネットワーク形成に効果を上げている。 今後は参加者の裾野を広げるため、より参加しやすい講座となるようプログラムを適宜見直しながら引き続き実施する。	総務局	○				
女性管理職セミナー・参加延べ企業数	-	20社	30社	30社	19社					A	今後も引き続き、様々な企業との接点を通じ、セミナーの参加呼びかけや実施内容の改善を検討するとともに、受講者間のネットワークを構築する。	総務局	○
No.213の再掲													



## 具体的政策（３） 女性が働くことに関する相談機能の強化

内容	細目	NO.	事業・取組概要
女性の就労に関する相談機能の強化を図ります。	男女共同参画センター・ムーブ等における就労応援相談事業の実施	222	女性の人生設計の相談にキャリアコンサルタントが応じる。
			女性の就業・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」の開設・運営などを行う。
	「若者ワークプラザ北九州」における就業支援の実施	223	「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組んだ。
子どもを持つ親の子育てや就労、生活などについてあらゆる相談に応じます。	区役所「子ども・家庭相談コーナー」での相談	224	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
	(H27新規)子育て支援サロン”びあちえーれ”における相談	224 (2)	①子育てに関する相談事業 ②育児講座の開催
	男女共同参画センター・ムーブ等における相談事業の実施	225	子育てや就労をはじめ、男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権侵害等の相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員を配置して、それぞれの専門的立場からも相談に応じる。
国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談を行います。	男女共同参画センター・ムーブ等におけるマザーズハローワーク等との共催・連携によるセミナー等の開催	226	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶセミナー等を実施する。
	県との共催による労働相談会の実施	227	①労働相談 ②職場のパワハラ・セクハラ相談会 ③労働トラブル相談会 ④解雇・雇止め集中相談会

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
相談件数 ① 電話相談 ② 面接相談	152件 ① 75件 ② 77件	212件 ① 111件 ② 101件	200件 ① 51件 ② 149件	155件 ① 49件 ② 106件	171件 ① 91件 ② 80件	A	今後も支援を継続する。	総務局	
・平成28年5月「ウーマンワーク カフェ北九州」開設 ・マザーズハローワーク(国)、 子育て女性就職支援センター (県)、保育士・保育所支援セン ター、母子自立支援、保育サー ビスコンシェルジュ、創業サ ポート、総合受付(以上市)が緊 密に連携して運営 ①延べ来所者 ②新規利用者 ③就職決定者	—	—	①16,325人 ②3,447人 ③846人	①16,585人 ②3,276人 ③951人	①15,259人 ②3,295人 ③864人	A	様々な利用者に対しきめ細かい支援 を行うため、フォロー体制や支援機関 の連携を一層強化し、就労支援等の 充実を図る。併せて、商業施設など での周知広報により、新規利用者の 掘り起こしを図る。	総務局	
①利用者数 ②カウンセリング延べ利用件数 ③セミナー等受講者数 ④就職決定者数	①16,891人 ②12,825人 ③2,658人 ④1,102人	①18,331人 ②13,496人 ③2,763人 ④1,070人	①16,952人 ②13,436人 ③2,092人 ④1,112人	①14,208人 ②12,896人 ③1,001人 ④1,231人	①14,138人 ②12,149人 ③1,246人 ④1,390人	B	有効求人倍率が高く、求職者有利の 雇用情勢になっており、利用者数は 年々減少している。その反面、一旦 就職したものの、早期に離職、転職 を希望する方もいることから、転職 フェアや合同会社説明会などのイベ ントでのPRを通じて、新規利用者の 増加を図る。また、ウーマンワーク カフェ北九州と連携し、子育て世代の 女性等の利用促進を図る。	産業経 済局	
相談件数	78,881件	72,870件	81,144件	78,838件	74,385件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの 相談員が、家庭と子どもに関するあ らゆる相談に対応し引き続き、関係 機関と連携しながら、相談者ひとり 一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども 家庭局	○
①子育てに関する相談件数 ②育児講座年間実施数	①1,992件 ②10回	①1,509件 ②10回	①1,535件 ②10回	①1,691件 ②10回	①1,414件 ②10回	A	今後も子育て相談に対応する体制を 整え、関係機関との連携もさらに深 め、情報収集を行いながら、子育て 支援の充実を図る。	子ども 家庭局	
① ことろ生き方の一般相談 ② 性別による人権侵害相談 ③ 女性のための元気アップ相談 ④ 男性電話相談 ⑤ 弁護士による無料法律相談	① 4,162 件 ② 328件 ③ 152件 ④ 21件 ⑤ 144件 計 4,807 件	① 4,028 件 ② 319件 ③ 212件 ④ 18件 ⑤ 140件 計 4,717 件	① 3,481 件 ② 267件 ③ 200件 ④ 31件 ⑤ 148件 計 4,127 件	① 3,479 件 ② 173件 ③ 155件 ④ 38件 ⑤ 118件 計 3,963 件	①2,449件 ②165件 ③171件 ④33件 ⑤141件 計2,959件	A	相談者の気持ちに寄り添い、より良 い支援につなぐことができるように、 相談員の資質向上に努め、関係機関 との連携を強化する。 また、市民へ相談窓口の周知を図 る。	総務局	○
就職セミナーの実施回数・参加 延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①2回、 35人 ②6回、 71人 ③4回、 37人	①2回、 24人 ②3回、 20人 ③4回、 33人	①2回、 24人 ②3回、 26人 ③4回、 31人	①2回、 22人 ②3回、 18人 ③実施な し	①2回、 15人 ②2回、 18人 ③実施な し	A	今後も引き続き関係機関と連携して 事業を行い、就業支援につなげてい く。	総務局	
①回数 ②相談者数 ③相談者数 ④相談者数	①一 ②33人 ③一 ④41人	①21回 ②28人 ③7人 ④20人	①48回 ②31人 ③6人 ④19人	①32回 ②46人 ③11人 ④18人	①48回 ②34人 ③7人 ④16人	B	相談会の開催について効果的なPR 方法を検討し、広く周知を図ってい く。	産業経 済局	

## 具体的政策（４） 就業意識の啓発

内容	細目	NO.	事業・取組概要
働くことの意義や大切さがわかる就業意識の醸成を図ります。特に若年者に対する就業意識の啓発やキャリア教育など多様な進路選択を推進するための広報・啓発活動を行います。	キャリア教育講習会などの実施	228	働くことの意義や大切さが分かる就業意識の醸成を図る。特に若年者に対する就業意識の啓発やキャリア教育など多様な進路選択を推進するための広報・啓発活動を行う。
	男女共同参画センター・ムーブ等における女性の多様な就職選択のためのセミナーや、講演会等の開催	229	女性が結婚や育児を機に仕事を辞めるのではなく、働き続けることを支援する講座の実施や男女共同参画の大切さを発信する市民活動に対する支援を実施する。

## 施策の方向 3 女性の活躍による経済の成長

## 具体的政策（１） 女性活躍推進センターの設置

内容	細目	NO.	事業・取組概要
関係部局や関係機関と連携しながら、就業、キャリアアップに関する情報等をワンストップで提供し、女性の就業・キャリアアップをトータルでサポートする女性活躍推進センターを設置します。	(新)女性活躍推進センターの新設	230	No.201の再掲
	(新)女性就業推進のための関係機関とのネットワーク構築	231	No.202の再掲

## 具体的政策（２） 企業等への積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の働きかけ

内容	細目	NO.	事業・取組概要
企業等における女性の管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の働きかけやダイバーシティ(多様性)の推進の情報発信などに取り組みます。	(新)企業等の事業者に対し、女性の管理職に関する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の働きかけ	232	No101の再掲
	(新)女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業のダイバーシティ推進組織との連携推進及び情報発信	233	ダイバーシティに関心を持ち、取組を進めている企業のネットワーク(13社)を形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加企業内及び市内企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進等にかかる取組を働きかける。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
小中合同キャリア教育(進路指導主事)講習会 ①中学校進路指導主事 ②中・特別支援学校進路指導主事	実施	実施	実施	実施	実施	A	本年度と同様に市内全ての小・中・特別支援学校を対象にした講習会を実施するとともに、社会の情勢や生徒の実態に応じた講習内容の充実を目指していく必要がある。	教育委員会	
共働き夫婦のための講座・学生との連携事業実施回数・参加人数(ムーブ)	8回、29人	6回、23人	4回、22人	4回、30人	4回、24人	A	「共働き世帯」への支援及び北九州市立大学生との連携を通じた若年層に対する啓発は、今後も継続して実施していく。	総務局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	課名
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.201の再掲						A	No.201の再掲	総務局	女性活躍推進課
No.202の再掲						A	No.202の再掲	総務局	女性活躍推進課

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	課名
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No101の再掲						A	No101の再掲	総務局	女性活躍推進課
①定例会 ②関連イベント	① 4回 ② 1回	① 4回 ② 1回	① 4回 ② 1回	① 3回 ② 1回	① 1回 ② 3回	A	引き続き、交流会や研修会を通して、ダイバーシティにかかる情報収集・発信を行うとともに、企業のダイバーシティ推進を進めるため、会員拡大に努め、企業間のネットワーク化を図る。	総務局	女性活躍推進課

## 具体的政策（3） 女性起業家の育成・支援

内容	細目	NO.	事業・取組概要	
女性起業家の育成・創出、企業風土の醸成、本市ならではのベンチャー育成システムづくりを推進します。	起業家のための相談窓口における創業計画期から創業期・成長期にわたる一貫した支援体制の推進	234	情報通信機能を備えたオフィスとして、ベンチャー企業の創出・育成を主な目的として設置された「北九州テレワークセンター」の管理運営を行う(指定管理業務)。当該施設にインキュベーションマネージャーを配置し、入居企業の育成支援を実施している。	
	金融機関などとの協働や女性活力の積極的な活用によるベンチャー育成システムづくりの推進	235	地域経済の活性化及び新規雇用の創出に寄与する有望なベンチャー企業の創出・育成を図るため、インキュベーション・マネージャー等による創業から事業拡大期までの一貫したきめ細かな経営支援を実施するとともに、マーケティング調査、ベンチャー企業育成補助金等の各種支援を行う。	
	起業マインドを喚起する講演会・セミナーなどの定期的な実施による起業家が生まれやすい風土の醸成	236	独創的な新技術やアイデア等を活用して事業拡大を図るベンチャー企業や中小企業の新事業の創出や事業拡大に取り組むことを目的として設立された団体。現在、200を超える団体・個人の会員がおり、KVICフェアの開催、ビジネスマッチング事業などを実施している。	
	「実践起業塾」の開催、「開業支援資金融資」の実施		237	新たに事業を開始しようとする起業家や創業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催する。
				開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な資金を融資し、中小企業の事業立上げから事業拡大期までの資金繰りを支援する。
	商店街空き店舗活用事業(商店街への出店支援)の実施		238	・商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助(開業支援事業、店舗運営事業) ・商店街・市場の組合が空き店舗をコミュニティ施設に活用する場合に賃借料の一部を補助(コミュニティ支援事業)
男女共同参画センター・ムーブ等における女性起業家支援等の講座の開催		239	No.211の再掲	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
施設の維持管理及び入居企業に対する経営支援等を実施。	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業への支援を実施	入居企業及び来館者(創業相談)への支援を実施	B	創業全般に関わる総合相談窓口を設置し、各支援機関と連携しながら、入居企業及び来館者(創業相談)への支援を実施する。	産業経済局	
インキュベーションマネージャー2名配置他	インキュベーションマネージャーによるハンズオン支援を実施	インキュベーションマネージャーによるハンズオン支援を実施	インキュベーションマネージャーによるハンズオン支援を実施	インキュベーションマネージャーによるハンズオン支援を実施	インキュベーション室への助成事業を実施	C	インキュベーション室への助成事業は令和2年度で廃止する。	産業経済局	
KVICフェアの開催ほか	KVICフェア開催	KVICフェア開催	KVICフェア開催	KVICフェア開催	—	C	北九州ベンチャーイノベーションクラブは廃止し、No.234、235の事業の一端として実施する。	産業経済局	
実践起業塾等のセミナー ①実施回数 ②参加者数	①5回 ②125人 (うち女性54人)	①5回 ②104人 (うち女性59人)	①4回 ②57人 (うち女性27人)	①5回 ②80人 (うち女性34人)	①3回 ②45人 (うち女性30人)	B	他の創業支援機関と連携を図り、開業の準備段階から新規開業、安定成長に乗るまで一貫した支援を行う。今後も、PR強化を図るとともに、日時や場所を検討して、受講しやすいセミナーを実施する。		
①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①60件 (うち女性20件) ②49件 (うち女性14件) ③ 219,800千円(うち女性48,000千円)	①70件 (うち女性25件) ②60件 (うち女性20件) ③ 233,175千円(うち女性63,850千円)	①131件 (うち女性25件) ②106件 (うち女性21件) ③ 421,310千円(うち女性76,010千円)	①156件 (うち女性30件) ②122件 (うち女性22件) ③ 592,550千円(うち女性101,160千円)	①214件 (うち女性39件) ②178件 (うち女性29件) ③ 730,076千円(うち女性111,000千円)	B	令和元年7月から準備資金要件を撤廃するとともに、市内での新規創業や雇用の創出を推進するため、市内に転入して開業する方や、開業と同時に雇用創出する方を、「開業支援資金」の特別枠に加えるよう制度改正を行う。	産業経済局	
①開業支援事業:賃借料 ②開業支援事業:改装費 ③店舗運営事業 ④コミュニティ支援事業	①12件 (うち新規4件) ②2件 ③0件 ④0件	①15件 (うち新規12件) ②3件 ③0件 ④0件	①16件 (うち新規4件) ②5件 ③1件 ④0件	①4件(うち新規0件) ②2件 ③1件 ④1件	①3件(うち新規3件) ②3件(うち新規3件) ③0件 ④1件	B	社会情勢の変化に合わせ、補助対象要件を見直すなど、出店者のニーズや商店街の実情に合わせた支援を実施する。	産業経済局	
No.211の再掲						A	No.211の再掲	総務局	○

## 具体的政策（４）女性の活躍の見える化、ネットワーク化

内容	細目	NO.	事業・取組概要
働く場で活躍する女性のネットワークを作り、身近なロールモデル等の情報発信などを行います。	(新)女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業のダイバーシティ推進組織との連携推進及び情報発信	240	No.233の再掲
	(新)男女共同参画センター・ムーブ等における働く女性のキャリアアップや次世代の女性リーダーを養成する講座等の修了生のネットワークの拡大	241	No.220の再掲
	(新)上記ネットワーク等を通じた活躍する身近なロールモデルの情報発信	242	No.220の再掲
女性の管理職登用に積極的に取り組む市内企業・団体等を表彰し、女性の活躍推進状況等を広く紹介します。	「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」の実施	243	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、パンフレットや推進サイト、パネル展示でその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。
	「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」受賞者の取組事例をリーフレット、ホームページ等で紹介	244	平成29年度「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」募集パンフレットに、昨年度の受賞企業等を掲載するとともに、受賞決定後、パンフレットやホームページ「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス」サイトにおいて掲載する。また、過去の「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」の受賞企業のPR用パネルを作成し、イベント等の際に展示し、積極的に取り組む企業のPRを行う。

実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲	
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度					H30年度
No.233の再掲						A	No.233の再掲	総務局	○
No.220の再掲						A	No.220の再掲	総務局	○
No.220の再掲						A	No.220の再掲	総務局	○
北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰受賞者数	累計 50社	累計 54社	累計 60社	累計 64社	累計 68社	A	子育て、介護等と仕事の両立を支援するとともに、従業員の継続的なキャリア形成を支援する風土醸成に向けた取組を進める。また、募集企業・個人の拡大を図るとともに、受賞後のインセンティブや広報啓発の充実を検討する。	総務局	○
募集パンフ、HPへの掲載 受賞者パネルの作成	・募集パンフ、HPへの掲載	・募集パンフ、HPへの掲載 ・受賞者パネルの作成	・募集パンフ、HPへの掲載 ・受賞者パネルの作成	・募集パンフ、HPへの掲載 ・受賞者パネルの作成	・募集パンフ、HPへの掲載 ・受賞者パネルの作成	A	やりがいや充実感を感じながら働き、子育てや介護、自己啓発の時間、地域との関わりを持つなど、調和の取れた生活を推進・実践している企業・団体、個人の取組をPRすることが、受賞後のインセンティブであるとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発につながることから、今後も様々な機会を通じて、PRを継続していく。	総務局	



施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしの実現

具体的政策 (1) 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
多様で柔軟な働き方が選択・実現できる社会を目指して、企業、働く人、市民、行政が一体となって、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」の実施	301	No.243の再掲
	(新)子ども参観日の実施	302	学校で実施されている「授業参観日」とは逆に、夏休みなどの長期学校休日を利用して、子どもたちが自分の保護者等の職場を見学することで、家庭内や職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進につなげていく取組みである「子ども参観日」を市役所、民間企業等で実施する。
	(新)企業等への出前セミナーの実施	303	No.101の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.243の再掲						A	No.243の再掲	総務局	○
子ども参観日の実施(民間)	16社	7社	9社	8社	8社	A	民間企業には、企業におけるメリットが見出しにくい等があり、一定規模以下の企業における実施の働きかけの検討や、より効果的な広報を行っていく。 市職員の子どもについては、人事異動年数(3年に1回)での開催など柔軟な開催を検討する。	総務局	
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○

内容	細目	NO.	事業・取組概要
多様で柔軟な働き方が選択・実現できる社会を目指して、企業、働く人、市民、行政が一体となって、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	企業トップや人事担当者等を対象にした企業向け講演会の実施	304	市内における女性活躍推進や働き方改革に対するさらなる機運の醸成を図ることを目的に講演やワークショップを行う。
	ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー」の派遣	305	No.101の再掲
	(新)女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業のダイバーシティ推進組織との連携推進及び情報発信	306	No.233の再掲
	商工会議所、小学校応援団、PTA等との連携強化	307	企業、働く人、市民、行政が一体となって、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組むため、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を開催し、各構成員(北九州商工会議所、企業、NPO法人、PTA協議会等)がそれぞれの立場、または協議会で様々な取り組みを実施する。また、11月にワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンを実施する。
	ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施	308	No.307の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
企業の経営者や人事・総務担当者を対象としたシンポジウム・セミナーの実施	—	—	WORK&LIFEフォーラム北九州2017開催 ・記念講演(サイボウズ㈱代表取締役社長 青野慶久氏) ・女性活躍に取り組む企業の事例紹介とワークショップ 参加者延べ250名	新しい働き方の創出による人材獲得セミナー ・北九州市の労働市場の概況説明 ・講演「業務分解による働き方の創出～モチベーションのお勧め～」 ・未就業女性の就業ニーズ調査結果、地元企業の実践例の紹介 ・指定都市市長会シンポジウムin北九州(北九州イクボス同盟設立記念式典)	・人手不足解消と企業の持続的発展へ向けた2つの改革～「働き方改革」と「業務改善」が生み出す好循環 ・働く女性のキャリアア&ライフカフェ～新たな時代に、自分らしく輝くために～	A	今後も企業等の経営者や管理職、人事担当者を対象とした講演会等を開催し、女性活躍推進や働き方改革に対する意識向上を図る。	総務局	
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○
No.233の再掲						A	No.233の再掲	総務局	○
ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施	1回	1回	1回	1回	0回	B	「北九州市女性活躍・ワークライフバランス協議会」を開催し、今後も企業や地域の様々な活動と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。 また、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンについては、企業や市民のワーク・ライフ・バランスの推進が図れるための、より効果的な広報・啓発を検討する。	総務局	○
No.307の再掲						B	No.307の再掲	総務局	○

内容	細目	NO.	事業・取組概要
企業等の事業者に対して、企業等への出前セミナー等を通じて、仕事と子育てとの両立への一層の理解を働きかけます。	長時間労働の抑制や年休の取得促進など健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しの働きかけ	309	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て・介護等との両立の一層の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて講義内容をカスタマイズして講師を派遣する「出前セミナー」やワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援・助成制度、就業規則に関する必要なアドバイスを無料で行う「アドバイザー(社会労務士)派遣(1社4回まで)」を実施し、その中で、長時間労働の抑制や年休の取得促進、子育て制度を利用しやすく、妊産婦が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行う。
	育児休業をはじめとした子育て関連制度を利用しやすい職場環境づくりの働きかけ	310	No.309の再掲
	マタニティ・ハラスメント防止の啓発など妊産婦が働きやすい職場環境づくりの働きかけ	311	No.309の再掲
子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりに取り組む企業に対し、インセンティブを付与します。	市の業者登録や公共工事の入札(一部)に係る表彰企業へのインセンティブの付与	312	市の業者登録に係る表彰企業へのインセンティブの付与
	市の業者登録や公共工事の入札(一部)に係る表彰企業へのインセンティブの付与	313	工事の総合評価落札方式の評価項目の中で、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に関する項目を設定。さらに、平成29年度より、「女性技術者を配置」する場合に評価する項目を追加した。
	(新)新成長戦略みらい資金融資に係る表彰企業へのインセンティブの付与	314	北九州市新成長戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた中小企業の事業展開に必要な資金を融資する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
企業向け出前セミナー等、講師等派遣	27回	36回	33回	35回	36回	A	今後も働きやすい環境づくりのため、出前セミナーやアドバイザー派遣を充実させながら、様々な企業との接点の機会を通じて、支援の有効性を高める。	総務局	○
No.309の再掲						A	No.309の再掲	総務局	○
No.309の再掲						A	No.309の再掲	総務局	○
市の入札参加資格業者に対する評価対象業者数  物品等供給業者 339社 建設工事業者 357社	物品等供給業者 66社 建設工事業者 137社	物品等供給業者 69社 建設工事業者 160社	物品等供給業者 235社 建設工事業者 160社	物品等供給業者 243社 建設工事業者 356社	物品等供給業者 339社 建設工事業者 357社	A	評価対象業者数は毎年度増加しており、ワーク・ライフ・バランス等の進捗に一定の寄与はできていると考える。	技術監理局	
評価区分「市の施策への協力」中「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進」を設定し、基準を満たす場合に加点。 評価区分「建設業の人材の確保・育成」中「若手・女性技術者の配置」を設定し、基準を満たす女性技術者を配置する場合に加点。	83件	75件	107件	83件	48件	A	今後も、評価項目、内容、配点等は評価状況、社会情勢などを考慮して、定期的に見直し検討を図る。	技術監理局	
融資申込件数 貸出実績 貸出金額	6件 6件 53,900千円	1件 1件 3,000千円	0件 0件 0円	1件 1件 10,000千円	4件 4件 65,000千円	B	「北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰」をはじめとする融資対象事業の説明会等、事業実施の早期段階において、制度概要の説明を行うなど、積極的な周知・PRに取り組んでいく。	産業経済局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市役所におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、「仕事の充実と仕事以外の生活の充実の好循環」により、更なる市民サービスの向上を図ります。	「時間外勤務削減のための指針」、「女性活躍推進アクションプラン」、「北九州市職員の次世代育成支援プログラム」に基づく取組	315	健全な市政運営を進め、更なる市民サービスの向上を図るためには、それを担う職員が心身ともに健康であることが重要であることから、職員の健康維持及び豊かな生活確保等のため、「時間外勤務削減のための指針」、「女性活躍推進アクションプラン」、「北九州市職員の次世代育成支援プログラム」に、指標及び目標値を定めるとともに、その達成に向け、時間外勤務削減及びワーク・ライフ・バランス推進等に向けた各種取組を実施した。
	ワーク・ライフ・バランス研修の継続的な実施	317	「女性活躍推進アクションプラン第2期計画」及び「北九州市職員ダイバーシティ推進プログラム」に基づき、階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施した。
	年休及び子育て等各種支援制度の取得促進に向けた啓発活動の実施	318	部下のワーク・ライフ・バランスとキャリア形成を支援するとともに、仕事の成果を出しつつ、自らも仕事と私生活の両方を楽しむ「イクボス」の考え方に共鳴し、平成26年12月に市長・副市長・局長が「イクボス宣言」を行った。また、部下からイクボス実践ができている管理職を推薦してもらい「市職員イクボス表彰」を毎年実施している。

## 具体的政策 (2) 男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男性の家事・育児・介護などへの参画を進めるための講座等を開催します。	男女共同参画センター・ムーブ等における男性向け料理や介護の講座等男性を対象とした講座の開催	319	固定的な男女の性別役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催する。
	出産・育児を夫婦が協力して取り組むための「両親学級」の開催	320	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。
	「家庭教育学級」の開催	321	No.118の再掲
	市民センター等における生涯学習市民講座の開催	322	No.117の再掲
企業・団体・地域などへ出向いて、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけます。	(新)企業等への出前セミナーの実施	323	No.101の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①時間外勤務削減率(対19年度比) ②ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じる職員の割合	①14.9% ②-	①15.1% ②-	①18.4% ②72.4%	①36.5% ②70.8%	①29.3% ②-	A	今後も、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に定めた具体的なアクションを着実に実施する。	総務局	
階層別研修の実施	5回	4回	6回	4回	2回	A	今後も、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、研修を実施する。	総務局	
男性職員の育児休業取得率	5.0%	5.7%	12.6%	14.8%	20.3%	A	今後も、「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、管理職に対し一層のイクボス実践を促す取組を実施していく。	総務局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
男性向け講座数・参加延べ人数 ①ムーブ(エプロン・おとこの魅力アップ・介護・父と子の料理) ②レディスもじ(男性セミナー) ③レディスやはた(男性セミナー、父と子のふれあい)	①11講座、 663人 ②1講座、 19人 ③2講座、 79人	①11講座、 699人 ②1講座、 12人 ③4講座、 145人	①12講座、 708人 ②1講座、 9人 ③3講座、 139人	①14講座、 799人 ②1講座、 10人 ③3講座、 144人	①13講座、 710人 ②1講座、 10人 ③2講座、 130人	A	受講生のアンケート結果を踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、より充実した内容の事業の実施に努める。	総務局	○
①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,207人	①30回 ②1,244人	①31回 ②1,200人	①31回 ②1,204人	①33回 ②1,186人	A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
No.118の再掲						B	No.118の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.117の再掲						A	No.117の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○



## 具体的政策 (3) 地域活動に参画しやすい環境づくり

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男女の地域活動への参画を促進するため、NPO活動、ボランティア活動への参画促進や活動支援を行います。	NPO・ボランティア活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくり	324	No.210の再掲
自治会やPTAなど地域団体・市民団体において、現役世代の参画を進めるため広報・啓発活動を行うとともに、啓発活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援等を行います。	NPO等への委託による地域における啓発活動の実施	325	No.129の再掲
	女性団体等の行う啓発活動への事業支援	326	No.128の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.210の再掲						B	No.210の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.129の再掲						A	No.129の再掲	総務局	○
No.128の再掲						A	No.128の再掲	総務局	○

## 施策の方向 2 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した子育てや介護等の支援の充実

## 具体的政策 (1) 子育て環境の整備、充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
就学前の子どもの保護者の保育ニーズの把握に努めるとともに、就学前児童数や保育所入所児童数の推移など地域の状況を踏まえながら、保育サービスを充実します。	保育所の適正配置	327	No.206の再掲
	子どもの育ちの視点にも配慮した病児・病後児保育、延長保育等を含めた保育サービスの充実	328	No.207の再掲
児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援等のため、放課後児童クラブの施設整備や運営体制の充実を図ります。		329	No.208の再掲
子育て中の人々が、求めるときに知りたい情報を手軽に入手できるよう、ホームページや情報誌などを活用して、子育てに関する情報の提供を行います。	情報誌「北九州市こそだて情報」による情報提供	330	子育て中の人々が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、「こそだて情報」の内容の充実を図り、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。
	ホームページ「子育てマップ北九州」による情報提供	331	子育て中の人々が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページ「子育てマップ北九州」を活用した情報提供を行う。
事業者等と連携して、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。	赤ちゃんの駅登録事業	332	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。
	「わらべの日」(子育て支援の日)事業	333	中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図る。 ※指定管理者の事業として実施

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.206の再掲						A	No.206の再掲	子ども家庭局	○
No.207の再掲						A	No.207の再掲	子ども家庭局	○
No.208の再掲						B	No.208の再掲	子ども家庭局	○
「こそだて情報」発行	51,600部	51,600部	51,600部	51,600部	50,000部	A	今後もより多くの方々に活用していただけるよう「こそだて情報」の見やすい紙面づくり・内容充実に努める。	子ども家庭局	
「子育てマップ北九州」を活用した情報提供	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後もより多くの方々に活用していただけるよう「子育てマップ北九州」のさらなる内容充実に努める。	子ども家庭局	○
赤ちゃんの駅の年度末登録施設数	371施設	404施設	420施設	424施設	447施設	A	新規登録施設数の拡大を進める。	子ども家庭局	
わらべの日の年度末登録施設数	281施設	283施設	288施設	292施設	297施設	B	登録施設数の増加を図るため、店舗・企業の協力のもと実施する事業であり、いかにして協力を得るか、具体的な方策を検討する必要がある。引き続き、指定管理者と協議しながら登録施設の拡大に努める。	子ども家庭局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
子どもを持つ親の子育てや就労、生活などについてあらゆる相談に応じます。	区役所「子ども・家庭相談コーナー」での相談	334	No.224の再掲
	男女共同参画センター・ムーブ等における相談事業の実施	335	No.225の再掲
主に家庭において家事、育児等を担っている女性や男性の孤立化防止や社会参画を支援します。	主に家庭において家事・育児等を担っている女性や男性の孤立化防止や社会参画の支援	337	主に家庭において家事、育児を担っている女性や男性の孤立化防止や社会参画を支援する。
	区役所「子ども・家庭相談コーナー」における相談	338	No.224の再掲
	ホームページ「子育てマップ北九州」による情報提供	339	No.331の再掲
	ほっと子育てふれあい事業の実施	340	No.209の再掲
	親子ふれあいルームの運営	341	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができるスペースを既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.224の再掲						A	No.224の再掲	子ども家庭局	○
No.225の再掲						A	No.225の再掲	総務局	○
子育て期の女性向け講座数・参加延べ人数(ムーブ)	2講座、134人	2講座、120人	2講座、127人	2講座、104人	2講座、109人	A	受講生のアンケート結果や社会情勢の変化を踏まえて、孤立化防止や社会参画の支援につながる、より充実した内容の事業の実施に務める。	総務局	
No.224の再掲						A	No.224の再掲	子ども家庭局	○
No.331の再掲						A	No.331の再掲	子ども家庭局	○
No.209の再掲						A	No.209の再掲	子ども家庭局	○
親子ふれあいルーム利用者数(保護者)	29,618人	30,342人	31,107人	28,554人	27,183人	B	親子ふれあいルームの質の向上や更なる利用促進を図っていくため、効果的なスタッフ研修を行うとともに、地域との更なる連携を推進するなど、魅力あるルームの運営に取り組む。	子ども家庭局	

## 具体的政策 (2) ひとり親家庭への支援の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
ひとり親家庭等医療費支給制度を継続します。		342	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
母子家庭等の自立のために、就職相談や就業支援講習会を実施するとともに、資格取得にかかる給付金の支給等の支援を行います。	母子福祉センターの運営	343	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。
	ひとり親家庭自立支援給付金の支給	344	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につながる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。
	母子寡婦福祉資金の貸付	345	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。
母子家庭や父子家庭が、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家事や保育等の支援を行います。	母子家庭等日常生活支援事業の実施	346	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。
市営住宅入居募集において、母子・父子家庭に優遇措置を行います。		347	市営住宅の定期募集において、一般募集枠(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に対し、住宅困窮者募集(点数選考)枠を確保することにより、一般世帯に比べ、優先的な入居の取扱いをしています。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
事業費決算値	910,839 千円	923,062 千円	884,249 千円	877,643 千円	798,592 千円	A	引き続き、現行制度を実施する。	子ども 家庭局	
母子・父子福祉センター利用者 数	10,252人	10,015人	11,323人	10,520人	10,840人	A	自立促進のための講座の見直し(入 替え、時期、時間帯など)を図り、受講 者数の増加を目指す。 様々な機会を通じて母子・父子福祉 センターをPRし、利用者数の増加を 目指す。	子ども 家庭局	
受給者数	114人	112人	128人	139人	106人	A	事業を継続し、あらゆる機会を通じ て事業の周知を図り、利用を促進す る。	子ども 家庭局	
貸付件数	400件	324件	234件	180件	110件	B	母子家庭等の生活の安定と向上を 図るため、引き続き、貸付事業を継 続実施する。	子ども 家庭局	
派遣件数	209件	269件	341件	331件	363件	A	母子家庭等の生活を支援するため、 事業を継続実施する。	子ども 家庭局	
住宅困窮者募集の「母子・父子 世帯」向け枠の確保 実績戸数、応募件数	実施戸数 230戸 応募件数 851件	実施戸数 169戸 応募件数 599件	実施戸数 161戸 応募件数 533件	実施戸数 154戸 応募件数 473件	実施戸数 133戸 応募件数 372件	A	今後も継続的に、母子・父子世帯向 けの募集戸数を確保していく。	建築都 市局	



## 具体的政策 (3) 高齢者等に対する介護支援等の充実、社会参画の促進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
企業等の事業者に対して、仕事と介護との両立への一層の理解を働きかけます。	(新)企業等への出前セミナーを通じた現役世代への情報発信	348	No.101の再掲
	(新)企業等の事業者に対する社員等の介護への理解の促進	349	No.101の再掲
	企業での認知症サポーター養成講座の開催	350	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポーター養成講座の実施について積極的な働きかけを実施。
	地域包括支援センターでの情報提供	351	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○
令和2年度10万人養成を目標に企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけた。 認知症サポーター講座参加者数	12,243人	8,981人	8,279人	7,380人	6,615人	A	令和2年度10万人養成を目標に今後も企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけていく。	保健福祉局	
①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①19,366人 ②166,100件	①23,563人 ②158,166件	①26,199件 ②153,354件	①85,530件 ②183,663件	①73,302件 ②207,821件	B	仕事と家庭の両立へ働きかけるため、介護負担や不安を抱える人に対する地域包括支援センターの周知、啓発が課題である。 地域関係者等だけでなく、県や企業等との連携も図りながら、より一層PR活動を強化していくとともに、より身近な相談窓口として、まちかど介護相談室のPRも併せて行う。	保健福祉局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図ります。① 高齢者や障害のある人に対するサービスの充実	ホームヘルプサービス、ショートステイサービス、訪問入浴サービス等の実施	352	障害のある人のための在宅サービス。「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「生活介護」、「訪問入浴サービス」など。
		353	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。
	354	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供	
	355	高齢者や障害のある人に対する家事支援として、企業や市民のボランティアによる「腕自慢おまかせサービス」の実施	
	356	在宅高齢者等の安全確保のための緊急通報システム事業の実施	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①居宅系 ②移動支援 ③生活介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①1,646人/月 ②86,940時間/年 ③2,746人/月 ④337人/月 ⑤144人/月 ⑥25人/月	①1,741人/月 ②90,648時間/年 ③2,811人/月 ④430人/月 ⑤136人/月 ⑥27人/月	①1,803人/月 ②87,866時間/年 ③2,855人/月 ④497人/月 ⑤130人/月 ⑥26人/月	①1,912人/月 ②89,118時間/年 ③2,891人/月 ④560人/月 ⑤138人/月 ⑥22人/月	①1,961人/月 ②86,717時間/年 ③2,901人/月 ④557人/月 ⑤147人/月 ⑥22人/月	B	①③④⑥→今後とも、サービス提供体制の充実や利用者への適切なサービス利用の決定等に努める。 ②→利用者のニーズ把握や国の動向に注視して、事業の充実を図る。 ⑤→今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取組を行う。	保健福祉局	
居宅サービス利用者数(実人数)・・・人/月	33,306人	34,685人	35,292人	32,061人	31,708人	B	安定した在宅サービスを供給するため、北九州市いきいき長寿プランに沿った支援を行う。	保健福祉局	
相談件数	24,561件	21,870件	22,103件	22,086件	24,063件	B	・広報活動の促進や、各種研修会を開催することで障害者基幹相談支援センターの知名度は高まっており、順調に障害者及び家族等の悩みなどに対応することができている。 ・引き続き、訪問支援(アウトリーチ)を含めた丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようする。	保健福祉局	
①ボランティア登録者数 ②申込件数 ③実施件数	①472人 ②95件 ③66件	①456人 ②73件 ③70件	①452人 ②63件 ③48件	①308人 ②40件 ③26件	①308人 ②30件 ③22件	B	関係機関等との連携や、市社協が実施する他事業との連携を通して、周知を積極的に行い、効果的な事業展開を図る。	保健福祉局	
緊急通報システムの稼働数、受信件数、出動件数	稼働数 3,945件 受信件数 2,961件 出動件数 1,100件	稼働数 3,747件 受信件数 2,902件 出動件数 1,144件	稼働数 3,546件 受信件数 2,749件 出動件数 1,069件	稼働数 3,221件 受信件数 2,512件 出動件数 996件	稼働数 1,365件 受信件数 1,617件 出動件数 641件	B	平成29年11月より、サービス内容を充実させた「あんしん通報システム」事業がスタートしたことにより、2020年3月末をもって緊急通報システム事業は終了予定である。現在、緊急通報システムを利用中の方々をスムーズに新事業へ移行させることが近々の課題である。	消防局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図ります。②介護者が負担軽減できる介護サービスの充実	高齢者への介護サービスの質の確保・向上のための介護サービス従事者への研修や介護サービス相談員派遣事業の実施	357	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る
	(新)なるほど！介護教室の開催	358	介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るための講座や研修会等を実施
	地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい総合相談システムの構築(地域包括支援センター運営事業)	359	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)
	認知症サポーター養成講座の開催	360	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポーター養成講座の実施について積極的な働きかけを実施。
	介護する家族を支援するサービスの充実	361	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンターを通じた悩み事への相談対応、認知症等により見守りが必要な高齢者を介護する家族への支援のため、ボランティア等による訪問事業を実施。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
介護サービス従事者研修事業 ①開催回数 ②受講者数  介護サービス相談員派遣事業 ③派遣施設・事業所数 ④派遣回数	①61回 ②2,956人	①62回 ②3,007人	①61回 ②2,771人	①63回 ②2,494人	①63回 ②2,386人	B	高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者が増加し、介護サービスに対するニーズも多様化する中、その方々にあった質の高い介護サービスの提供が求められていることから、より充実した内容で実施し、介護サービスの質の向上と介護支援者のスキルアップを図る。	保健福祉局	
介護・福祉用具に関する講座及び研修 ①開催回数 ②受講者数	①173回 ②2,856人	①198回 ②3,476人	①195回 ②3,952人	①175回 ②3,705人	①147回 ②2,637人	A	指定管理者と適宜協議し、今後も市民ニーズに応じた介護教室を企画し実施していく。	保健福祉局	
地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①17,556件 ②46,166件 ③102,378件 ④166,100件	①14,433件 ②45,949件 ③97,784件 ④158,166件	①15,676件 ②46,502件 ③91,176件 ④153,354件	①18,242件 ②47,761件 ③117,660件 ④183,663件	①19,982件 ②51,139件 ③132,710件 ④203,831件	B	虐待に関する相談や、複合的な問題(認知症、精神疾患、身寄りがいない等が重なった状態)を抱える問題等、一つの相談内容が長期化する傾向にある。適切なサービス提供のために関係機関との連携を強化するとともに、地域ケア会議や研修を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。 また、まちかど介護相談室を活用し、課題の早期発見に努めるとともに、高齢者だけでなく幅広い年代に地域包括支援センターのPRを行う。	保健福祉局	
令和2年度10万人養成を目標に企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけた。  認知症サポーター講座参加者数	12,243人	8,981人	8,279人	7,380人	6,615人	A	令和2年度10万人養成を目標に今後も企業等の事業者に対して、認知症について学ぶ機会づくりを働きかけていく。	保健福祉局	
①高齢者見守りサポーター派遣 ②認知症介護家族交流会事業 ③若年性認知症介護家族交流会事業 ④認知症コールセンター事業	①実利用者数21人 延べ利用回数385回 ②開催回数6回 参加者数51人 ③開催回数6回 参加者数80人 ④相談件数360件	①実利用者数16人 延べ利用回数304回 ②開催回数6回 参加者数77人 ③開催回数6回 参加者数55人 ④相談件数256件	①実利用者数16人 延べ利用回数176回 ②開催回数6回 参加者数90人 ③開催回数6回 参加者数59人 ④相談件数243件	①実利用者数12人 延べ利用回数134回 ②開催回数6回 参加者数60人 ③開催回数6回 参加者数67人 ④相談件数170件	①実利用者数7人 延べ利用回数204回 ②開催回数6回 参加者数53人 ③開催回数6回 参加者数63人 ④相談件数246件	A	今後も介護家族支援を行っていく。	保健福祉局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
高齢者や障害のある人の意欲等に応じた就業や地域活動などへの参画を促進します。① 高齢者の社会参画の促進	高齢者就業支援センターやシルバー人材センター等における就業支援	362	<p>【高齢者就業支援センター】 センター内に併設の関連機関と連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズにワンストップで応じ、年金等に関するセミナーの実施</p> <p>【シルバー人材センター】 高齢者に臨時・短期的な就業を提供している北九州市シルバー人材センター(H24.4.1公益社団法人化)を支援し、就業を通じた高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。</p>
	高齢者のボランティア活動や地域活動への参画促進及び支援	363	地域福祉の振興を図り、ボランティア活動に対する市民の理解と活動への参加促進を図ることを目的に、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、関係機関との連携による情報収集・発信等のボランティア活動支援を行う。
	(新) 高齢者いきがい活動支援事業の実施	364	<p>① 高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供</p> <p>② 福祉施設等に働きかけ、高齢者ボランティアの受け入れを促進</p> <p>③ 関係機関との連絡、調整</p> <p>④ 「いきがい活動ステーション」の運営</p>
	介護支援ボランティア事業の実施	365	65歳以上の高齢者が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる事業。
	年長者大学校における講座等の開催	366	<p>高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健康づくりを促進し、地域活動を担う高齢者の人材育成を図る。</p> <p>【実施状況】</p> <p>① 事業開始 周望学舎：昭和54年度、穴生学舎：平成6年度</p> <p>② 対象者 市内在住の60歳以上の市民</p> <p>③ 講座内容 各学舎15コース(一般コース11、実技コース4)</p> <p>④ 定員 周望学舎：546人、穴生学舎：504人</p> <p>⑤ 受講料：年間24,000円</p>
	小中学校特別支援学級合同スポーツ大会の開催	367	小学校特別支援学級合同スポーツ大会「風船バレーボール大会」の審判ボランティアとして「風船バレー普及ボランティアやまびこ」の年長者に参加してもらい、学校職員及び児童との交流を図る。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①延利用者数 ②就職決定者数 ③セミナー参加者数  <b>【シルバー人材センター】</b> ④会員数 ⑤就業延人員数	<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①21,361人 ②1,083人(男性:502人 女性:581人) ③372人  <b>【シルバー人材センター】</b> ④2,574人(男性:1,817人 女性:757人) ⑤191,333人	<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①19,754人 ②1,084人(男性:558人 女性:526人) ③347人  <b>【シルバー人材センター】</b> ④2,694人(男性:1,863人 女性:831人) ⑤192,517人	<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①19,359人 ②1,084人 ③463人  <b>【シルバー人材センター】</b> ④2,808人(男性:1,891人 女性:917人) ⑤188,168人	<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①16,156人 ②1,136人 ③319人  <b>【シルバー人材センター】</b> ④2,943人(男性:1,965人 女性:978人) ⑤186,286人	<b>【高齢者就業支援センター】</b> ①14,886人 ②1,173人 ③343人  <b>【シルバー人材センター】</b> ④2,972人(男性:1,950人 女性:1,022人) ⑤187,259人	A	高齢者就業支援センターとシニア・ハローワーク戸畑が連携し、中高年齢者に対するきめ細やかな就業支援をワンストップで実施するとともに、潜在するシニア人材の掘り起こしを行うことで、市内企業の人手不足解消を図っていく。また、シルバー人材センターへの支援について、引き続き取組を進める。	産業経済局	
①ボランティア登録団体数 ②ボランティア登録人数 ③ボランティアに関する相談件数	①679団体 ②22,380人 ③30,485件	①699団体 ②22,722人 ③29,966件	①760団体 ②24,569人 ③31,700件	①782団体 ②24,692人 ③32,197件	①1,135団体 ②23,972人 ③30,400件	A	地域包括ケアシステムの構築や、多様化する地域のニーズに対応するため、防災や地域づくり等多様な視点のもと、関係機関・団体との協働による情報提供やコーディネート等、より効率的な活動支援を図っていく。	保健福祉局	
<b>活動実績</b> ①団体等の情報収集 ②活動等の情報収集 ③ステーション利用者数 ④HP,Facebook利用件数 ⑤情報提供(紹介を行った件数) ⑥マッチングを行った件数 ⑦活動に繋がった件数 ⑧講座実績数 ⑨サロン実施数 ⑩体験活動実施数	—	—	①:185件 ②:89件 ③:3,502人 ④:28,044件 ⑤:662件 ⑥:18件 ⑦:6件 ⑧:56件 ⑨:7件 ⑩:4件	①:284件 ②:763件 ③:4,555人 ④:39,624件 ⑤:2,087件 ⑥:113件 ⑦:57件 ⑧:38件 ⑨:23件 ⑩:32件	①:375件 ②:672件 ③:5,884人 ④:27,684件 ⑤:3,406件 ⑥:123件 ⑦:47件 ⑧:50件 ⑨:42件 ⑩:38件	A	平成28年9月から小倉都心部へ「生きがい活動ステーション」を移転・リニューアルオープンした。実績をもとに今後の事業の活動内容について改善を行っていく。	保健福祉局	
①介護支援ボランティア登録者数 ②受入施設登録数	①1,386人 ②235件	①1,608人 ②267件	①1,769人 ②325件	①1,913人 ②372件	①2,018人 ②392件	B	今後も登録者、受入施設の増加等に向けた取組を行う。	保健福祉局	
<b>活動実績</b> ① 受講者数 ② 延利用者数	①985人 ②67,583人	①1,013人 ②65,941人	①991人 ②65,238人	①980人 ②64,880人	①1,002人 ②63,969人	A	講座の充実を行い、受講者数の増加を図るとともに、地域活動を担う人材育成を図る。	保健福祉局	
各区ごとに大会を開催し、延べ66名のボランティアが参加した。 <b>【内訳】</b> 門司区(10月12日 7名)、小倉北区(11月16日 13名)、小倉南区(11月12日 17名)、若松区(11月27日 7名)、八幡西区(10月12日、1月25日、22名) ※八幡東区と戸畑区はボランティアなし。	延べ36人	延べ43人	延べ64人	延べ62人	延べ66人	A	各区ごとに大会を企画し、ボランティア団体に協力を得て実施する。	教育委員会	



内容	細目	NO.	事業・取組概要
高齢者や障害のある人の意欲等に応じた就業や地域活動などへの参画を促進します。① 高齢者の社会参画の促進	地域デビュー支援事業の実施	368	市民センター単位で、団塊世代等の地域活動に取り組む人材を地域につなぎ、育成するための講座やワークショップ等を開催
	市民センター等における生涯学習市民講座の開催	369	No.117の再掲
高齢者や障害のある人の意欲等に応じた就業や地域活動などへの参画を促進します。② 障害のある人の社会参画の促進	「北九州障害者しごとサポートセンター」における就労に関する支援(障害者就労支援事業)等	370	就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場における就労の機会が得られるよう、国と県で設置している「北九州障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で「北九州市障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが北九州障害者しごとサポートセンターの名称のもと、北九州地区における就労支援の拠点として一体的に活動している。(平成19年開設。場所:戸畑区汐井1-6ウエルとばた2階)

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
地域デビュー支援事業実施館	46館	41館	57館	57館	—	A	H30年度より生涯学習市民講座に統合したため。	市民文化スポーツ局	○
No.117の再掲						A	No.117の再掲	市民文化スポーツ局	○
①就職相談件数(延べ) ②新規相談者数 ③就職件数(市内)	①337人 ②63人 ③88人	①322人 ②83人 ③67人	①298人 ②87人 ③92人	①264人 ②114人 ③88人	①244人 ②99人 ③96人	B	障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられたことから、今後も障害者しごとサポートセンターを拠点として関係機関との連携のもと、さらなる取組を進めていく。	保健福祉局	

## 施策の方向 1 男性にとっての男女共同参画の推進

## 具体的政策 (1) 男性自身の固定的役割分担意識の解消

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男女共同参画を進めていくことは、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものであるという、男性にとっての男女共同参画の意義を広く啓発するため、企業、地域等へ出向いたセミナー等を実施します。	(新)企業への出前セミナーの実施	401	No.101の再掲
	「男女共同参画フォーラムin北九州」の実施	402	男女共同参画フォーラム in 北九州の開催支援など、「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援
	男女共同参画センター・ムーブ等における講座等の開催	403	各種団体等からの依頼に応じ、テーマに沿った男女共同参画講座を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消等についての理解促進につなげる。
企業等の事業者との共同による、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などを通して、働き方やライフスタイル等の見直しを進めます。		404	No.233の再掲

## 具体的政策 (2) 男性の家事、子育て、介護など家庭生活への参画促進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男性の家事・育児・介護などへの参画を進めるための講座等を開催します。	男女共同参画センター・ムーブ等における男性向け料理や介護の講座等男性を対象とした講座の開催	405	No.319の再掲
	出産・育児を夫婦が協力して取り組むための「両親学級」の開催	406	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。
	「家庭教育学級」の開催	407	No.118の再掲
	市民センター等における生涯学習市民講座の開催	408	No.117の再掲
企業等の事業者に対して、育児休業をはじめとした育児・介護関係制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組み、その利用促進を図るなど、男性社員等が家庭生活への参画推進に取り組むよう働きかけます。	(新)企業への出前セミナーの実施	409	No.101の再掲
	企業人による「小学校応援団」の取組	410	企業が持つ人材や経営のノウハウなどを学校教育に生かすため、地元企業を中心とした「北九州の企業人による小学校応援団」と連携しながら、学校支援を行う仕組みづくりを実施する。
	「ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー」の派遣	411	No.101の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○
男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,404人	①37回 ②3,295人	①37回 ②3,116人	①37回 ②3,147人	①37回 ②2,939人	A	引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発事業を実施する。	総務局	
講師を派遣し、男女共同参画の推進を含めた講演等を実施回数、参加人数	1回66人	6回472人	2回63人	4回258人	15回357人	A	今後も引き続き、団体、地域等へ積極的に出向き、講座等を実施していく。	総務局	
No.233の再掲						A	No.233の再掲	総務局	○

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.319の再掲						A	No.319の再掲	総務局	○
①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,207人	①30回 ②1,244人	①31回 ②1,200人	①31回 ②1,204人	①33回 ②1,186人	A	核家族化が進み、育児環境が変化する中で、出産や育児の負担が母親のみにかからないよう、夫婦で協力して育児に取り組む大切さを認識する機会になっていることから、今後も継続して事業を実施する。	子ども家庭局	
No.118の再掲						B	No.118の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.117の再掲						A	No.117の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○
小学校応援団による支援対象校数	40校	70校	100校	132校	132校	A	実施対象校拡大に伴い、参加企業数と学校をつなぐ小学校応援団の運営力及び組織体制の充実、さらに参加企業の協力を促進させる必要がある。また、PTA協議会と連携し、保護者がPTA活動に参加しやすい環境づくりを進める。	教育委員会	
No.101の再掲						A	No.101の再掲	総務局	○

## 具体的政策（３） 地域活動に参画しやすい環境づくり

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男女の地域活動への参画を促進するため、NPO活動、ボランティア活動への参画促進や活動支援を行います。	NPO・ボランティア活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくり	412	No.210の再掲
自治会やPTAなど地域団体・市民団体において、現役世代の参画を進めるため広報・啓発活動を行うとともに、啓発活動に取り組んでいる団体に対し、事業支援等を行います。	NPO等への委託による地域における啓発活動の実施	413	No.129の再掲
	女性団体等の行う啓発活動への事業支援	414	No.128の再掲
退職時などをきっかけに地域活動等への参画を支援します。	地域デビュー支援事業の実施	415	No.368の再掲
	市民センター等における生涯学習市民講座の開催	416	No.117の再掲
	生涯現役夢追塾の開催	417	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を活かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの担い手として活躍していく人材を発掘、育成する。

## 具体的政策（４） 男性の相談体制の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男性の悩みや不安についての相談窓口を設けます。	(新)男性相談窓口の開設	418	平成25年12月より、男性臨床心理士による男性のための電話相談を月に2回、各2時間開設し、生き方や家族、仕事についての悩みなどの相談に応じる。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.210の再掲						B	No.210の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.129の再掲						A	No.129の再掲	総務局	○
No.128の再掲						A	No.128の再掲	総務局	○
No.368の再掲						A	No.368の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.117の再掲						A	No.117の再掲	市民文化スポーツ局	○
入塾者数	31人	29人	28人	28人	29人	A	入塾者の確保に引き続き取り組むのに加え、卒業者による地域貢献の活性化など、これまでの取組により構築されたネットワークを活用しながら、内容の充実を図る。	保健福祉局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
電話相談件数	21件	18件	31件	38件	33件	A	相談件数は年々増加傾向にあり、平成29年度は38件、平成30年度は33件あった。今後も周知を図っていく。	総務局	

## 施策の方向 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

## 具体的政策 (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	小・中学校における男女共同参画副読本の活用の促進	419	次世代を担う子どもや若い世代が性別に関わらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの副読本(小学生用「レッツ」、中学生用「ひびき愛」)の作成及び配布を行う。
		420	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。
	児童生徒等の名簿の男女混合化の促進	421	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。
	家庭科教育を通じた性別による固定的役割分担意識の解消	422	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①改訂 ②配布	①一部改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	①全面改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	A	引き続き、小中学校に副読本の配布を行い、教育委員会と協力して学校での活用を図る。 定期的(5年程度)に内容の全面改訂を実施する。	総務局	○
副読本「レッツ」(小学校用)「ひびき愛」(中学校用)については、各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用の手引きを合わせて配布している。また、道徳科の授業でも取り扱うことができるよう年間指導計画にも位置付けられるようにしている。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	A	今後も活用を要請訪問等で促していくなどの取組を継続する。	教育委員会	
女性問題等についても取り上げ教材化した人権教育教材集「新版 いのち」を各学校に配布し、活用する。(H27年度より) 「新版いのち」の活用率 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%	—	「新版いのち」活用率 実績:小・中100%	「新版いのち」活用率 実績:小・中100%	「新版いのち」活用率 実績:小・中100%	「新版いのち」活用率 実績:小・中100%	A	今後も人権教育教材集「新版 いのち」を活用し、個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点にたった学校教育を推進する。	教育委員会	
家庭科学習を通して、男女が協力して生活することの重要性、家庭生活での男女の望ましい役割分担について理解し、男女平等意識の育成を図るため、研修会等で指導を行っている。学校の諸活動において、男女平等意識に基づいた役割活動の指導を行っている。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	研修会等での指導は随時行った。	A	今後も取組を継続する。	教育委員会	



## 具体的政策（２） 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
子どもの頃から固定的な役割分担意識にとらわれない進路選択を推進する教育・学習を充実します。	市内全中学校における「職場体験」学習などによる職業意識醸成のための教育の推進	423	No.153の再掲
	高校生・大学生等若年層向け啓発パンフレットの作成・配布、出前講演等の開催	424	高校生・大学生等若年層向けに作成している啓発パンフレットを出前講演などの際に配布する。
	高校新卒予定者に対する就職応援マガジンの発行や企業見学バスツアー等の実施	425	①高校生就職応援マガジン「Soda!」の作成及び配布 ②高校生を対象とした地元企業見学バスツアーの開催

## 具体的政策（３） 市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
市立学校の管理職(校長・教頭)における女性の登用を推進します。	将来の管理職にもつながる、学校経営上重要な教務、学年主任など各種主任職への女性教職員の登用を進めるため、校長会への働きかけや教職員の意識改革のための研修の実施	426	No.108の再掲
	市立学校等における管理職に占める女性比率の向上	427	No.109の再掲
	女性教職員の管理職受験率向上	428	No.110の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.153の再掲						A	No.153の再掲	教育委員会	○
若年層向けパンフレット「ワリかん?!」の配布	配布	配布	配布	配布	配布	B	若年層に向けた出前授業などで引き続きパンフレットの配布を実施する。パンフレット作成から9年ほど経過しているため、改訂を検討する必要がある。	総務局	
①作成部数 ②参加高校数 参加人数	①7,000部 ②6校 338人	①7,000部 ②5校 125人	①5,000部 ②5校 108人	①5,000部 ②4校 104人	①5,000部 ②廃止	C	①現在の高校生の情報収集手段を鑑み、冊子の配布の他に、本市HP上で電子ブック版を公開しているが、他にも効果的な周知媒体や周知方法がないかを検討する。 ②近年、学校側がバスツアーの行き先として希望する企業が、市外を含む大手企業に偏るようになってきた。そのため、地元企業への理解を深める目標が達成しにくくなりつつある。そこで、他の施策で目標達成を目指すこととし、本事業ではバスツアーを廃止する。	産業経済局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.108の再掲						A	No.108の再掲	教育委員会	○
No.109の再掲						A	No.109の再掲	教育委員会	○
No.110の再掲						A	No.110の再掲	教育委員会	○

## 具体的政策（４） 家庭、地域における男女共同参画の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
家庭や地域において男女共同参画の視点から子どもを育てることができるよう情報や学習機会の提供を行います。	「ワーク・ライフ・バランス推進協議会」での取組であるワーク・ライフ・バランス新聞の配付	429	ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの一環として、市内保育所、幼稚園、市立小・中・特別支援学校等の子ども（保護者向け）にワーク・ライフ・バランス新聞を配布するなど、親子で働くことの意味やワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけを作る。
	(新)子ども参観日の実施	430	No.302の再掲
	「家庭教育学級」の開催	431	No.118の再掲
	地域での男女共同参画に関する講演会、フォーラム等の実施	432	No.402の再掲

## 具体的政策（５） 子どもの健康教育

内容	細目	NO.	事業・取組概要
児童の発達段階に応じ、学校教育を通じ指導の充実を図ります。		433	健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付ける。幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情を十分に考慮するとともに、各教科との関連を図る。
医療、学校、地域、行政等の関係者による「思春期保健連絡会」の開催や思春期の健康教育を実施します。		434	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議する。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施する。
		435	思春期保健連絡会に参加している。
		436	子ども家庭局子育て支援課が実施する事業である。北九州市立小・中・特別支援学校に助産師を講師として派遣し、「生命の尊重」に加え、児童生徒の発達段階に応じて、「思春期における心身の機能の発達」についてや「性感染症」等について学習する機会としている。
高校生・大学生等若年層に対して出前講演を実施し、デートDVに関する理解を促進します。	デートDV予防教室の開催	437	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
ワーク・ライフ・バランス新聞の配布	114,720枚	115,970枚	115,680枚	—	—	D	平成29年度から、推進キャンペーンの見直しにより、実施していない。市民のワーク・ライフ・バランスの推進が図れるための、より効果的な広報・啓発を検討する。	総務局	
No.302の再掲						A	No.302の再掲	総務局	○
No.118の再掲						B	No.118の再掲	市民文化スポーツ局	○
No.402の再掲						A	No.402の再掲	総務局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
健康教育に関わる年間指導計画を教育指導計画の中に位置付け 目標:小・中学校100% 実績:小・中学校100%	100%	100%	100%	100%	100%	A	健康教育に関わる年間指導計画を、各学校において立案し、幼児児童生徒の実態や保護者や地域の実情に応じた指導の充実を図る。	教育委員会	
①思春期保健連絡会の開催件数 ②思春期健康教室の開催件数	①1回 ②88回	①1回 ②94回	①1回 ②126回	①1回 ②93回	①1回 ②119回	A	思春期保健連絡会等で関係機関と連携強化を図り、思春期保健の課題等について協議を続ける。また、協議結果を踏まえ、小中学生等を対象とした思春期健康教室を効果的に実施する。	子ども家庭局	○
思春期保健連絡会議への参加	参加	参加	参加	参加	参加できなかったが、会議資料により情報を共有	A	現状維持で引き続き参加し、各団体との情報交換・収集に努める。	保健福祉局	○
小・中・特別支援学校での実施回数 80回	実施	実施	実施	実施	実施	A	児童生徒にとって、「生命の尊重」について考える絶好の機会であり、今後も現状維持で継続したいと考えている。	子ども家庭局	○
デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①34回 ②3,999人	①36回 ②3,227人	①28回 ②4,421人	①23回 ②2,672人	①25回 ②3,204人	A	団体と協力し、引き続きデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。	総務局	

施策の方向 1 女性に対する暴力等人権侵害行為の根絶(第2次北九州市DV対策基本計画)

DV対策基本計画1 DV等女性に対する暴力を許さない社会づくり

具体的政策 (1) DV等を未然に防止するための人権教育及び人権の尊重に関する広報・啓発活動の尊重

内容	細目	NO.	事業・取組概要
幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進します。		501	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。
		502	幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。
保育所の職員及び学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施します。		503	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加
		504	保育所の職員及び学校の教職員等に対して人権教育に関する研修を実施する。
人権講演会、ラジオ、映画、冊子など様々な方法を使って女性の人権問題の啓発を推進します。		505	No.121の再掲
市政だより等様々な広報媒体を活用して、DVIに関する市民の理解を促進するために積極的な広報啓発活動を行います。		506	市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信。
		507	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、新聞やフリーペーパーなどで広報を行う。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①34回 ②3,999人	①36回 ②3,227人	①28回 ②4,421人	①23回 ②2,672人	①25回 ②3,204人	A	若年層で問題となりやすい、デートDVについて、高校生や大学生等を対象にデートDV予防教室を引き続き実施する。	総務局	○
各学校・園においては、人権教育は教育活動の基盤であるとの認識に立ち、幼児児童生徒の発達段階に即して、教育活動全体を通じて推進する。 人権教育指導資料「あそぼう」、人権教育教材集「新版いのち」、「明日への伝言板」等を活用し、幼児児童生徒の興味関心を高め、創意工夫された人権学習を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	B	「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」等の趣旨を生かした新たな人権教育教材集「新版いのち」の活用を推進する。「協力」「参加」「体験」を基本とした指導方法・内容の工夫を行う。	教育委員会	
①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②参加人権等研修数、参加人数	①1回 78名参加 ②10研修 24人参加	①1回 78名参加 ②10研修 24人参加	①1回 84名参加 ②9研修 35人参加	①1回 91名参加 ②10研修 39名参加	①1回 100名参加 ②9研修 32名参加	A	特に配慮を必要とする子どもと保護者の支援に取り組み、ケース検討・事例研究を行い、保育の質の向上のため研修会の開催を継続する。	子ども家庭局	○
「人権教育ハンドブック」を活用した研修の実施 目標：100% 実績：100%	—	100%	100%	100%	100%	B	「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」等の趣旨を生かした「新たな人権教育教材集『新版いのち』教師用指導書」を活用した研修を推進する。「北九州子どもつながりプログラム」の活用について、定例校・園長会議、人権教育管理職研修会等の各種人権研修会、指導主事要請訪問等で、周知を図る。	教育委員会	
No.121の再掲						B	No.121の再掲	保健福祉局	○
市政だより、市政テレビ、市政ラジオや市ホームページ等を通じて、男女共同参画社会の推進や女性の人権問題等に関する情報を発信した。	実施	実施	実施	実施	実施	B	現状維持で継続	広報室	
①新聞 ②フリーペーパー	①2件 ②1件	①3件 ②1件	①4件 ②1件	①4件 ②1件	①4件 ②1件	A	引き続き新聞等による広報を実施する。	総務局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、期間中(11/12～11/25)、集中的な啓発活動を実施します。	女性への暴力ゼロ運動特別講座の実施	508	①女性への暴力ゼロ特別講座 ②女性への暴力ゼロホットライン ③福岡県内男女共同参画センター共同DV防止キャンペーン

具体的政策 (2) DVやデートDVに関する理解の促進及び相談窓口の周知

内容	細目	NO.	事業・取組概要
DV やデートDVに関する理解を促進するための広報・啓発を推進するとともに、出前講演を実施します。	高校生・大学生等若年層に対するデートDV予防教室の開催	509	No.501の再掲
	地域においてDVに関する理解を促進するため、市民センター等で広報・啓発事業を実施	510	地域における男女共同参画啓発事業において、DVに関する事業を実施し、DV相談窓口についてのリーフレット等を配布しDVについての啓発を行う。
	DV相談窓口を記載したカード、リーフレットを作成し、出前講演会場等で配付	511	DVやデートDV予防啓発カードを市民センターや区役所、市役所本庁舎等公共施設に設置する。また、出前講演や学校等の要望に応じてデートDV予防啓発リーフレットを配布する。さらに、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に連動してムーブ1階交流広場において「デートDVについて知ろう!」のパネル展示を行う。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①講座参加人数 ②ホットライン相談件数 ③DV防止のチラシとノベルティを配布(JR小倉駅改札前広場)	①50人 ②9件 ③実施	①35人 ②17件 ③実施	①67人 ②10件 ③実施	①71人 ②14件 ③実施	①32人 ②11件 ③実施	A	今後も、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」と連動して関係機関と連携を取りながら、市民へさらなる周知を図る。	総務局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.501の再掲						A	No.501の再掲	総務局	
地域における男女共同参画啓発事業において、DVに関する事業の実施や、DV相談窓口に関するリーフレット等を配布	実施	—	—	実施	実施	B	地域における男女共同参画啓発事業において、DVに関する理解促進のための事業の実施や、DV相談窓口についてのリーフレット等の配布を引き続き実施する。	総務局	
パネル展示 デートDVファシリテーター・フォローアップ講座	実施	実施	実施	実施	実施	A	市民への周知、特に若年層への啓発をさらに図るため、今後もカードやリーフレット等の設置、配布及びパネル展示を継続する。また、DV防止に関する市民向け講座と合わせて、デートDV予防教育ファシリテーター・フォローアップ等を目的とした実践講座を開催する。	総務局	



## DV対策基本計画2 DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実

## 具体的政策（1） DV被害者への情報提供や関係機関への発見通報に関する広報・啓発

内容	細目	NO.	事業・取組概要
民生委員・児童委員等の地域の福祉関係者への啓発、周知に努めます。		513	年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題のひとつである人権問題を中心に、昨今の福祉課題を的確にとらえる研修を実施。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図っている。
保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者への啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。		514	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加
		515	○教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者は、子どもの観察や地域や関係機関からの情報により、DV被害者の子どもの早期発見に努める。 ○指導第二課教育相談・連携ラインの区担当指導主事は、学校訪問による教室巡回や、気になる幼児児童生徒について校・園長との情報交換を行い、DV被害を受けている子どもの早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態の把握を行う。また、生徒指導主事・主任会議において、区担当指導主事が関係機関との連携に関する指導助言を行う。 ○担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策地域協議会及び各区要保護児童対策実務者会議に参加して、各機関との連携を図る。
市政だより等様々な広報媒体を活用して、DVIに関する市民の理解を促進するために積極的な広報啓発活動を行います。		516	No.507の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	平成27年 3月26日 (木) 132名 ①高齢化 社会と地 域の課題 について (講師:北 九州市立 大学教授 石塚 優) ②北九州 市の子育 て支援に ついて (講師:子 育て支援 課長 西 尾 典 弘)	平成28年 3月29日 (火) 132名 ①障害者 差別解消 法制定の 意義と課 題(講師: 北九州市 人権・同 和教育研 究会 加藤 陽 一) ②北九州 市の子育 て支援に ついて (講師:子 育て支援 課 子ども 支援係長 保田 和 家)	平成29年 3月29日 (水) 133名 ①無縁社 会の中の 高齢者と 人権のま ちづくり (講師:北 九州市人 権・同和 教育研究 会 加藤 陽一) ②ひきこ もりの相 談支援と 地域連携 (講師:北 九州市ひ きこもり 地域支援 センター 「すてっ ぷ」セン ター長 田中美 穂)	平成30年 3月27日 (火) 133名 ①LGBT について (講師:北 九州市立 大学 教 授 河嶋 静代) ②北九州 市障害者 差別解消 条例につ いて(説 明者:障 害福祉企 画課 差 別解消法 担当係長 秦 勝 彦)	平成31年 3月27日 (水) 133名 ①ひとり 親家庭の 現状と子 どもの貧 困につい て(講師: 北九州市 人権・同 和教育研 究会 加藤 陽一) ②北九州 市におけ る子ども 食堂の取 組につい て(講師: 子育て支 援課 子ど も食堂担 当係長 長迫 和 宏)	A	今後も、様々な研修や会議の機会を通じ、人権意識の高揚を図っていく。	保健福祉局	
No.503の再掲						A	No.503の再掲	子ども家庭局	○
適切な対応の実施	実施	実施	実施	実施	実施	B	○学校・園から各区の子ども家庭相談コーナー又は子ども総合センターへの情報提供を円滑に行い、早期発見、早期対応に努める。 ○管理職研修会、生徒指導主事主任会議、指導主事の訪問等の機会を通して、学校・園の組織的対応のあり方、関係機関との連携、危機管理意識の徹底等について指導助言を行っていく。 ○学校・園及びスクールソーシャルワーカーと関係機関のより一層の連携を図る。	教育委員会	
No.507の再掲						A	No.507の再掲	総務局	

## 具体的政策（2） 配偶者暴力相談支援センターと各区子ども家庭相談コーナーの連携強化による相談体制の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
配偶者暴力相談支援センターや各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員（スーパーバイザー）を配置	517	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員（スーパーバイザー）を配置
男女共同参画センター・ムーブ等における人権侵害相談窓口での相談体制の充実を図ります。	内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」及び「男女共同参画週間」期間中、弁護士等が相談に応じるホットラインの開設	518	毎年、内閣府の「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、福岡県弁護士会北九州部会と共催で、弁護士や相談室相談員、各区役所子ども・家庭相談コーナー相談員等による電話相談（ホットライン）を実施している。 ①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談
高齢者のDV被害者については、地域包括支援センター等の関係機関と連携して対応します。		519	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応
		520	被害者が65歳以上である場合は、地域包括支援センター等関係機関と連携し、対応を依頼する。
障害者の虐待については、北九州市障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携し、虐待防止の取組を行います。		521	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供
			民生委員・児童委員は、特に福祉分野（高齢者・障害のある方・子どもなど）の分野で相談に対応し、助言・援助・必要な情報提供などを行う。地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域を見守る。

〔統括指導員（スーパーバイザー）の配置〕

項目	実施内容					進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名	再掲
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
統括指導員（スーパーバイザー）1名を継続配置	配置	配置	配置	配置	配置	A	統括指導員（スーパーバイザー）のスキルを向上させるとともに、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子ども家庭局	
①女性への人権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロホットライン ③性別による人権侵害相談総数 （電話相談件数、面接相談件数）	①21件 ②9件 ③328件 （電話295件、面接33件）	①27件 ②17件 ③319件 （電話312件、面接7件）	①22件 ②10件 ③267件 （電話257件、面接10件）	①24件 ②14件 ③173件 （電話164件、面接9件）	①28件 ②11件 ③165件 （電話163件、面接2件）	A	今後も、関係機関との連携を強化して相談体制の充実とホットライン及び性別による人権侵害相談窓口のさらなる周知を図る。	総務局	
認知症の高齢者の増加に伴い、高齢者虐待等、内容が複雑化した処遇困難事例が増加  虐待等の相談件数	1,347件	2,033件	2,851件	2,782件	3,520件	B	高齢者虐待事例に関しては、引き続き統括支援センターが地域包括支援センターをバックアップし、弁護士、警察等の専門機関と連携し対応する。また、老人福祉法の「やむを得ない事由による措置」や「成年後見の市長申し立て」等の活用により迅速かつ適切な対応を図る。	保健福祉局	
高齢者からの相談については、内容に応じて地域包括支援センターを案内した。	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も各機関と連携を図り、必要な支援を行う。	総務局	
相談件数	24,561件	21,870件	22,103件	22,086件	24,063件	B	・広報活動の促進や、各種研修会を開催することで障害者基幹相談支援センターの知名度は高まっており、順調に障害者及び家族等の悩みなどに対応することができている。 ・引き続き、訪問支援（アウトリーチ）を含めた丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようする。	保健福祉局	○
障害のある方に関する相談・支援件数	3,238件	2,998件	3,123件	2,736件	2,505件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。		

## 具体的政策 (3) 相談窓口職員のスキル向上のための研修及び心理的ケアの充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター・ムーブ等、各区子ども・家庭相談コーナーの相談窓口職員のスキル向上を図るための研修を実施し、また、福岡県女性相談所等が主催する研修会へ参加させます。	相談窓口職員のネットワーク会議の開催	523	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
			配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員(スーパーバイザー)を配置
			相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と実技を修得させる。 学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。
相談窓口職員のメンタルヘルスクアを行います。		524	No.517の再掲
		525	相談員のメンタルヘルスクアのため、随時、相談に携わる臨床心理士(特別相談員)によるヘルスクアを行う。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
市が主催する新任者・主務者研修及び福岡県女性相談所の研修等への参加。	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	
婦人相談、DV等関連研修への参加。	研修参加	研修参加	研修参加	研修参加	研修参加	A	統括指導員(スーパーバイザー)のスキルを向上させるとともに、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子ども家庭局	
○国立女性教育会館「女性関連施設相談員研修」 ○福岡県、女性相談所、あすばる主催「女性問題に関わる相談員研修会」、「配暴支援センター連絡会議」、「犯罪被害者等支援担当職員研修会」、「電話相談実務者研修」ほか ○北九州市「北九州市DV対策関係機関連絡会議」等	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も、相談員を研修会や連絡会議等へ積極的に参加させ、相談員の資質の向上を図る。	総務局	
No.517の再掲						A	No.517の再掲	子ども家庭局	○
毎日の打ち合わせや所内整理日に実施している事例研修等を通して、相談者への対応や専門機関との連携の在り方等を検討し、臨床心理士(特別相談員)からアドバイスを受ける。	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も研修の実施や臨床心理士によるヘルスケアを随時行って、相談員のメンタルヘルスケアに努める。	総務局	

## 具体的政策（４） 外国人、障害のある人、男性への配慮

内容	細目	NO.	事業・取組概要
外国人のDV被害者へ対応するため、外国人相談窓口の職員へDVに関する情報提供を行い、また、通訳ボランティアを派遣します。		526	<p>(公財)北九州国際交流協会との連携により、以下のとおり実施</p> <p>①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設</p> <p>②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣</p>
外国人相談において、外国人市民のための法律等や生活全般に関する相談会開催を通じ、DV被害者に対して相談や支援を行う機関の情報提供を行います。		528	<p>(公財)北九州国際交流協会との連携により、以下のとおり実施</p> <p>①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設</p> <p>②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣</p>
		529	外国人からの相談はないが、相談に対応するため、福岡県が作成している「外国籍DV被害者のための多言語シート」を準備している。

実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度				
① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催 (県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催 (県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置(相談件数) ※窓口設置場所:八幡西区コムシティ、小倉北区役所 ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦ 外国人家庭、支援者、先生のための「子どもの教育なんでも相談会&交流会」の開催 ⑧ 北九州市DV対策関係機関連絡会議への出席	①32件	①39件	①30件	①39件	①60件	A 多文化共生ワンストップインフォメーションセンターの外国語相談員に対し、DVおよびDV支援に関する研修を継続していく。 DV被害者となるのは、アジアの女性が多いため、相談があった際にスムーズに通訳派遣ができるように、アジアの希少言語の通訳ボランティアの確保が必要である。	企画調整局	
②18件	②9件	②9件	②19件	②15件				
③2件 ④845件	③0件 ④800件	③2件 ④1,148件	③8件 ④1,059件	③0件 ④1,193件				
⑤108件 ⑥2回 ⑦—	⑤74件 ⑥2回 ⑦—	⑤122件 ⑥2回 ⑦—	⑤153件 ⑥2回 ⑦開催	⑤129件 ⑥2回 ⑦—				
⑧—	⑧1回	⑧1回	⑧1回	⑧—				
① 無料入国・在留・国籍手続相談会の開催 (県行政書士会との共催) ② 無料法律相談会の開催 (県弁護士会北九州部会との共催) ③ 無料心理カウンセリングの開催(臨床心理士) ④ 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語による外国人一般相談窓口の設置 (八幡西区コムシティ、小倉北区役所) ⑤ 行政・医療通訳の個別派遣(通訳件数) ⑥ 外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦ 外国人家庭、支援者、先生のための「子どもの教育なんでも相談会&交流会」の開催 ⑧ 多言語でDV被害者支援を行っている県内のNPOとの連携	①32件	①39件	①30件	①39件	①60件	A 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター、弁護士・行政書士・心理カウンセリングなど専門家による相談会、通訳派遣などの各事業を通して、引き続き体制強化に取り組むたい。	企画調整局	
②18件	②9件	②9件	②19件	②15件				
③2件 ④845件	③0件 ④800件	③2件 ④1,148件	③8件 ④1,059件	③0件 ④1,193件				
⑤108件 ⑥2回 ⑦—	⑤74件 ⑥2回 ⑦—	⑤122件 ⑥2回 ⑦—	⑤153件 ⑥2回 ⑦開催	⑤129件 ⑥2回 ⑦—				
⑧実施	⑧実施	⑧実施	⑧実施	⑧実施				
平成28年度より年に2回、北九州外国人支援関係機関連絡会議に参加し、情報交換や意見交換を実施する。 また、北九州国際交流協会と連携し、常に情報交換を行う。	—	—	実施	実施	実施	A 今後も関係機関と連携し、外国人への対応を行う。	総務局	



内容	細目	NO.	事業・取組概要
障害者団体や障害者へのボランティア団体への啓発、周知に努めます。		530	障害者虐待に関する啓発活動や虐待防止センターの周知を行う。
			障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、紛争の防止や事案の解決に至るまでの支援を行う窓口として、「障害者差別解消相談コーナー」を設置・運営する。
男性のDV被害者からの相談体制を充実します。		532	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
			No.517の再掲
			平成25年12月より男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月2回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に応じている。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
パンフレットの配布等	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	保健福祉局	
相談内容によっては、必要に応じ適切な窓口へつなぐ。	—	—	実施	実施	実施	A	今後も関係機関と連携し、相談対応を実施していく。	保健福祉局	
子ども・家庭相談コーナーにおける男性DV被害者の相談件数	0件	0件	1件	4件	1件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対応し引き続き、関係機関と連携しながら、相談者ひとり人の不安や負担感の軽減を図る。	子ども家庭局	○
No.517の再掲						A	No.517の再掲	子ども家庭局	○
①男性のための電話相談件数 ②うちDVに関する相談件数	①21件 ②0件	①18件 ②2件	①31件 ②0件	①38件 ②6件	①33件 ②5件	A	男性からの相談も増加傾向にあるため、今後も相談窓口の広報に努め市民への周知を図る。	総務局	

## DV対策基本計画3 DV被害者と同僚の子どもの安全が確保される保護の実施

## 具体的政策（１） 緊急時の適切な一時保護の実施

内容	細目	NO.	事業・取組概要
危険が急迫している場合、DV被害者（及び同僚の子ども）の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等適切な一時保護を実施します。		533	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。
DV被害者の安全確保や精神的な負担の軽減のため、必要に応じて関係機関、関係部局等への同行支援等を行います。		534	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
		535	関係機関と連携し、必要に応じて同行支援を行う。
DV被害者の保護にあたっては、警察との緊密な連携に努めます。		536	No.534の再掲
		537	警察への情報提供によって、緊密な連携に努める。

## 具体的政策（２） 緊急一時保護施設等の保護体制の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
緊急一時保護施設の職員に対して、DVに関する情報提供を行うとともに、DVに対する理解促進のために研修を行います。		538	No.533の再掲
緊急一時保護施設入所中の心身の健康を損ねているDV被害者（及び同僚の子ども）に対しては、医療機関への同行や心理的ケア等必要な支援を行います。		539	No.533の再掲
民間シェルターを運営する民間団体へ財政的な支援を実施します。		540	DVシェルター（避難所）を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
保護件数	47件	55件	44件	36件	26件	B	DV等対応の各関係機関と連携を図りながら、避難者の支援を行うとともに、相談員の資質向上を図り、多様な相談に対して、適切かつ迅速に対応する。	子ども家庭局	○
必要に応じて、DV被害者の同行支援等を実施。	実施	実施	実施	実施	実施	A	DV等対応の各関係機関と連携を図りながら、避難者の支援を行うとともに、相談員の資質向上を図り、多様な相談に対して、適切かつ迅速に対応する。	子ども家庭局	○
法律相談同行支援	1件	1件	1件	0件	0件	A	今後も、必要に応じて関係機関と連携、同行支援を行う。	総務局	
No.534の再掲						A	No.534の再掲	子ども家庭局	○
警察への情報提供、引継ぎ等	1件	1件	3件	2件	4件	A	今後も、警察との緊密な連携を図る。	総務局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.533の再掲						B	No.533の再掲	子ども家庭局	○
No.533の再掲						B	No.533の再掲	子ども家庭局	○
補助金交付 2ヶ所	920千円	920千円	1,400千円	1,350千円	1,379千円	A	DV被害者が、分かりやすく利用しやすいよう関係機関との情報共有、連携を徹底する。	子ども家庭局	

## DV対策基本計画4 DV被害者の自立支援の充実及び二次的被害防止や情報管理の徹底

## 具体的政策（１） DV被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施

内容	細目	NO.	事業・取組概要
[各種手続き]住民基本台帳の閲覧等の制限の申立てや健康保険、国民年金制度などに関する手続きについて情報提供や助言を行います。		541	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
[住居の確保]市営住宅の入居申し込みに際して、DV被害者に関しては、単身での申し込みを可能とし、母子家庭、単身ともに優遇措置を行います。		542	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅困窮者募集(点数選考)において、優先入居の取扱いを行っている。
同伴する子どもがいるDV被害者で、必要な場合には自立支援のための施設において保護します。		543	No.541の再掲
[就業支援]公共職業安定所(マザーズハローワーク)、職業訓練施設等における就労支援についての情報提供や助言を行います。		544	No.541の再掲

内容	細目	NO.	事業・取組概要
[生活支援]児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金等福祉施策、生活保護制度に関する情報提供や助言を行います。		545	生活に困窮するDV被害者からの相談があった場合は、子ども・家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようにしている。
		546	生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、活用できる他法他施策の紹介や、必要な世帯への生活保護の適用。
		547	No.541の再掲
[司法手続き]保護命令制度の内容や申立て手続き等司法手続きに関する情報提供や助言を行います。		548	No.541の再掲
		549	DV被害者に関係する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。
[心の回復支援]DV被害者やその子どもにケアが必要な場合、DV被害者の意思を尊重しながら、各区保健福祉課、子ども総合センター、精神保健福祉センター等関係機関と連携・協力します。		550	No.541の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
DV対象者の申込件数、斡旋件数	申込件数 8件 斡旋件数 6件	申込件数 14件 斡旋件数 11件	申込件数 8件 斡旋件数 4件	申込件数 11件 斡旋件数 7件	申込件数 9件 斡旋件数 9件	A	DV対象者への優先入居の取扱いは、今後も継続して実施する。	建築都市局	
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	—	実施	実施	実施	実施	B	今後も継続していく。	保健福祉局	
問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、必要な方への情報提供や助言を確実にを行う。	保健福祉局	
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○
証明書等の発行件数	1件	1件	1件	0件	1件	B	今後も関係機関と連携し、支援を行う。	総務局	
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○

## 具体的政策（2） DV被害者と同伴の子どもの二次的被害防止や情報管理が徹底された支援の実施

内容	細目	NO.	事業・取組概要
住民基本台帳の閲覧等の制限対象のDV被害者等の情報については、住民基本台帳等の担当部局のみならず、選挙管理委員会、国民健康保険など住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。		551	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。
		552	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。
		553	介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理。
		554	市税証明書発行業務等において、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。
		555	市営住宅の申し込みに必要な住民票は入居資格審査終了後、倉庫に厳重に保管している。 また、総合窓口化に伴う新システム導入(平成22年7月導入)に合わせて、市営住宅管理システムでもDV被害者等の情報管理が可能となるシステム構築を行い、住基情報とのDV被害者情報の一元化を図った。合わせて、システム画面上で、全ての情報を誰でも閲覧できないよう、権限付与についても厳格に行っている。
		556	選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き、住民基本台帳事務におけるDV等被害者支援措置を実施していく。	市民文化スポーツ局	
適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後もDV被害者等の情報について厳重な管理に努める。	保健福祉局	
適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	保健福祉局	
住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行っている。 なお、閲覧制限対象者の件数については、市民課が受付けた閲覧制限対象者の情報に基づいて対応しているため、市民課での受付件数に準じる。	実施	実施	実施	実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	財政局	
適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	システム構築は完了しており、引き続き厳重な情報管理を行う。 (課題:特にない)	建築都市局	
選挙人名簿の閲覧 各区において、DV被害者等が生じた場合は、該当者が記載されたページを切り貼りしたうえでコピーした選挙人名簿を調製して閲覧に供する。	(閲覧回数7区の計) 68回	(閲覧回数7区の計) 47回	(閲覧回数7区の計) 72回	(閲覧回数7区の計) 61回	(閲覧回数7区の計) 62回	A	引き続き、DV支援情報の提供を受けた場合の事務処理には遺漏の無いように留意する。	行政委員会事務局	



内容	細目	NO.	事業・取組概要
DV被害者の同伴の子どもの安全を確保しつつ、保育の機会や教育を受ける権利が保障されるように情報管理等適切な対応をします。	DV被害者の同伴の子どもが接近禁止命令の対象となった場合、学校、保育所等においては、警察と連携を図り、適切な対応をします。	557	No.541の再掲
DV被害者の支援に関わる関係部局の職員に対して、DVに関する理解を促進するための研修を実施します。		558	No.523の再掲
			No.523の再掲
			各区役所子ども・家庭相談コーナー相談員等、関係部局職員に周知を図るため、研修を実施する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
No.541の再掲						A	No.541の再掲	子ども家庭局	○
No.523の再掲						A	No.523の再掲	子ども家庭局	○
No.523の再掲						A	No.523の再掲	子ども家庭局	○
子ども・家庭相談コーナー相談員主務者研修 (主催:子ども家庭局子育て支援課)	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も連携を持つ必要があり、研修等で周知を図る。	総務局	

## DV対策基本計画5 関係機関や民間団体との連携・協働

## 具体的政策（1） 関係機関・民間団体との連携・協働の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
北九州市DV関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と緊密な連携を図り、あわせてDV被害者への効果的な支援につながる情報提供等を行います。		559	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
		560	DV関係機関連絡会議に参加し、関係機関との連携及び情報の共有を図る。
子どもに対する支援にあたって、北九州市要保護児童対策地域協議会など児童虐待に関するネットワーク会議との連携を図ります。		561	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげる。
DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合には、市外関係機関と十分に連携を図ります。		562	No.561の再掲
DV防止や被害者支援のための活動を行う民間団体と協働で、地域、学校での広報啓発事業を実施します。		563	男女共同参画センター等において、デートDV等に関する出前講座を行う。
			デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進する。
市の業務委託等を受けてDVの被害者支援に取り組む民間団体職員のスキル向上のため、内閣府等が主催する研修への参加を支援します。		564	デートDV予防教育に携わる団体、NPO法人へフォローアップ講座を開催する。
民間シェルターを運営する民間団体へ財政的な支援を実施します。		565	No.540の再掲

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
当会議に、各区の子ども・家庭相談コーナー担当係長が出席。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
①福岡県DV対策連絡協議会 ②配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ③小倉北区役所DV関係機関連絡会議 ④八幡西区役所DV関係機関連絡会議 ⑤北九州市DV対策関係機関連絡会議	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も警察、婦人保護施設、子ども家庭局、各区役所子ども・家庭相談コーナー等との連携を強化する。	総務局	
各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図った。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	○
No.561の再掲						A	No.561の再掲	子ども家庭局	○
学校等へ講師を派遣し、デートDV防止教室を実施する。 件数、参加人数	3件、141人	8件、551人	1件、32人	2件、137人	0件、0人	B	従来より実施していた学校が廃校となり、H30年度は実施せず。新たな派遣先を募り、今後も引き続き、地域、学校等へ積極的に向き、広報啓発活動を実施していきたい。	総務局	
デートDV予防教室 ①実施回数 ②参加人数	①34回 ②3,999人	①36回 ②3,227人	①28回 ②4,421人	①23回 ②2,672人	①25回 ②3,204人	A	若年層で問題となりやすい、デートDVについて、高校生や大学生等を対象にデートDV予防教室を引き続き実施する。	総務局	○
平成26年度「デートDV防止活動の課題」参加人数 平成27年度「デートDV防止のための最適な教材について」参加人数 平成28年度「デートDV防止活動の現状分析と課題の明確化を図る」参加人数 平成29年度「デートDVって何? ~若者のデートにひそむ『力と支配』~」参加人数	25人	24人	89人	26人	32人	A	デートDV予防のため、引き続き開催する。	総務局	
No.540の再掲						A	No.540の再掲	子ども家庭局	○

## 施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の予防

## 具体的政策 (1) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた研修を促進するとともに、このような人権侵害に対する相談を実施します。	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止研修への講師派遣	566	平成18年度に発行した『職場におけるセクシュアルハラスメント防止研修』冊子を改定し、平成29年3月に発行したハラスメント防止冊子「知らないって怖い！ 職場のハラスメント」を使用した出前講座を実施する。
	企業等への出前セミナーを通じて事業者、働く人にセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止の働きかけを実施	567	No.309の再掲
	男女共同参画センター・ムーブ等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等人権侵害に対する相談の実施	568	人権侵害相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアルハラスメント等の相談に対応する。
教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、各校での研修を継続的に行います。		569	各学校・園において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすために」を使用し、セクシャルハラスメント防止研修を実施した。 また、平成26年度から、初めて学校に勤務することになった教職員を対象とした初任者研修を、各所属において配属後すみやかに実施することとした。
市の職場におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、「ハラスメント防止要綱」の周知徹底を図るとともに、各職場での研修を継続的に行います。		570	職場におけるハラスメントの未然防止のため、各職場において研修を実施する。研修教材として、ビデオテープやDVDの貸し出しを行う。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
ハラスメント研修に講師を派遣する。 ①件数 ②参加人数	①1回 ②66人	①6回 ②472人	①2回 ②63人	①4回 258人	①15件 ②357人	A	今後も引き続き、団体、地域等へ積極的に出向き、講座等を実施する。	総務局	
No.309の再掲						A	No.309の再掲	総務局	○
①性別による人権侵害相談 総数 ②セクシュアルハラスメント 件数 ③こころと生き方の一般相談 総数 ④ セクシュアルハラスメント 件数 ⑤パワーハラスメント 件数	①328件 ②3件 ③4,162件 ④0件 ⑤0件	①319件 ②6件 ③4,028件 ④2件 ⑤28件	①267件 ②5件 ③3,481件 ④2件 ⑤3件	①173件 ②3件 ③3,479件 ④0件 ⑤0件	①165件 ②4件 ③2,449件 ④1件 ⑤4件	A	今後も相談を継続し、内容に応じて関係機関と連携を取り、適切に対応する。	総務局	
ハラスメント防止研修の実施(毎年実施) 208校	1回	1回	2回	1回	1回	A	平成30年度は、懲戒処分には至らなかったが、セクハラ事案は発生した。テキストの改訂等、研修を形骸化させないための方策を検討する。今後も、学校におけるセクハラ防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのセクハラ防止の意識向上を図るために、引き続き各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。	教育委員会	
ハラスメント防止研修実施回数	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	A	引き続き、「ハラスメント防止要綱」の周知徹底を図るとともに、各職場においてハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。	総務局	

## 具体的政策（２） 性犯罪等の防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
性犯罪等を未然に防ぐための広報・啓発事業に取り組みます。	「ガーディアン・エンジェルスと学ぶ女性防犯セミナー」の実施	571	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る
性犯罪等の相談窓口の周知と犯罪被害者の支援に努めます。	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の周知と連携	572	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」及び「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遺族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。
	犯罪被害者等支援庁内連絡会議での支援の充実	573	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図る。

実施内容					進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度				
①実施回数 ②受講人数	①13回 ②485人	①12回 ②1,063人	①12回 ②568人	①12回 ②763人	①12回 ②421人	A 今後も、継続して市内の企業・事業所・団体・学校・自治会・PTA等に広く広報を行い、多くの方に受講してもらえるよう取組んでいく。	市民文化スポーツ局	
犯罪被害に遭った被害者やその家族・遺族が、元の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、福岡県・福岡市と共同で「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」(福岡市と北九州市に各1箇所)を設置、また、性暴力に特化した被害者救済の施策として、平成25年7月から福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置している。また、平成27年12月から、相談時間を24時間365日に変更したことにより、被害直後からの継続的な支援が可能となっている。PR方法としては、福岡県警察の行事や、住民大会・街頭キャンペーン等でチラシの配布を行っている。それぞれの支援内容は次のとおり。 1 電話相談 2 面接相談または、カウンセリング 3 支援制度・専門機関の紹介 4 付添い支援(病院・警察・裁判所) ※相談は犯罪被害に関わるものであれば内容は問わない。	実施	実施	実施	実施	実施	A 犯罪被害者等が受けた被害を回復・軽減するためには、適切で継続的な施策が必要であるため、引き続き事業を継続するとともに、支援体制の強化を検討していく。	市民文化スポーツ局	
本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図るため、必要に応じて開催するもの。	未実施	実施	実施	未実施	実施	B 引き続き、庁内連絡会議の連携をより進め、支援体制の強化を図っていく。	市民文化スポーツ局	



## 施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

## 具体的政策 (1) 若い世代における性の理解・尊重

内容	細目	NO.	事業・取組概要
男女共同参画センター・ムーブ等において、性と生殖に関する健康・権利に関する正しい理解を促すための講座等を開催します。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座の実施	574	心と身体の健康を家庭や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。
思春期の子どもとその親などに対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図ります。	医療・学校・地域・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」の開催	575	思春期保健連絡会に参加している。
		576	No.434の再掲
		577	No.436の再掲
		578	No.434の再掲
		579	思春期の児童生徒とその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。
学校における性教育、健康教育等の実施			

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座数・参加人数 ①ムーブ(リプロ出前講座・三館連携) ②レディスもじ(セミナー・三館連携) ③レディスやはた(セミナー・三館連携)	①7講座、572人 ②1講座、33人 ③1講座、29人	①8講座、630人 ②1講座、28人 ③開催なし	①6講座、526人 ②2講座、46人 ③1講座、23人	①1講座、20人 ②1講座、26人 ③1講座、22人	①1講座、22人 ②1講座、34人 ③工事のため未実施	A	受講生のアンケート結果を踏まえながら、引き続き心と身体の健康を家庭や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	総務局	
思春期保健連絡会議への参加	参加	参加	参加	参加	参加できなかったが、会議資料により情報を共有	A	現状維持で引き続き参加し、各団体との情報交換・収集に努める。	保健福祉局	○
No.434の再掲						A	No.434の再掲	子ども家庭局	○
No.436の再掲						A	No.436の再掲	子ども家庭局	○
No.434の再掲						A	No.434の再掲	子ども家庭局	○
①小・中学校における性に関する指導の実施校割合 目標:100% ②小・中学校における健康教育の実施校割合 目標:100% ③家庭教育学級や学校通信等を通じて、保護者に性教育に関する啓発を行っている。	①100% ②100% ③実施	①100% ②100% ③実施	①100% ②100% ③実施	①100% ②100% ③実施	①100% ②100% ③実施	A	現状維持で継続する。現代社会における性に関する情報の氾濫を受けての、小中学生の性に関する意識や行動の変化を多角的に取り込んでいく必要がある。今後も、最新の情報をもとにした指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。	教育委員会	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
インターネット上での出会い系サイト等の危険性を伝えるため、青少年や保護者を対象に、携帯電話利用時の注意点に関する講演や街頭CMなどの広報・啓発を行います。		580	コミュニティサイトをはじめとする有害環境対策事業(北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業)
		581	児童生徒がインターネットを通じたトラブルに巻き込まれることを予防するため、インターネット上のサイト等における不適切な書き込みを把握するとともに、教員の対応力の向上を図る。また、リーフレットを作成し、保護者等への啓発に取り組む。
学校等における適切な性教育を実施します。	研究授業等指導方法の工夫・改善	582	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校・園における性教育</li> <li>・子どもの健康教育</li> </ul>
	保健主事講習会等における性に関する指導の充実	583	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催している。学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの視点より、学校での健康教育を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行っている。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図っている。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
<p>①非行防止教室の開催(初発型非行・薬物乱用防止・ネット被害防止) 中学校在学期間中に一度は非行防止教室を受講するように3年間で市内を一巡する。</p> <p>②啓発リーフレットの作成・配布 市内小学校4年生～中学校3年生までの児童・生徒、保護者を対象に配布。 65,000枚</p> <p>③街頭ビジョンによる啓発CMの放送 春季・夏季・冬季の長期休暇期間中に、小倉北区市街地の街頭ビジョンで放映。</p>	<p>①実施回数 八幡東区、八幡西区の全22校</p> <p>②配布(枚) 小学校 28,195 中学校 28,790</p> <p>③放映回数 夏季 22,327 冬季 11,713 春季 11,265</p>	<p>①実施回数 八幡東区、八幡西区の全22校</p> <p>②配布(枚) 小学校 27,240 中学校 29,130 特支学校 3,730</p> <p>③総放映回数 夏季 15,256 冬季 6,862 春季 7,192</p>	<p>①実施回数 小倉北区、小倉南区の全23校</p> <p>②配布(枚) 小学校 27,910 中学校 28,400 特支学校 1,640</p> <p>③総放映回数 夏季 6,293 冬季 5,033 春季 8,649</p>	<p>①実施回数 門司区、若松区、戸畑区の全17校</p> <p>②配布(枚) 小学校 28,070 中学校 27,960 特支学校 1,600</p> <p>③総放映回数 夏季 9,610 冬季 5,440 春季 8,176</p>	<p>①実施回数 八幡西区・八幡東区の全22校</p> <p>②配布(枚) 小学校 27,600 中学校 24,720 特支学校 1,730</p> <p>③総放映回数 夏季 3,080 冬季 984 春季 992</p>	A	<p>低年齢層へのスマートフォンの急速な普及やアプリの多様化による、インターネット世界の現状や危険性を、児童・生徒や、その保護者が十分に認識していない事が多く、また、SNSやゲームなどによるネット依存の危険性も懸念されるなか、様々な問題がデジタル社会に潜在化する傾向にあるため、より一層の啓発活動が必要である。</p>	子ども家庭局	
ネット上の不適切な書き込み件数	—	1,031件	734件	1,028件	893件	A	<p>監視ができないSNS内でのトラブルを踏まえ、児童生徒自身のモラルや保護者等の知識の向上を図っていく必要がある。</p>	教育委員会	
本市立全校・園において、性に関する指導及び健康教育の実施にあたり、職員研修及び授業研究会等を行っている。性教育及び健康教育については、年間指導計画に位置付け、保健や道徳、特別活動等の授業において指導している。特に小学校第4学年保健学習「育ちゆく体とわたし」、中学校第1学年保健学習「心身の機能の発達と心の健康」においては、全児童生徒を対象に実施している。	実施	実施	実施	実施	実施	A	<p>授業研究会等で性教育や健康教育についての指導法を研究したり、広げたりすることで、教師の授業力の向上を図りたい。</p>	教育委員会	
毎年テーマを定め講師を招聘して、内容の周知を保健主事を対象に講習会を実施。	実施	「学校における頭部外傷発生時の対応について」	「がん教育の推進について」	「北九州市の健康の実態について」「動物アレルギーについて」	心の減災について	A	<p>次年度以降も引き続き、講習会を通して、子どもたちの健康教育の時事問題について知識を深めていきたい。</p>	教育委員会	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
HIV/エイズ、性感染症についての予防の広報・啓発を行います。	「レッドリボンキャンペーン」の実施	584	WHO(世界保健機関)が12月1日を『世界エイズデー』と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。
	啓発パンフレットの作成・配付	585	WHO(世界保健機関)が12月1日を『世界エイズデー』と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しているのに合わせ、本市においてもイベント等を活用し、エイズの正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。

#### 具体的政策（2） 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

内容	細目	NO.	事業・取組概要
妊娠・出産・育児に関する相談、指導を行います。	母子健康手帳の交付	586	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスク等について保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進する。
	「妊産婦・乳幼児なんでも相談」「両親学級」「母親学級」「育児教室」の開催	587	市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行う。
	「妊婦栄養教室」「離乳食教室」「幼児栄養教室」「親子ですすめる食育教室」等の実施	588	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。
	特定不妊治療費の助成及び不妊に関する専門相談の実施	589	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①世界エイズデー(平成30年12月レッドリボンキャンペーンとして、市内のイベント(小倉競輪祭やマハキタ国際フェスティバル、キタQミスキャン等)を活用し、ポスター掲示・チラシ配布を行った。) ②NPO法人アカーとの同性愛者向け啓発活動 ③市政だより、市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等 ④パンフレット、チラシ、啓発資材(エイズ、性感染症について)作成・配布	○相談件数2,018件 ○検査件数744件	○相談件数1,851件 ○検査件数668件	○相談件数1,365件 ○検査件数580件	○相談件数1,492件 ○検査件数702件	○相談件数1,333件 ○検査件数762件	A	平成30年の全国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)は、1,288件で、ここ数年同程度で推移している。また、梅毒については、平成30年の全国患者報告数(速報値)が7,001件となり、過去最高の報告数となった。今後も感染予防のための知識の普及啓発や検査・相談体制の周知を行っていく。	保健福祉局	
①世界エイズデー(平成30年12月レッドリボンキャンペーンとして、市内のイベント(小倉競輪祭やマハキタ国際フェスティバル、キタQミスキャン等)を活用し、ポスター掲示・チラシ配布を行った。) ②NPO法人アカーとの同性愛者向け啓発活動 ③市政だより、市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等 ④パンフレット、チラシ、啓発資材(エイズ、性感染症について)作成・配布	○相談件数2,018件 ○検査件数744件	○相談件数1,851件 ○検査件数668件	○相談件数1,365件 ○検査件数580件	○相談件数1,492件 ○検査件数702件	○相談件数1,333件 ○検査件数762件	A	平成30年の全国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)は、1,288件で、ここ数年同程度で推移している。また、梅毒については、平成30年の全国患者報告数(速報値)が7,001件となり、過去最高の報告数となった。今後も感染予防のための知識の普及啓発や検査・相談体制の周知を行っていく。	保健福祉局	

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①母子健康手帳の交付率 ②母子健康手帳の交付案内の配布	①99.9% ②99.9%	①99.9% ②99.9%	①99.9% ②99.9%	①99.9% ②99.9%	①99.9% ②99.9%	A	母子健康手帳交付時の専門職による面接や情報提供等を継続して行い、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行う。	子ども家庭局	
①妊産婦・乳幼児なんでも相談開催箇所数 ②育児教室開催数	①135箇所 ②556回	①132箇所 ②536回	①133箇所 ②534回	①133箇所 ②545回	①132箇所 ②555回	A	身近な相談場所として定着しており、子育ての孤立化の予防につながっていることから、今後も事業を継続する。あらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。	子ども家庭局	
食育教室開催回数	40回	40回	40回	40回	36回	A	教室の運営委託を行い、準備やスタッフの手配など、効率的に実施する。よりニーズを考慮した教室内容、啓発方法を検討する。	子ども家庭局	
①助成件数 ②不妊の専門相談件数	①実516件 延879件 ②430件	①実497件 延783件 ②346件	①実487件 延776件 ②275件	①実504件 延745件 ②185件	①実478件 延744件 ②120件	A	今後も治療費の助成や、相談事業に係る周知を行い、継続して事業を実施する。	子ども家庭局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
安心して出産できるよう妊婦健診や乳幼児健診を実施します。	母子健康診査事業の実施	590	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。 (妊婦健康診査、先天性代謝異常等検査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)
	親子歯科保健事業(妊産婦歯科検診)の実施	591	①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科健診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健診
	産後うつ対策の充実	592	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
母親が安心して出産し、子どもたちが健やかに成長できるよう周産期医療体制の維持を図ります。	総合周産期母子医療センター(市立医療センター内)における高リスクな分娩や高度の治療が必要な母子に対する専門的な医療の提供及び医師の確保等医療体制の充実	593	・周産期母子医療センター4病院を中核とした産科連携体制の維持 ・全国的に不足が生じている産婦人科・小児科の医師確保のため、市医師会が行う事業に対する補助の実施
		595	総合周産期母子医療センターにて、24時間体制でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。 市内の産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者を優先的に受け入れる。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①妊婦健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率	①97.4% ②93.5%	①96.7% ②91.9%	①96.6% ②98.0%	①96.4% ②94.0%	①97.4% ②93.2%	A	妊婦や乳幼児の健康を保持増進させるため、引き続き、健診の周知や健診結果に応じた支援を行う等、事業を推進する。	子ども家庭局	
①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科健診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊産婦歯科健診	①61.3% ②53.3% ③78.4% ④— ⑤29.1% ⑥97.4% ⑦23.4%	①64.7% ②55.8% ③78.4% ④— ⑤21.3% ⑥97.3% ⑦23.1%	①68.3% ②63.2% ③82.7% ④— ⑤17.9% ⑥97.3% ⑦24.7%	①66.5% ②66.2% ③87.1% ④52.0% ⑤15.6% ⑥97.5% ⑦26.2%	①71.0% ②66.4% ③90.9% ④75.4% ⑤14.9% ⑥97.7% ⑦29.1%	A	引き続き受診率増加に努める。	保健福祉局	
①専門職による産後うつ質問票の実施件数 ②質問票の実施により継続支援した件数	①6,102件 ②892件	①6,204件 ②843件	①6,222件 ②839件	①6,002件 ②646件	①6,072件 ②600件	A	子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、事業の推進を図る。	子ども家庭局	
・周産期母子医療センター等4病院を中核とした産科連携体制を維持した。具体的には、分娩を行う病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院・診療所群、③妊婦検診までを行う病院・診療所群④妊娠診断のみを行う病院・診療所群とで役割分担する連携体制を構築、維持している。 ※ハイリスク分娩等を支援する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター 2か所(市立医療センター、産業医科大学病院) ○地域周産期母子医療センター 2か所(国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院) ・市医師会が主催する後期臨床医研修や周産期医療に関する研修(産婦人科医会を主催とする新生児蘇生法の講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行った。	実施	実施	実施	実施	実施	A	医師確保策として一定の成果は上げているが、助成を活用する研修医の確保に苦慮している現状を踏まえ、助成制度の見直しを検討するなど、市医師会と協議する。	保健福祉局	
①分娩件数 ②帝王切開率 ③母体・胎児集中治療室延患者数 ④新生児集中治療室延患者数	①590人 ②43.9% ③1,605人 ④2,458人	①497人 ②46.1% ③1,666人 ④1,626人	①468人 ②44.4% ③1,700人 ④1,932人	①423人 ②44.2% ③1,545人 ④2,009人	①431人 ②48.4% ③1,507人 ④2,027人	B	市内産科医療機関の連携体制に基づいて、ハイリスク分娩の患者の優先的な受入れを実施する。また、全国的に産婦人科医が不足している状況であるが、必要な医師の確保や医療機器の更新などにより、医療体制(24時間体制)の確保に努める。 さらに、出生数の低下や働き方改革による医師の負担軽減の必要性などにも留意する。	保健福祉局	



## 具体的政策（３） 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

内容	細目	NO.	事業・取組概要
生涯を通じた健康づくりのために、専門職による健康相談の実施や健康学習の支援、運動器・口腔機能等の向上に取り組みます。	介護予防事業の実施	596	介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を広く周知するため、講演会やメディア、各種リーフレットなどを活用したPR活動を行う。 また、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員などの活動支援やスキルアップ研修を実施する。
	生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施	597	40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び寝たきり等の介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資することを目的に壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。
	栄養改善事業の実施	598	①食生活相談 生活習慣病予防などの食事について、自由に相談できる場として各区役所にて個別相談を開催  ②減塩普及講習会 生活習慣病予防を目的に、食塩摂取の現状や減塩の方法について学ぶ講習会を各市民センターにて開催
			①65歳以上を対象に、「食べること」を通じて低栄養状態を予防するため、講話や個別相談、実習形式等の講座を開催し、正しい知識と技術の普及啓発を図る。 ②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。
	健康相談の実施	599	40歳から64歳の市民を対象に、家庭における健康管理が継続できるために、心身の健康に関する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。
	市民センターを拠点とした健康づくり事業の実施	600	市民センターを拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により実施。
	歯と口の健康づくりの実施	601	市民に口腔機能の重要性について普及・啓発するとともに地域を支えるボランティアや専門職の資質向上、多職種連携を推進することにより、高齢者の口腔機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸に資することを目的としている。

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①リビング北九州「暮らしのヒント」の掲載 ②シニア生活情報誌さくらへの掲載 ③健康づくり講演会 その他、普及啓発用リーフレット等作成配布	①通年 ②通年 ③1回開催 647名参加	①通年 ②通年 ③2回開催 1,323名参加	①通年 ②通年 ③1回開催 180名参加	①通年 ②通年 ③1回開催 268名参加	①通年 ②通年 ③予算の都合によりH30～事業廃止	B	3年に1度実施する、北九州市高齢者等実態調査における、「介護予防に取り組んでいる人の割合」が、平成25年度の調査では、68.3%と減少している。多くの市民に介護予防の理念や趣旨を理解していただくため、効果的な普及啓発の取り組みを推進する必要があるため事業は実施する。	保健福祉局	
①健康教育実施回数 ②参加延べ人数	2,316回 16,058人	2,358回 17,681人	2,146回 26,730人	2,085回 18,152人	2,286回 19,259人	A	引き続き実施する。	保健福祉局	
①実施回数、参加者数  ②実施回数、参加者数	①92回 253人  ②105回 2,375人	①91回 271人  ②114回 2,496人	①87回 277人  ②122回 2,723人	①75回 297人  ②124回 2,875人	①76回 230人  ②125回 2,951人	A	生活習慣病予防の重要性についての普及啓発・行動変容促進に力を入れる。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会と連携することで、より地域に根ざした事業展開に取り組む。	保健福祉局	
①元気で長生き食卓相談 ②おいしく食べて元気もりもり教室 ③シニア料理教室 ④食生活改善推進員などによる訪問事業	①93回 1,952人 ②151回 5,595人 ③83回 1,944人 ④17校区 255人	①93回 1,401人 ②140回 5,270人 ③119回 4,314人 ④52校区 430人	①56回 1,881人 ②176回 6,255人 ③124回 4,906人 ④66校区 330人	①62回 1,817人 ②183回 6,187人 ③120回 5,311人 ④57校区 285人	①68回 1,386人 ②206回 6,671人 ③119回 5,374人 ④47校区 323人	B	今後も、高齢者の「栄養改善・低栄養予防」の重要性についての普及啓発に力を入れる。地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会等、関係団体と連携することで、より地域に根ざした事業展開に取り組む。	保健福祉局	
①健康相談回数 ②参加延べ人数	3,368回 22,703人	3,761回 23,323人	4,532回 23,237人	4,653回 24,104人	4,466回 21,977人	A	引き続き実施する	保健福祉局	
実施まちづくり協議会 団体数	115団体	121団体	128団体	128団体	129団体	A	引き続き実施する。	保健福祉局	
①健口相談 回数 ②健康相談受講者数 ③お口を元気にする出前講演 回数 ④お口を元気にする出前講演受講者数 ⑤健口ストレッチ講座 回数 ⑥健口ストレッチ講座 受講者数	①15回 ②372人 ③4回 ④234人 ⑤181回 ⑥7,263人	①15回 ②377人 ③13回 ④441人 ⑤192回 ⑥7,437人	①15回 ②309人 ③12回 ④513人 ⑤200回 ⑥6,760人	①10回 ②221人 ③5回 ④176人 ⑤217回 ⑥7,263人	①14回 ②369人 ③7回 ④207人 ⑤213回 ⑥6,765人	B	今後も、通いの場やイベント会場等に専門職が出向き、口腔機能の重要性についての普及・啓発に取り組む。口腔機能だけでなく栄養や運動機能と連動した取組ができるよう他職種との連携に今後、力を入れていく。	保健福祉局	

内容	細目	NO.	事業・取組概要
スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進します。	定期的にスポーツを実施する成人の増加促進のための各種スポーツイベント及びスポーツ教室の開催、情報発信等による市内各スポーツ施設の活用促進	602	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。また日頃運動をする機会が少ない女性を対象に、気軽に参加できる体操教室を各地で開催し、健康増進や体力向上を図る。
	男女共同参画センター・ムーブ等における健康教室等の開催	603	心と身体の健康を家庭や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。
がん検診等各種健康診査や特定健診、若者健診、歯周疾患検診等の受診促進を図り、がんの早期発見、早期治療や糖尿病等生活習慣病の予防を推進するとともに、生活習慣病有病者・予備群を対象とした保健指導を実施します。	北九州市国民健康保険特定健診・特定保健指導の実施	604	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診促進の取組</li> <li>・受診後の適切なフォロー体制の充実</li> </ul>
	女性特有の子宮頸がん検診・乳がん検診等各種健康診査の実施	605	各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾病の予防、早期発見、早期治療を推進する。
	歯周疾患検診や歯周病予防に関する啓発活動の実施	606	<ul style="list-style-type: none"> <li>①歯周病(歯周疾患)検診の実施</li> <li>②歯周病セルフチェックシートや、糖尿病と歯周病の関係についてのリーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発活動の実施</li> </ul>

実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名	再掲
項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度				
①北九州市民体育祭 春季レディース大会の開催 ②女性体操教室	①22競技計2,978人 ②3会場各18回計118人	①22競技計2,837人 ②3会場各18回計120人	①22競技計2,795人 ②3会場各18回計114人	①21競技計2,813人 ②3会場各18回計118人	①18競技計2,744人 ②1会場1回計163人	A	各競技団体の意向や参加者の意見を踏まえながら、継続的な実施に取り組んでまいりたい。	市民文化スポーツ局	
健康講座実施数・参加延べ人数(a)、健康増進施設の個人利用参加延べ人数(b) ①ムーブ(ヨガ・フィットネス個人利用) ②レディスもじ(リプロ講座、体育室個人利用) ③レディスやはた(リプロ講座、体育室個人利用)	①(a)2講座・142人 (b)8,363人 ②(a)3講座・163人 (b)11,048人 ③(a)7講座・1,133人 (b)12,197人	①(a)2講座・170人 (b)9,232人 ②(a)8講座・336人 (b)10,739人 ③(a)7講座・1,341人 (b)8,201人	①(a)2講座・162人 (b)9,040人 ②(a)3講座・341人 (b)10,773人 ③(a)12講座・1,448人 (b)11,148人	①(a)2講座・150人 (b)9,216人 ②(a)6講座・440人 (b)3,714人 ③(a)12講座・1,407人 (b)897人	①(a)2講座・158人 (b)9,461人 ②(a)8講座・285人 (b)3,104人 ③(a)5講座・410人 (b)584人	A	受講生のアンケート結果を踏まえながら、引き続き心と身体の健康を家庭や職場など日常生活の中で、自分の力で維持増進できるような講座や健康教室等を開催する。	総務局	
①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率(特定保健指導実施率は常に政令市の上位に位置していると同時に、特定保健指導非対象者への保健指導等、健診後のフォロー体制を充実させている。)	特定健診受診率 :34.6% 特定保健指導実施率 :30.2%	特定健診受診率 :35.6% 特定保健指導実施率 :28.7%	特定健診受診率 :35.8% 特定保健指導実施率 :30.0%	特定健診受診率 :36.1% 特定保健指導実施率 :27.9%	特定健診受診率 :36.6% 特定保健指導実施率 :31.9%	B	引き続き、医療機関等と連携を図り、受診勧奨・実施率向上に取り組んでいく。 また、第二次データヘルス計画に基づき、生活習慣病発症予防、重症化予防に取り組む。	保健福祉局	
■実施検診受診者数 ①子宮頸がん検診(20歳以上) ②乳がん検診(40歳以上) ③基本(若者)健診 その他各種がん検診等 ■企業やNPO団体との連携による「がん検診受診勧奨」活動や検診の普及啓発活動	■実施検診受診者数 ①35,350人 ②17,920人 ③1,536人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	■実施検診受診者数 ①30,205人 ②15,976人 ③1,510人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	■実施検診受診者数 ①27,107人 ②13,448人 ③1,542人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	■実施検診受診者数 ①26,267人 ②13,936人 ③1,318人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	■実施検診受診者数 ①25,598人 ②13,274人 ③1,245人 その他各種がん検診 ■受診促進イベント、チラシの配布、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポンの配布	B	各がん検診受診者数は検診の普及啓発活動により増加してきているが、がん検診受診率は未だ低い状況にあるため、受診率向上に向け、未受診者に対するハガキによる受診案内の送付等、受診勧奨事業を継続して行なう必要がある。今後も、より一層受診者数を増やす取組が必要であり課題である。	保健福祉局	
①歯周病(歯周疾患)検診の受診率 ②リーフレットの配布	①4.6% ②-	①4.3% ②33,500部	①4.5% ②156,000部	①5.4% ②115,000部	①5.6% ②115,000部	A	糖尿病等の生活習慣病の予防、早期発見には、歯周病(歯周疾患)検診を受診することが重要であるため、今後も受診率増加に取り組む。	保健福祉局	

## 平成 30 年度実施状況報告書 男女共同参画審議会意見

### ◎柱Ⅱ 女性の活躍による経済社会の活性化

- ・放課後児童クラブの数だけを見ると、新設クラブ数は若干、登録児童数も増えており、クラブアドバイザー派遣回数も増えているため、数字だけを見ると進捗はAでいいように思う。
- ・ぜひ放課後児童クラブの先生方に対する意識調査やいろいろな研修の場も増やしていただきたい。先生方が男女平等感や、家庭の事情の多様化も学んだうえで、子ども達に接することができるか。
- ・子ども達に接している学童保育の放課後児童支援員に対して、正規の支援員もいればアルバイトの方もおり質にかかわる大事なところであるため、きめ細かいフォローができるような人を育てていかなければいけない。
- ・放課後児童クラブの子どもたちの受入が増えてきている分、障害のある親、あるいは障害のある子どもがいる親、外国人の子どもなど多様化しており、それに対応できるように、しっかり考えていかなければいけない。
- ・夏休みに子どもの世話をお願いできないかという問い合わせをいくつかいただき、今年の夏、夏休み限定の保育ということで、大学生十数名で 200 人の子どもを門司区の小学校で世話をした。そういう事例がまだまだあるということを知っている。
- ・女性が安心して働きに出るためには、子どもを安心して預けられる仕組みがないと難しい。家庭の教育力が低下すると言われる中、家にいる時間が減り、親と過ごす時間が少なくなっているということであれば、質のところもとても大事である。これも第4次基本計画の中でしっかりやっていかなければいけないところである。
- ・特別保育事業に関して、休日に働かなければいけないという方がどうしても多くおり、休日保育のニーズが少しずつ増えているが、施設数としてどれくらい増えているのか。区に1つあっても遠いから預けられないということがあり、なかなか休日に預けて働くことができないということがあるようだ。
- ・モニタリング指標では、30代女性の労働力率は67%ということで、かなり目標に近い所に来てはいるが、国が目指しているものからすると依然として少しずつ増えているというところか。女性の雇用が増えてもパートなど、不安定な雇用形態がやはり多いと思う。

### ◎柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・会社における職場の見学会（子ども参観日）の実施について、平成26年度から比べると30年度は半分の規模になっている。実施している企業は増えていると思うが、市が把握していないだけではないか。いいことであるため、広めていければいい。

- ・子ども参観日について、会社の数だけではなく、参加者も増えている実態もわかるといい。企業での定着率や、働く満足度などにも、この企画は繋がっていくのではないかと思う。
- ・市役所における男性職員の育児休業について、何日くらい取得しているのか。実態としては、女性の育児休業はもう少し長期であるが、男性は1ヶ月未満の取得者が88%ということか。
- ・民間企業からすると、市役所の男性職員の育児休業取得率はすごく良い数字である。

#### ◎柱Ⅳ 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

- ・教育の場面において、先生方自身の男女平等感も、アンケートなどで評価していただきたい。教える側である先生自身に男女平等が完全に浸透しているかということも問題である。

#### ◎柱Ⅴ 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

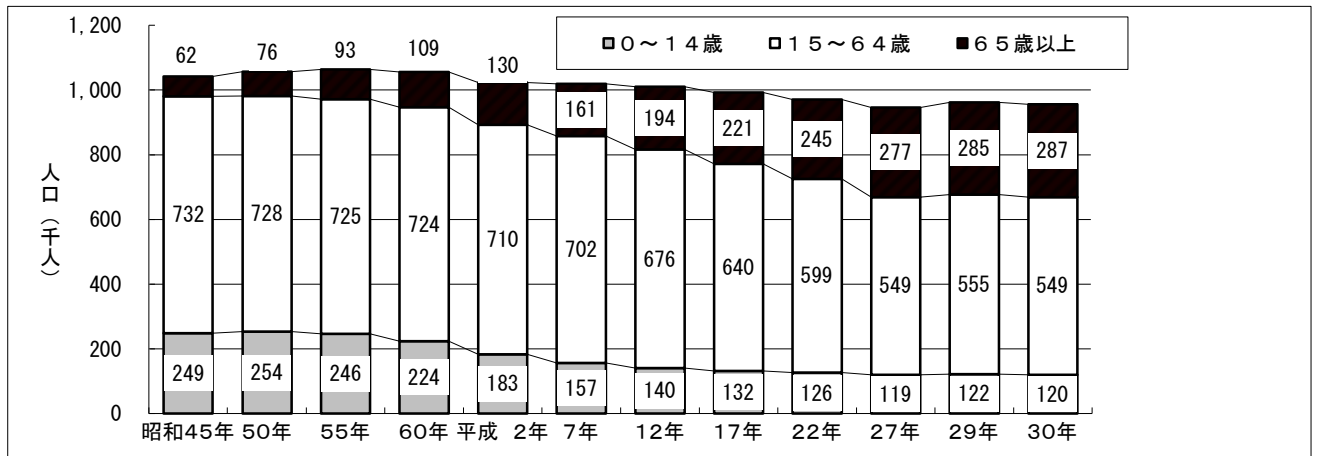
- ・数値目標の、夫婦間における平手で打つ、なぐるふりをしておどすについて暴力と認識をする人の割合は上がっているが、心理的なDVだけではなく、実際に平手で打つことを暴力と認識していない人がまだいる。
- ・比較的DV関係はB評価のものが多く、DVのところは人手が足りないなど、うまくいかない原因があるために、進捗管理においてAではなくBという評価になったのか。
- ・警察が認知した案件を、処理をする過程で担当部署と連携を取り、根本原因である、貧困、アルコール中毒、認知症など、それぞれのタイミングで、各部署に正しく引継ぎをすれば、4件という数字では収まらない。
- ・しっかり担当部署に任せて、解決に向けて連携をしていくと、人手不足になるくらい件数が増えると思われる。しかし、市の担当、警察も、市民を守るという同じ方向を向いており、やっていかなければならない。
- ・それぞれの持ち場、持ち場でやることと、横との連携、両方大事である。起こる前の対処である予防や、子どもの時からの教育も大事であるが、起こってからも、いろいろなところの支えが必要であり、その場だけで終わりにはならない。

《資料》



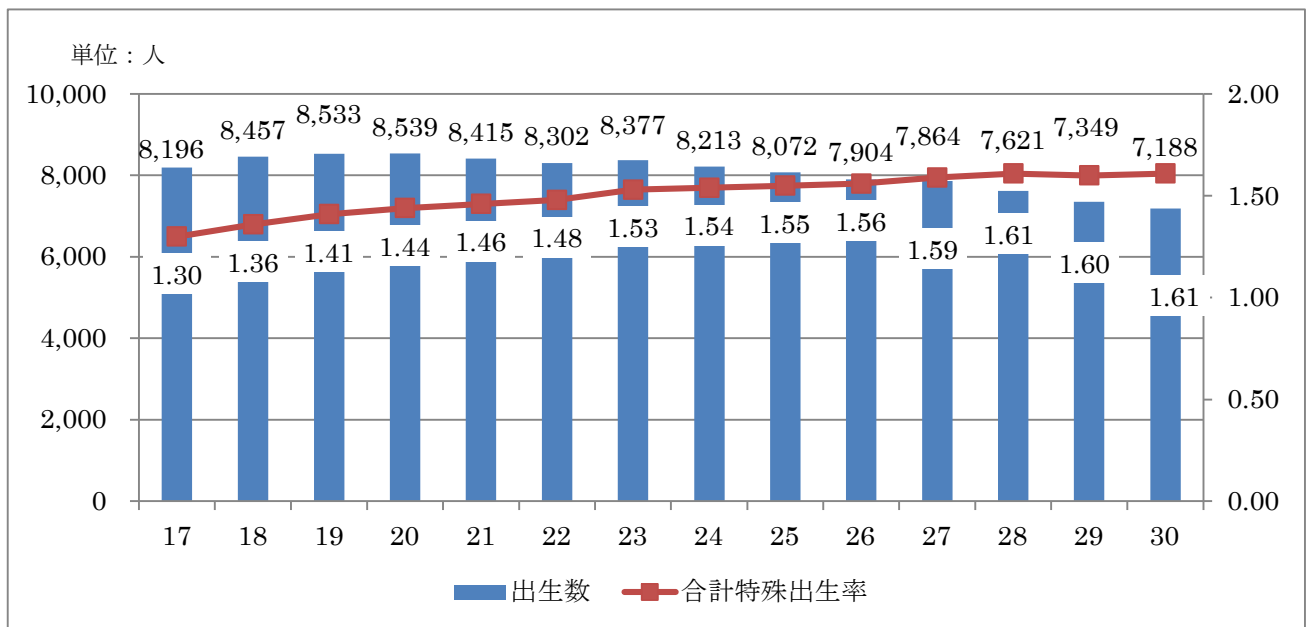


### 1 本市の年齢三区分別人口の推移



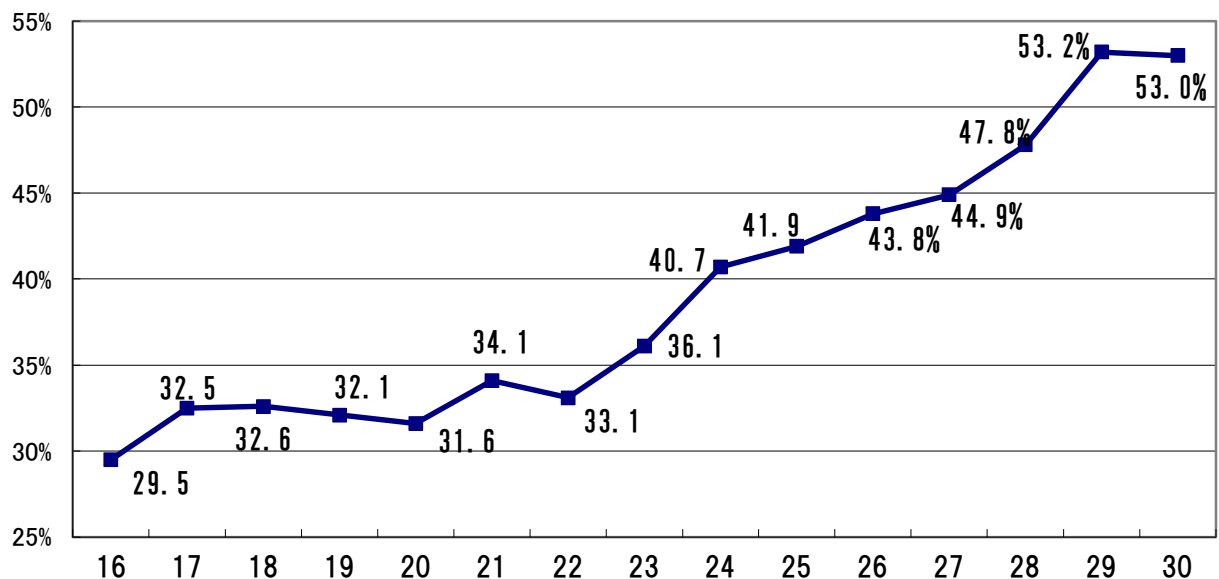
資料：平成27年までは総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）、平成29～30年は住民基本台帳（30年3月31日現在）

### 2 本市の出生数と合計特殊出生率の推移



### 3 本市の審議会等における女性委員の参画率の推移

資料：北九州市衛生統計年報



資料：総務局

#### 4 市役所における女性管理職登用状況

北九州市	本庁			全体		
	管理職 総数	女性 管理職数	女性の 割合	管理職 総数	女性 管理職数	女性の 割合
21年度	400	17	4.3%	819	53	6.5%
22年度	388	23	5.9%	821	67	8.2%
23年度	391	30	7.7%	820	79	9.6%
24年度	399	34	8.5%	824	88	10.7%
25年度	448	39	8.7%	829	98	11.8%
26年度	446	55	12.3%	798	102	12.8%
27年度	442	57	12.9%	795	110	13.8%
28年度	402	41	10.2%	784	114	14.5%
29年度	401	41	10.2%	784	116	14.8%
30年度	402	51	12.7%	796	118	14.8%

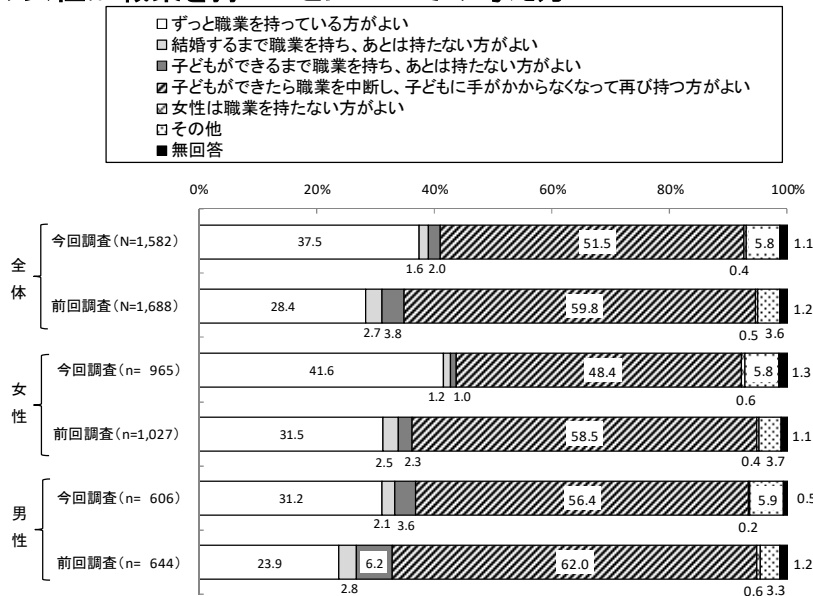
資料：総務局

#### 5 地域における女性の参画状況

団体名等	平成20年度			平成24年度			平成30年度		
	全数 (人)	女性数 (人)	女性比 率 (%)	全数 (人)	女性数 (人)	女性比 率 (%)	全数 (人)	女性数 (人)	女性比 率 (%)
区自治総連合会会長	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7	1	14.3%
校区自治連合会・自治区会・ 地区自治会会長	209	8	3.8%	207	9	4.3%	205	10	4.9%
町内会・自治会会長	2,857	370	13.0%	2,678	388	14.5%	2,820	468	16.6%
校区まちづくり協議会会長	130	4	3.1%	136	5	3.7%	137	4	2.9%
市民センター館長	128	56	43.8%	129	70	54.3%	130	91	70.0%

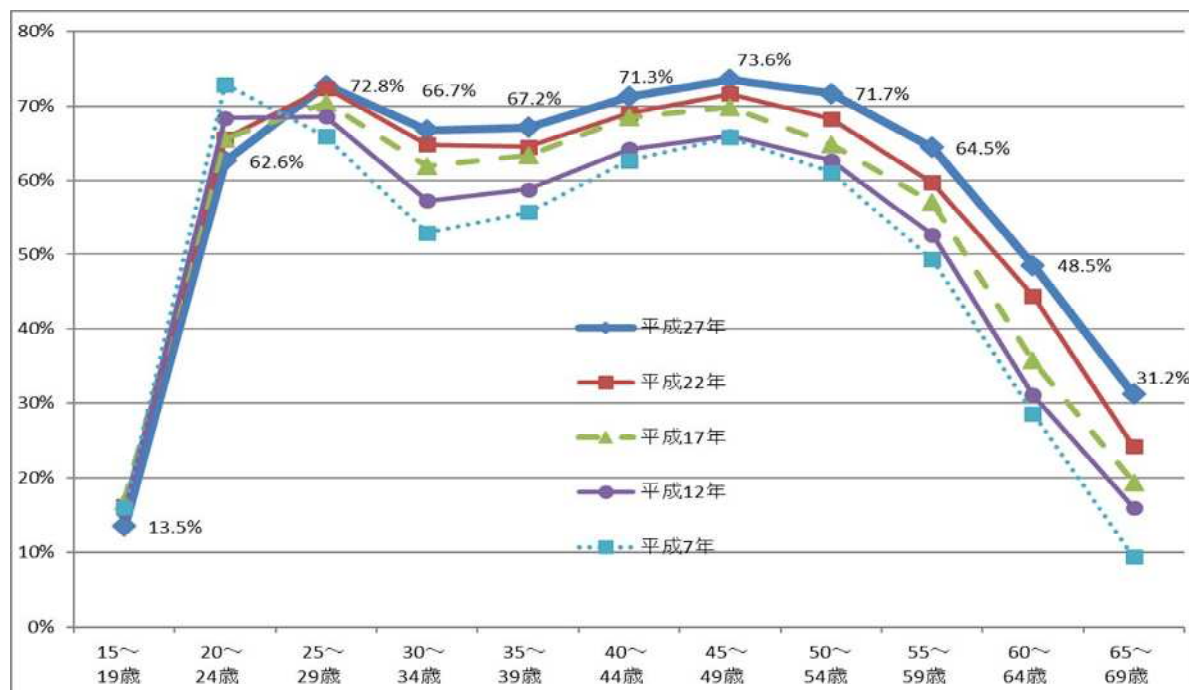
資料：総務局

#### 6 本市の女性が職業を持つことについての考え方



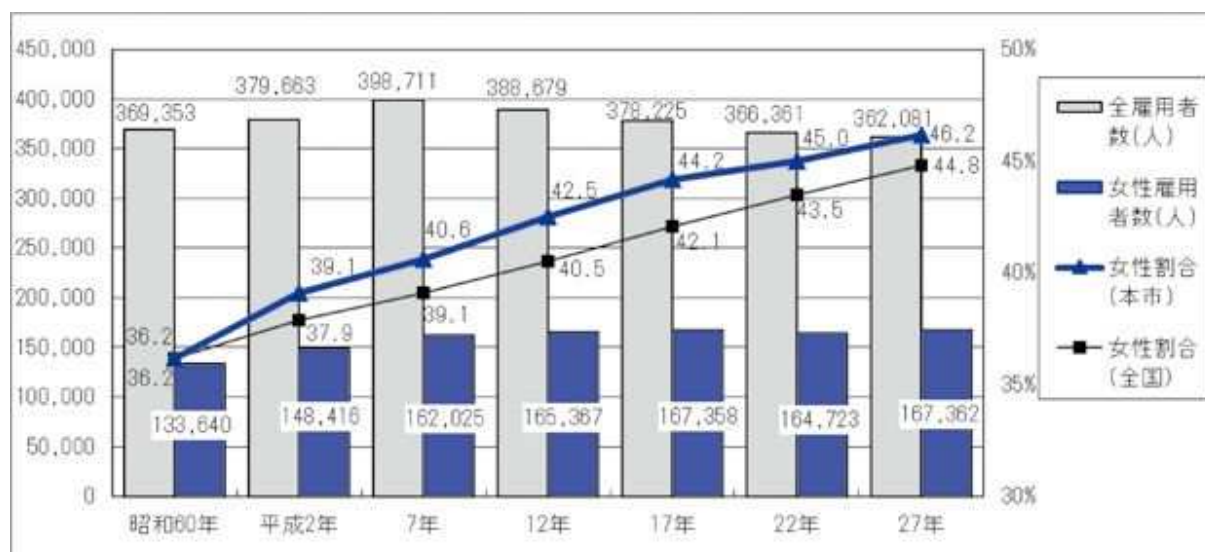
資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 7 本市の女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

## 8 雇用者数及び女性雇用者割合の推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

## 9 本市の雇用者における男女それぞれに占める管理的職業従事者(役員を含む)の割合

	雇用者数(人)	管理的職業従事者(人)	管理的職業従事者の割合
女性	167,362	1,815	1.08%
男性	194,719	7,408	3.80%

資料：総務省「平成27年国勢調査」

## 10 共働き等世帯数の推移

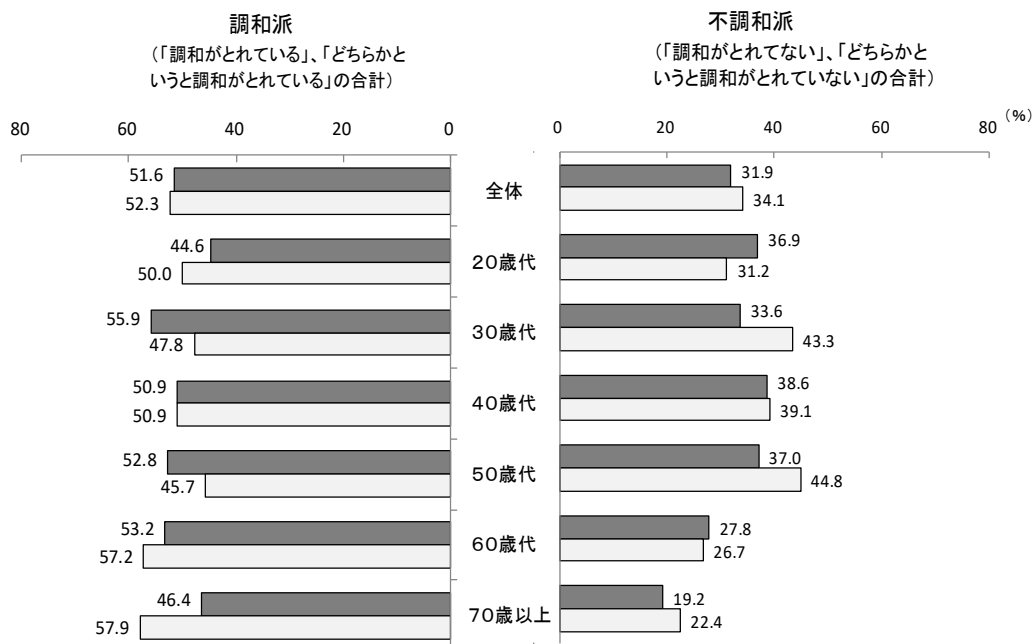
I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

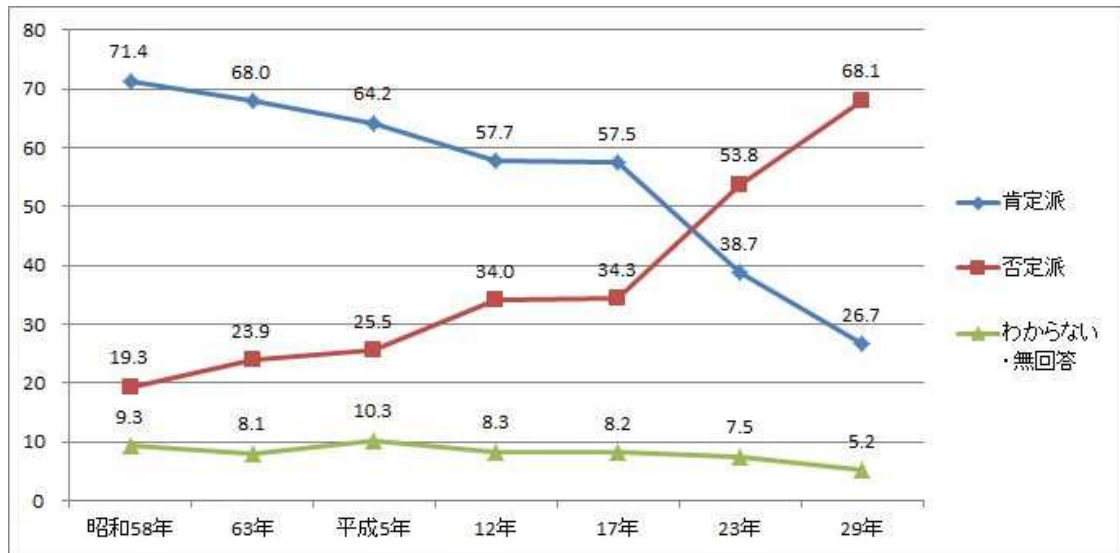
資料：令和元年版男女共同参画白書

## 11 本市の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する現状認識



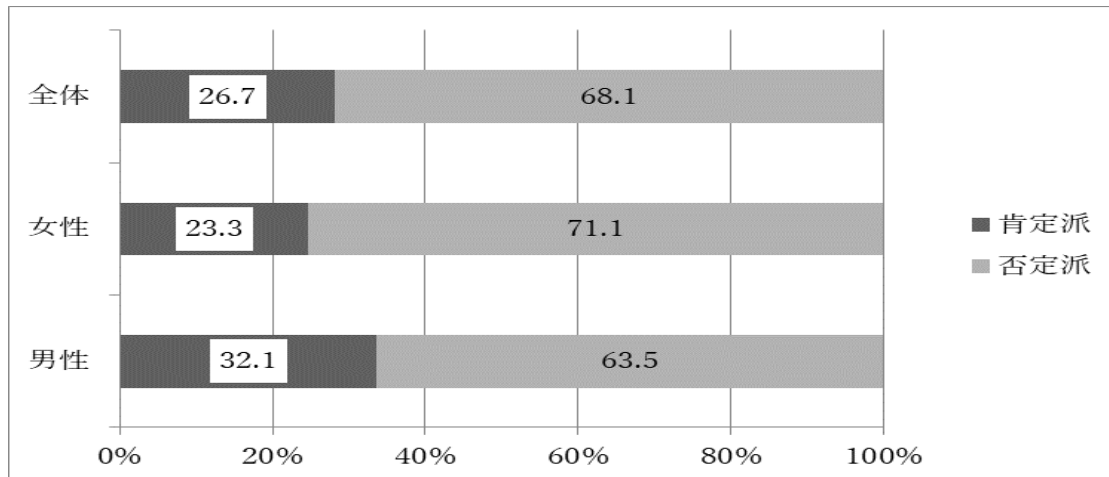
資料：「平成29年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 12 本市の性別による固定的役割分担意識の推移 ~「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方~



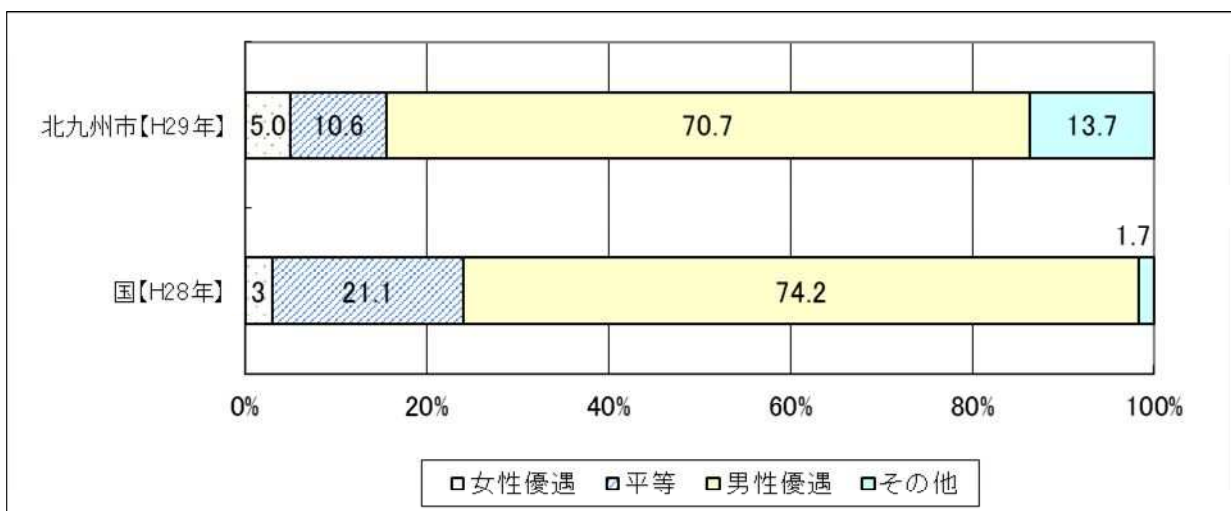
資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 13 本市の性別による固定的役割分担意識の男女別割合



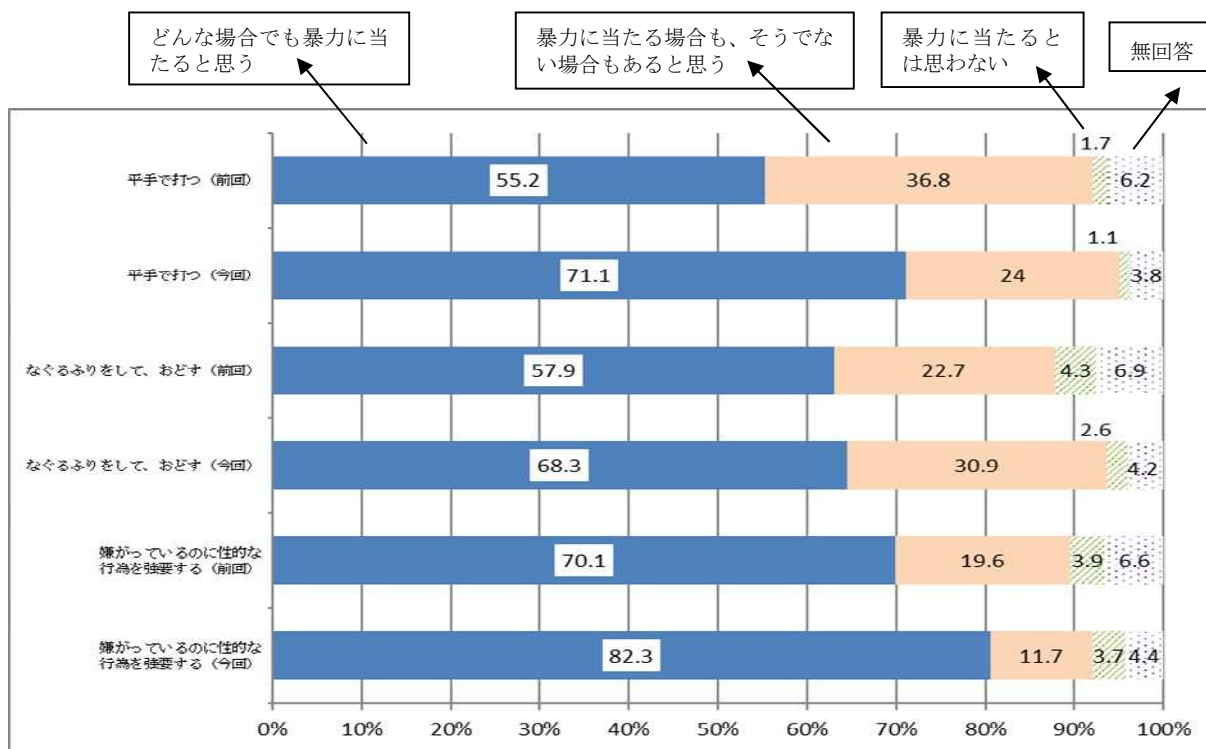
資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 14 本市の男女平等達成感について（社会全体において）



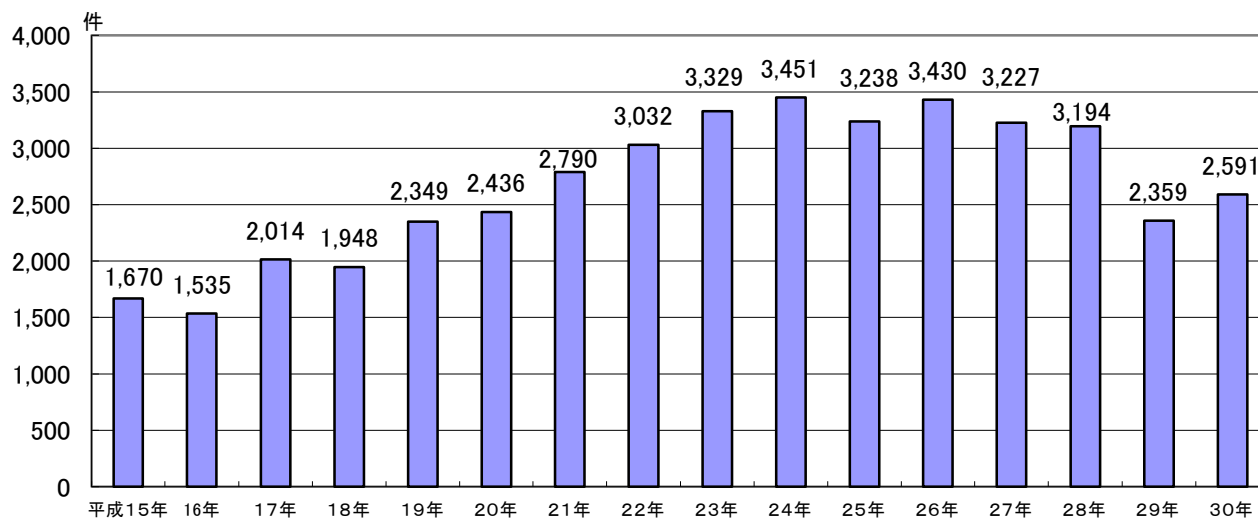
資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 28 年）

## 15 本市の配偶者や恋人等からの暴力に対する考え方



資料：「平成 29 年度 北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 16 本市の相談窓口でのDV相談件数の推移



資料：総務局

## 17 本市の10代の人工妊娠中絶率の推移(15~19歳女性人口千対)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
北九州市	13.2	15.2	15.9	13.7	14.1	11.7	11.5
全国	6.9	7.1	7.0	6.6	6.1	5.5	5.0

資料：「北九州市衛生統計年報」、厚生労働省「衛生行政報告例」

# 北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日条例第16号

改正 平成14年6月24日条例第54号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、個人の尊重及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

#### (市の責務)

- 第4条** 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条** 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (人権侵害行為の禁止)

- 第7条** 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境



を害することをいう。) その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

**第8条** 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第9条** 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (市民の理解を深めるための措置)

**第10条** 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

### (相談)

**第11条** 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (調査研究)

**第12条** 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

### (国際的な協力のための措置)

**第13条** 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

### (市民及び民間の団体に対する支援)

第14条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

### (年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第3章 北九州市男女共同参画審議会

第17条 市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成14年北九州市条例第16号) 抄

### (施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

### (任期の特例)

付 則 (平成14年北九州市条例第54号)

この条例は、平成14年6月24日から施行する。

**第3次北九州市男女共同参画基本計画  
平成30年度実施状況報告書**

令和2年3月

発行 北九州市総務局男女共同参画推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 (093) 582-2405

FAX (093) 582-2624

北九州市印刷物登録番号 第1907041A号